

会報

第44号

国立大学協会

昭和44年6月

会 報

(第 44 号)

目 次

大 学 私 観.....中 川 秀 恭…(1)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録.....(6)

(1) 理事会(大学運営協議会との合同会議)
(44. 2. 13).....(6)

(2) 理 事 会(44. 4. 2).....(9)

(3) 第 1 常置委員会(44. 2. 3).....(13)

(4) 第 1 常置委員会 (44. 4. 23).....(15)

(5) 第 3 常置委員会 (44. 1. 24).....(17)

(6) 就職問題懇談会(文部省主催)
(44. 1. 25).....(20)

(7) 就職問題懇談会(文部省主催)
(44. 2. 21).....(22)

(8) 就職問題懇談会(日経連主催)
(44. 3. 10).....(26)

(9) 就職問題懇談会(文部省主催)
(44. 3. 14).....(27)

(10) 第 4 常置委員会 (44. 2. 14).....(28)

(11) 第 4 常置委員会 (44. 4. 25).....(30)

(12) 第 6 常置委員会(44. 4. 8).....(33)

(13) 科学技術行政特別委員会(44. 4. 7).....(34)

(14) 入試期特別委員会 (44. 2. 13).....(36)

(15) 入試期特別委員会 (44. 3. 27).....(38)

(16) 大学問題研究部会 (44. 1. 25).....(40)

(17) 大学問題研究部会 (44. 3. 15).....(43)

(18) 大学問題研究部会 (44. 4. 2).....(44)

(19) 特別会計制度協議会(44. 3. 14)(45)

2. 諸 会 合

(昭和44年1月～4月).....(46)

B 意見書・要望書等

1. 科学技術振興基本法(試案)に対する意見
について (44. 4. 12).....(48)

2. 「当面する大学教育の課題に対応するた
めの方策について」の中教審答申の取扱い
について(要望)(44. 5. 9).....(50)

3. 日本育英会長への申入れ(44. 5. 8).....(51)

4. 会長談話要旨 (44. 2. 13).....(51)

5. 国立大学教官の待遇改善に関する要望書
(44. 5. 28)(52)

C 会計報告

1. 昭和43年度国立大学協会歳入歳出決算
.....(54)

2. 財産目録.....(55)

3. 昭和44年度国立大学協会歳入歳出予
算.....(56)

4. 国立大学協会会費の基準(改正).....(57)

D 調 査

昭和44年度国立学校特別会計予算小観

佐藤 憲三.....(58)

E 資 料

1. 大学卒業予定者のための推薦選考開始
時期等について……………(80)
2. 昭和45年度国立大学新規概算要求基本
方針……………(82)

3. 大学改革案等に関する各大学間の連絡
強化について……………(83)

F その他

1. 学長・役員等の異動について……………(85)
2. 罹災大学に対する災害見舞について…(86)
3. 寄贈図書……………(86)
4. 窓
○混乱の中に思う……………(47)
○健全なる精神……………(57)
○事務局長と学風……………(87)

大 学 私 観

中 川 秀 恭

ま え が き

小論は一昨昭和42年12月に開催された国大協第40回総会の折、文部省当局との懇談会が行なわれた際の筆者の発言の記憶をたどり加筆したものである。その席上、“大学問題”の原因の一つとして大衆化した大学の研究・教育過程における人間関係の喪失、学生の自己疎外がとりあげられ、多くの方の発々言があった。筆者もその一人として、平素考えていたことを述べた。多元的な多様構成・機能をもつ大学を現象論的にとらえ、これを大きな都市と比較しながら、大学における人間関係について簡単に話したのである。

その後、大学問題はその根源性と緊急性とを次第に露呈し、大学の根本的な再検討と改革が迫られるにいたり、大学という“社会”のとらえ方、管理・運営の方式の改革案、学生参加の問題等について、数多くの提案や見解が発表されている。

筆者はかねがね大学論の基礎として、現に在るところの大学を包括的に、現象論的に把握することが先ず必要ではないかと考えている。大学の理念を論じることとはもとより必要であるが、そうするととかく一面的な把握にとどまって、極めて多元的な多様な構成・機能をもつ大学“社会”という現象を抽象することになりかねない。むしろ、この現象を包括的にとらえ、そのシステム化を試みるのが、大学論を打ち出すための予備作業として必要ではないかと思う。もとより小論はそのような試みの一端にすぎず、全くの素描でしかない。大方の批判を賜わらば幸甚である。

1

1. 大学の多元性。ここに多元性とは大学を構成する要素が多数であることを言う。大学は教官、学生、事務職員によって構成される一つの“社会”であるが、教官、学生、事務職員の何れもが複合的な構成をもっている。すなわち、総括的に教官と呼ばれる教授、助教授、講師、助手の間の年代的な開きは一世代以上にわたることが稀ではないが、官僚制に見られる上下関係は教官にはなじまず、結局のところ先輩・後輩・師弟、研究・教育歴の長短、業績の多少、学科主任或いは講座担任者とそうでないもの、等による“秩序”があるにすぎない。事務職員にしても、短期間に大学から大学へと転勤させられる幹部職員から、その生涯の大部分を同一大学内で過ごす一般職員にいたるまでさまざまな違いがある。学生にしても、教養部の学生と大学院生との間には年令的に最大9年の差があり、したがって社会意識、大学問題についての意識も、自ら異なる。

2. 大学における研究・教育の機能及び人間関係の多様性・大学の中心的な機能たる研究と教育は教養部における一般教育課程、学部における専門教育課程、大学院における修士・博士課程を通じて行なわれる。一般教育課程においては深く専門の学を修めるための基礎となるべき諸科目を教授すると共に、豊かな人間性を展開することをねらいとしているし⁽¹⁾、専門教育課程においては一般教育の基

礎の上に立って専門の諸学を教授して、会社員、ジャーナリスト等の一般職業人、または裁判官、弁護士、医師、教師等の専門職業人を養成し、大学院課程においては研究者を養成する。もとより、このような研究・教育の体制が妥当にして、所期の効果をあげ得るかどうかについては、現に問題が提起され、検討が加えられているところであるが、体制の組みかえ如何にかかわらず、これらの諸課程を通じて研究・教育が行なわれることに変わりはないであろう。

ところで、これらの諸課程における教師と学生、学生相互間の人間関係は多様である。先ず、教養部においては語学関係の講義や、他の科目の演習等は比較的小人数で行なわれるから、教師の注意も行きとどき、そこでの人間関係には人格的な面が含まれる可能性がある。他方、概論講義等は少なくても2~300人、多ければ5~600人位の学生にたいして行なわれるので、教師と学生間の人間関係は極度に稀薄となり、非人格的となる。このような大人数にたいする講義において強いて人間性を出そうとすれば、教師の側で無理をすることになり、却って講義が即事的に行なわれにくくなるであろう。学生間の人間関係も、教養部においてはきわめて稀薄で、彼等は孤独に陥り易く、小グループによるサークル活動、寮生活を通じて、乃至は学生運動にはげむことによって僅かに人間関係が得られるというのが実情であろう。このことは学生運動が自己の人間性回復の契機を内蔵していること、否、むしろ、人間性の回復、自己確認への情動的要求からその起動力を汲みとろうとしていると言われていることからしても明らかである⁽²⁾。学部段階においては、数百人の学生にたいする概論講義から5人、10人、20人という人数の学生にたいする特殊講義や演習にいたるまで大小さまざまな教科が実施され、そこでの人間関係も多様である。また学部では、多くの場合学生は専攻学科、または講座に属し、当該学科、講座の教授、助教授、助手、大学院生と共に構成員となるので、そこでの人間関係は研究・教育を焦点として親密となり、高度に人格的なものとなる。大学院になると、研究を通して教師と学生が結ばれ、研究上の先輩と後輩という面が現われ、教師がしばしば学生によって批判され、啓発される。この段階では、教師と学生は指導する者と指導される者としてというよりは、むしろ真なるものを追求して互に“戦う”共同研究者としての関係をもってくる。かくしてここでは、真なるものの共同探究を焦点として、人間関係の他の諸多の側面がインテグレートされる。

3. サークル活動。筆者が長年にわたって勤務した或る総合大学（A大学と呼ぶ）には学部学生が約8,800人（在籍学生概数。以下すべて同じ）、大学院生が1,300名在籍しているが、公認学生団体が105あり、そのうち体育関係サークルが37、文化関係及び他のサークルが68ある。また筆者が現在勤務している大学（B大学と呼ぶ）は学生が600名から1,200名位在籍する5つの分校からなる単科大学であるが、在籍学生総数が約4,400名、学生サークルが233（体育関係サークル97、文化関係サークル134）ある。これらのサークル活動は実に多種多様であって、文化関係のものには、例えば英、独、露語研究会、交響楽団、マンドリン部、詩吟部、童話研究会、マルクス主義研究会、原理研究会、聖書研究会、奇術研究会、将棋部、歩く会、釣り同好会、落語研究会等があり、体育関係のものは凡ゆる種類のスポーツを包含している。言い換えれば、サークル活動は社会生活における文化的スポーツ的活動の殆ど凡ゆる分野にわたっている。在籍学生、サークル活動、所属学生の概数を表示すれば、次の如くである。

大 学	学 部 学 生	サ ー ク ル	サ ー ク ル に 属 する 学 生	在 籍 学 生 と の 対 比
A	8,800	105	2,900	33 %
B	4,400	233	3,700	84 %

(注) サークルに属する学生数は届出によるもので、実数はこれとは異なる場合がある。また、同一人が二つ以上のサークルに属する場合もあろう。B大学のサークル数は5分校のサークルを合計したもので、その中には同一種類のものが数多く含まれている。

次に、これらのサークル活動の特徴をひろってみよう。(1) サークル活動は自己目的々に、自由に行なわれる。例えば、落語研究会ではその道の達人がその道にしたがって同好の士を訓練し、また互いにたのしむのであって、学問の自由とか大学の自治とかがそこで問題とされるのではない。また、当該大学に紛争が起こった場合にも、それとはかかわりなしに活動をつづけるサークルが多い。

(2) サークルのメンバー間の関係は程度の差はあれ、人間的であって、学生はしばしばサークルにおいて人間らしい交わりを経験し、生涯にわたる友情を結ぶことがある。このことは体育系サークルに特に多く見られるようである。(3) サークルの構成は多元的で、教養部学生のみならず、学部学生、大学院生も参加し、多数学部にわたることが稀ではない。例えば、A大学の或る研究会（これはサークル活動団体に属していないので、適例ではないが）には文学部の教授（宗教学）、助教授（西洋史）、法学部の二教授（憲法、政治思想史）、教養、文、法学部の学生、大学院生、助手、学外有志が参加し、当番の者の研究発表につづいて討論が行なわれ、記録されるという形式をとっている。類似の研究会は他にもいくつかある。(4) サークル活動はその思想的・趣味的目的追求においてきわめて多様であり、時として内容的に対立するものもあるが、大学内では共存し、その間に闘争がない。大学における寛容と自由が共存を可能ならしめているのである。(5) サークルに属している学生がどの位積極的に“学生運動”に参加しているか調査していないので、正確なことは分らないが、サークルによってはそのメンバーが参加しているものもあるし、“学生運動”や紛争とかかわりなく活動しているサークルも相当数あるときいている。

4. 寮。学生寮については綿密な調査をする必要があるが、ここでは手元にある資料によって素描するにとどめる。普通の場合寮と言えば大学の管理する学寮を意味するが、その他に当該大学の学生のために出身県先輩、その他の設立したものもあるので、これらをひっくるめて考えることにする。

大 学	学 部 学生数	学 寮	収容数	学 生 数 との対比	そ の 他 寮	収容数	学 生 数 との対比	寮総数	総 収 容 数	学生数と の 対 比
A	8,800	9	814	9.2%	17	361	4.1%	26	1,175	13.4%
B	4,400	13	838	18.1%	—	—	—	—	—	—

学寮については、寮規定、負担区分等に関していろいろ問題があり、それをめぐって紛争が生じて

いる大学もあるが、“その他の寮”では、そのほとんど全部が完全な自治体制をとり、入寮者の選考はもとより、寮の経理等すべて寮生の責任で行なっており、それ以外に少なからぬ出費を負担しているところさえある。例えば、或る寮の如きは10年年賦で国から敷地の払い下げをうけ、毎年約40万円を寮生（定員14名）の積み立て、先輩の定額寄附等で支弁してすでに8年に及んでいる。

学寮たるとその他の寮たるとを問わず、そこにおける人間関係はきわめて深く、多くの問題をかかえながらも共同生活を通じて互いに錬磨し、友情で固く結ばれることは事実である（もとより例外はあろう）。

5. 学生自治会——学生運動。問題があまりに大きく、筆者の準備が足りないので、小論ではふれないことにする。しかのみならず、小論のねらいは“学生運動”——今日では紛争という形をとって現われる——がそこにおいて発生する場としての大学を、現象論的に素描するにある。

（注1）一般教育の問題性については、国大協第一次一般教育特別委員会報告“大学における一般教育について”（昭和37年3月）、同第三次特別委員会“中間報告”（昭和43年8月）、小塚新一郎氏“一般教育の改善について”（大学資料、30号、1969年3月）参照。

（注2）筆者は或る総合大学に長年勤務したが、その間、当該大学の学生のために筆者の属する教会が設立した“大学センター”と称する施設に主事として家族と共に住み込み、学生のめんどろを見た。このセンターは学生寮の外に集会室、図書室、礼拝堂等を持ち、専門家に委嘱して音楽、美術の鑑賞会、語学、文学、哲学、神学等の研究会を開いている。毎年新学期の開講日には多数の学生がおしかけて満員の有様となるのだが、一学期が終わり、夏休みが明けて二学期に入ると聴講者の数がへり、三学期には更に小人数となるのが常であった。これにはいろいろな原因もあろうが、一つには入学早々の学生——特に他府県からきた学生——は友人、知人もなく、孤独であるために、人間を求めてこのセンターを訪れるのだが、日がたつにつれてどこかに人間関係をもつようになり、足が遠のくのではなからうかという印象を筆者はうけた。

2

大学“社会”はこれまで概観した諸機能、諸活動がそこにおいて共存的に行なわれる場、ないし自由にして寛容な精神的空間のようなものである。以下、このような場としての大学“社会”の性格について考えて見よう。

1. 研究・教育、サークル活動、寮生活等が行なわれる場としての大学は非人格的な性格をもっている。大小の研究単位、教育単位、その他のグループにおけるさまざまな度合いの人間関係に基づく活動が効果的に行なわれるためには、それ自身空無にして、非人格的な場が必要である。大学はこの側面においてはいわば自由な空気のようなもので、そこではじめて学内各単位の機能・活動が円滑に行なわれ、人間的な交わりが可能となる。この点、大学“社会”は大都市の非人格性に通ずるものをもっている。都市には職業、趣味、宗教、芸術、その他万般のことがらにかかわる大小無数のグループがあり、市民はそれらのグループに幾重にも帰属して仕事をし、特定のことがらをめぐって人格的に交わりながら人間的に生きようとしている。もとより、それらのグループには利益社会的なものもあるし、人格共同体的なものもある。しかし、人格的な交わりが可能なのは、グループが存在する

場としての都市が非人格的でなければならぬ。都市は人格的な“我—汝”の関係の形成に必要な非人格性の自由を市民に与える。

2. 大学の中心的機能たる研究・教育はもとより、グループの活動、構成員の言動はことごとく大学という場において統合される。言い換えれば、大学は大学への帰属性を通じて、構成員——大学人としてはもとより、市民としての——の一切の営為を統合する原理としてはたらくのである。

3. 大学は管理・運営の面においては一種の“権力体系”をなしている。このことは所謂学生参加の有無にかかわらない。この断面においては、大学は人格共同体であるよりは、むしろ大学に特有の目的を追求するために、規則にしたがって運営される非人格的な“社会”である。“目的社会”としての大学の側面がここに現われている。

4. 大学は真なるものの発見、人材の養成を通じて価値を創造すると共に、それを具現する文化的な存在である。大学は創造した価値を蓄積し、卒業生の学的・社会的貢献を加えていよいよ豊かになり、学的・社会的評価の定まった価値統体をなす。教官たると学生たると職員たるとを問わず、およそ大学構成員たるものは、その全存在において価値の統体としての大学に包摂され、その価値に参加し、そのことを通じて自己自身の価値創造を行なう。このことは、ただに当該大学の構成員のみならず、卒業生にも妥当する。

3

以上筆者は大学“社会”の現象論的な素描を試みたのであるが、大学についてのいくつかの所見をそこから引き出すことができよう。

1. 大学の管理・運営は非人格的な場としての大学、目的社会としての大学の側面にかかわるものであり、規則を規則として重んずる法意識に基づいて、非人格的に、ドライに行なうべきではなかろうか。管理・運営にあたって“教育的に”とか“人間的に”とか“愛の精神をもって”（宗教主義大学で言われることがある）とかいう要素が導入されると却って混乱を生ずるおそれなしとしない。もとより、非人格的とかドライとか言っても機械的にということではなく、即事的、客観的にことがらを処理するということである。

2. 大学における研究と教育は即事的に行なわれるものであって、人間形成を直接の目的とはしない。しかしながら、価値の統体・統合の原理としての大学の場合において、研究・教育の機能を焦点として他の一切の機能、活動がインテグレートされて、学生はもとより、他の大学構成員の人間形成が自ら行なわれるのである。

3. 研究・教育及び人間形成が上述の如き多元的・多様な構成と機能をもつ大学“社会”においてはじめて効果的に行なわれる以上、大学を機能別、目的別に分化せしめることには慎重を期する必要がある。また、たとえ特定の目的のために或る大学を設置するとしても、それが大学であるかぎり、その規模の大小にかかわらず、上述のような多元的・多様な構成・機能をもってするのであって、これを人為的に単純化しようとするれば却って大学の本質を損うことになる。それは大学の“自然”なのである。

（北海道教育大学長）

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会および大学運営協議 会合同会議議事要録

日 時 昭和44年2月13日(木)午後1時

場 所 如水会館(神田)

出席者 奥田会長

渡辺副会長

堀内, 柳川, 本川, 秋月(代, 花岡),

和達, 加藤, 宮島, 斯波(代, 沢田),

中川, 篠原, 戸田(代, 入江), 長谷

川, 原(代, 池田), 妻木, 町野各理事

小塚第1常置委員長

小川第2常置委員長

太田第4常置委員長

鎌田第7常置委員長

近藤, 岡田各監事

中川, 中村, 横田(代, 三橋), 武居,

熊谷, 後藤各運営協議会委員

田畑臨時委員

市原専門委員

説明者 文部省村山大学学術局長, 清水
審議官

奥田会長主宰の下に開会。

初めに, 会長より, 最近ますますはげしくな
ってきた大学紛争の状況と東京大学のいわゆる
「確認書」の問題について話し合ってみるこ

と, および, 今後における当協会の対策につい
て協議するため, この合同会議を開催した旨の
挨拶があり, 続いて丁子主事から会議資料の説
明があつて議事に入った。

1. 会務報告

1月10日開催された理事懇談会以後の主な事
項について次のとおり報告があつた。

(1) 就職推せん開始時期について

1月24日第3常置委員会で検討した結果,
本年も例年どおりの申し合わせを行なうこと
とし, 1月25日文部省主催による国公立各
大学団体の就職問題懇談会の際, この趣旨に
よる申し合わせを行なった。

(2) 第2回大学問題研究部会

1月25日第2回大学問題研究部会を開催
し, 今後の審議方針についてフリートーキン
グを行なったが, その際在京および周辺の理
事等にも参集を願い, 東京大学の入試中止お
よび確認書の問題について, 東大側から説明
を聞くと共に, 政党その他から発表された大
学院大学の構想などについて話し合い, それ
らに関し, 国大協としてどんな態度をとるべ
きかなどについて懇談した。その結果, 大学
院問題については2月3日第1常置委員会を
開き, また東大の確認書の問題については,
東大の説明書が近日発表されるとのことであ
るので, その段階において大学運営協議会を
開いてそれぞれ検討することになり, 本日運
営協議会を開くことになったが, 事柄の性質
から理事会の方々にも参集を願うことになり
本日この合同会議を開くことにした。

2. 「会長談話」の発表について

会長から、本日会議終了後記者会見を行なう際、大学紛争の問題にもふれると思うが、どのようなことを述べるか、一応審議の資料として作成した別紙「会長談話」の文案を二宮主事朗読し意見を求められたが、特にその大綱においては意見もなく別紙のとおり文案の字句の修正があつて了承された。(文部省村山大学学術局長、清水審議官来室)

3. 文部省(村山大学学術局長、清水審議官)

との懇談会について

会長から、本日は文部省から村山大学学術局長と清水審議官が来会されたので、暫くの間合同会議を中止し、懇談会に切り替え自由に意見を交換し合いたいと述べられた承され、村山新局長の紹介と同局長の挨拶があつてのち、懇談に入った。話題となった主なものは次のとおりである。

(1) 入試期の振り分け問題について

入試期の問題については、国大協で「入試期特別委員会」を設けて予てから検討しており、本日も会議を開き意見を交換したが、大部分の大学では従来の経験から考え、将来は1期校・2期校の区別を設けず国立大学の入試は全国1回一斉に行ないたい意向が強かった。然し、あまり急激に変更することは、混乱を伴うおそれがあるので差当たりは種々の点を考慮し手直し程度として、受験者数のバランス等を考え、現在の2期校から特に必要と認められる大学5校乃至7校程度を1期に移すことはどうか。また、現在、社会がまだ1期2期制を必要としているかどうか、現在では寧ろ1期2期に分けた弊害の方が大きいと思う。これに対し、村山局長は、内容が未だ明確でないので、はっきりしたことは言

えないが、入試期の問題は、単に受験者の数ばかりでなく、受験者側の立場(特に2期に残る大学の立場)医学部関係の取扱い、地区の事情等のことも考慮に入れなければならぬので、今後「大学、高等専門学校入試改善委員会」その他で検討したいと考えている。

(2) 大学院大学の問題について

初めに大学側から、大学院は、学部と研究所に充分な基盤をもたねばならぬと思うが、最近新聞その他の情報によれば、文部省ではいわゆる大学院大学の構想を考えているそうだが、その点どうなっているか。これに対し村山局長から次のとおり説明があつた。

この問題については、昭和38年の中教審の答申に一例が出ていますが、この議論は完結していない。文部省では目下学校教育全体につきかなり長期的に検討しつつ、当面の問題についても追加諮問している段階であり、全く方針も決まっていない。学生の地位、大学の機能など今後中教審の答申を根底におき、大学、社会、政党など各方面の意見を充分くみとって、在るべき将来像を作りたい考えである。研究所のウエイトについても、大学院の在るべき姿と融和したものを考えたい。

(3) 入学試験中止問題について

東京大学および東京教育大学の入学試験について、今回文部省のとられた中止措置は誠に遺憾であり、現場の血の通った考え方が大切で、大学側の熱意のあるところをくんでほしかった。また、国大協などにも連絡をとって現場の意見を聞いてほしいとの意見があつたが、これに対し、村山局長から次のとおり中止事情の説明と入学者増員の依頼があつた。

この度の問題は、極めて異常事態であり、

一応は国大協へも相談しようと考えたが時間的にも余裕がなく相談しなかった。入学試験を中止した大学の定員を、各大学に無理に割当を強制する積りはないが、事情を了承していただき、できるだけ多く引き受けていたきたい。また、最近の各大学の入学状況を見ると、実際の入学者は大体入学定員の98%程度しか許可していないので、本年は特に定員をできるだけ一杯に受け入れてほしい。また、入試の妨害に対しては、あらゆる手だてを考え、何とかして実施してほしい。

以上で、文部省との懇談会を打ち切り、村山局長、清水審議官退席、続いて合同委員会を再開。

4. 東京大学の「確認書」の問題について

初めに、加藤東京大学学長事務取扱より、去る1月10日秩父宮ラグビー場において行なわれた七学部集会（七学部「団交」）における確認書について別紙会議資料(4)(5)(6)(7)によって集会の開催から調印（1部の項目については調印しなかった）に至るまでの経緯や内容（確認書の項目）、訂正箇所等について詳細な説明があった。また、1月28日付の「確認書についての説明」資料(4)は、評議会で慎重にこれを審議した結果、これに示された解釈は、大学当局の確認書についての基本的な解釈であることを了解し決定されたものであるから、今後は大学側としてはこれを基本として対処していきたい。なお、学生に対しては、この確認書は一つの基本を示したものであるけれども、将来の大学像ではないということを明らかにしておいた。大学側としての確認書の最終的处理は一応これをもって結末をつけたものと思うので、今後は一日も早く正常なルートによって学生側と交渉する積りである。

なお、「確認書」のことにに関して文部省より

通達があったが、東京大学としてはその通達にはとらわれず、独自の考えで合法的にやっていきたい所存であり、また、今後改革の一方法として、学内に教官・職員・学生を含めた「大学改革委員会」をつくって検討したいと考えており、既に本年1月には「大学改革準備調査会」をつくって検討を始めている。

以上で「確認書」についての説明が終わり小憩ののち、質疑応答が行なわれたがその主なるものは次のとおりであった。

- 管理・運営参加（教官・職員・学生）の場合、職員の位置づけはどうか。

（具体的には未だ決定していないが、かなりむずかしい問題もあると思われる。例えば、職組から代表を出すとしても職員が全員組合員とは限っていない等

- 学生処分の問題はどうか

（今回の場合大学側にも責任があると考
え、追加処分はしない方針である。実際に処分を行なうにしてもその実行はかなり困難と思われる。解説書（資料4）20
頁参照。

- 新しい処分制度はどのようにするか

（今後は、大学側と学生側相互に検討することにする。（資料4）の23頁参照

- 7学部集会を一応全学集会と見て確認したか（一応全学集会として確認した）

- 大内経済学部長と林文学部長の場合における機動隊導入問題についての理由の相違点はどうか。

（林部長の場合は、自分から学生との交渉継続の意志があったが、大内部長の場合は自分の意志に反して拘束された。

- 学外で起こった刑事処分と学内処分の関係はどう扱うか（学外の場合は、従来は必ずし

も学内処分を行なわなかった)

- 学内捜査協力についてはどんな方針をとるか(資料4)の33頁, 34頁, を参照されたい
- 学生代表団と自治会代表との関係はどう考えるか(自治会代表を暫定的に代表として考える)
- 紛争による被害総額はどの程度か(約4億円以上である)

- 学生の固有の権利とはどういう意味か

学生個々人が、学生という地位に伴ってもつ権利を指す。(資料(4)の50頁(4)項参照)

大要上記のような質疑応答があったのち最後に理事ならびに大学運営協議会委員、特別会計制度協議会委員等の異動について次のとおり報告があって本日の会議を閉じた。

(理事)

大学名	旧	新
東京教育大学	三輪 光雄	宮島 竜興
(事務取扱)		
神戸大学	八木 弘	戸田 義郎
(//)		
九州大学	水野 高明	原 俊之
(//)		

(運営協議会委員)

第1常置委員長 藤田学長(お茶の水大)
小塚学長(東京芸大)
臨時委員 桑原教授(京大) 田畑教授(京大)
専門委員 市原教授(一橋大)
(特別会計制度協議会委員)
会 長 大河内一男(東大) 奥田東(京大)
第6常置委員長 増田四郎(一橋大)
斯波忠夫(東工大)
会長指名の学長 福田邦三(山梨大)
増田四郎(一橋大)

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和44年4月2日(水)午後1時

場 所 三和銀行本郷支店会議室

出席者 奥田会長, 増田副会長(代, 田上)

堀内, 柳川, 秋月, 和達, 加藤(代, 松田) 宮島, 斯波, 中川, 戸田, 稲荷山, 三好, 長谷川各理事

小塚第1常置委員会委員長

小川第2常置委員会委員長

太田第4常置委員会委員長

近藤, 岡田各監事

奥田会長主宰の下に開会。

議事に先だち、奥田会長より、代理出席の田上教授(一橋大学)、松田教授(東京大学)の紹介と前回理事会以後の理事の異動について次のとおり報告があった。

大学名	旧	新
東京大学	加藤 一郎	加藤 一郎
(事務取扱)		
静岡大学	渡辺 寧	小野 勝次
広島大学	川村智治郎	三好 稔
(事務取扱)		

ついで、丁子主事より本日の会議資料の説明があり、続いて二宮主事前回の議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

I 前回理事会(44・2・13)以後の主要事項について会長より次のとおり報告があった。

1. 東大「確認書」の解説書送付について
前回理事会の際申し上げた東大「確認書」の解説書は、2月17日各大学へ送付した。
2. 中教審の「学園における学生の地位につい

て」の中間報告（草案）について

かねてより央中教育審議会で審議中の本草案が去る3月7日に公表されたので、3月15日大学問題研究部会を開いて検討し、また、同草案に対する当協会としての取扱い方について協議した結果、この問題は更に同部会で具体的に検討をすすめることになったが、他方この草案は、文部省より各大学へ照会され、直接意見を求められる趣であるので、当協会としては、特にこの件について各大学の意見をとりまとめ統一見解を出す等のことはしないこととした。また、このことについては、大学運営協議会の了解を得て、会議資料3のとおり3月17日付をもって各大学長宛に通知した。なお、この問題については、会長が文部事務次官、大学学術局長、森戸中教審会長とそれぞれ懇談し、どこまでも大学の自主性を尊重し、これを画一的、一方的に立法化するようなことのないように要望した。

3. 第10回特別会計制度協議会について

3月14日定例本協議会を開き、昭和44年度国立学校特別会計予算案につき、文部省側委員より説明をきき、また、大学紛争に関連して国有財産管理の問題について種々意見の交換を行なった。

4. 卒業予定者の就職推せん開始時期について

1月28日国公立各大学団体間において、前年同様の申合わせを行ない、各国立大学長ならびに各事業所団体宛協力方の依頼状を送ったが、特に本年は申合わせの趣旨を一層徹底させるため、当協会においては関係学長を煩わし、他の大学団体とともに①日経連主催の業界に対する説明会に出席した、②関西経営者協会との懇談会を行なったほかさらに③主要事業者団体と直接懇談する等申し合

わせの厳守協力方について努力を重ねてきた。

II 協議事項

1. 昭和43年度追加予算について

事務局長から、本件は3月中に承認を希望していたが理事会開催の機会がなかったもので、本日追加ご承認を願いたいと会議資料4によって説明があり、異議なく承認された。

2. 昭和43年度国立大学協会才入・才出決算について

事務局長から、昭和43年度才入・才出決算書および財産目録（何れも近藤・岡田両監事監査済）について、会議資料5によつて説明（特に経費の膨張した科目）があり、続いて、岡田（大阪大学長）監事より監査結果の報告があつて異議なく承認された。

3. 国立大学協会会費の基準改正について

会長より、昭和43年12月19日開催の理事会および第42回総会において、国立大学協会会費の基準のうち、ただし書廃止について諮り、文部省の承認を条件として承認されたが、その後文部省と協議の結果、ただし書の一部を別紙のとおり改正することとしたい旨述べられ、鶴田局長からその理由について詳細な説明があり、異議なく承認された。

なお、この改正は、昭和44年4月1日から適用し、6月の総会において追認願うことに併せて承認された。（資料6.7参照）

4. 昭和44年度会費額について

会費基準の改正により、昭和44年度の会費額を会議資料8のとおり定めることについて諮られ、事務局長から説明があつて、異議なく承認された。

5. 昭和44年度予算案について

このことについては、事務局長より会議資料9の「昭和44年度国立大学協会才入・才出

予算（案）」によって説明がありなお、総会に対しては例年の例により6月の総会で追認を願うことになるのでこの点了承されたい旨を述べられ異議なく承認された。

6. 副会長選任について

初めに、会長より、渡辺副会長が3月31日付任期満了の故をもって退任されまた、増田一橋大学長より健康上の理由で3月31日限り、副会長辞任の申し出があったので、副会長2名の選任についてお諮りしたい。なお、副会長互選の手続きは、別紙資料10の「副会長互選の手続について」によって行なうことはどうかと諮られ協議の結果、これによることとし投票の結果、次のとおり決定した。

出席委員（代理者2名を含む）15名（定数11名）

第1次選挙において過半数の得票を得た大

学（大学名により投票）が無かったので、第2次選挙を行ない東北大学と埼玉大学が得票過半数を得副会長に選ばれた。

7. 静岡大学長および一橋大学長の所属常置委員会について

今回副会長を退任された静岡大学長および一橋大学長の所属常置委員会は、慣例によって従来新副会長が所属していた常置委員会とし、次のとおり決定した。

静岡大学 第5常置委員会

一橋大学 第1常置委員会

8. 特別委員会委員の補充について

このことについては、事務局長より会議資料11「特別委員会の委員補充について」によって説明があり、協議の結果下記のとおり決定した。

記

委 員 会 名	退 任 委 員	補 充 委 員	備 考
1) 新設大学拡充特別委員会	渡 辺 (静岡大) 中 村 (横浜国立大) 山 内 (新潟大)	静岡大 横浜国立大 新潟大	
2) 教養課程に関する特別委員会	二 方 (茨城大) 藤 田 (お茶の水大) 佐 藤 (名古屋工大) 小 林 (大阪教育大) 川 村 (広島大) 柳 本 (熊本大)	東京大 お茶の水大 岐阜大 大阪教育大 広島大 熊本大	
3) 科学技術行政特別委員会	大 河 内 (東京大) 三 輪 (東京教育大) 八 木 (神戸大) 川 村 (広島大) 渡 辺 (静岡大)	東北大 東京教育大 京都工繊大 島根大 静岡大	(近畿地区) (中四国地区)
4) 図書館特別委員会	藤 田 (お茶の水大) 川 村 (広島大)	お茶の水大 広島大	(地区選出) (地区選出)
5) 研究所特別委員会	藤 田 (お茶の水大) 八 木 (神戸大) 水 野 (九州大)	東京大 神戸大 九州大	(関東地区)
6) 医学教育に関する特別委員	渡 辺 (静岡大) 福 田 (山梨大)	山梨大 鹿児島大	静岡学長 (前委員) 町野学長 (産婦人科)

会	山	内(新	潟	大)	新	潟	大	
	川	喜	田(千	葉	千	葉	大	
	後	藤(長	崎	大)	長	崎	大	
7) 入試期特別委員会	二	方(茨	城	大)	茨	城	大	
	中	村(横	浜	国立大)	横	浜	国立大)	
	佐	藤(名	古屋工	大)	名	古屋工	大)	
	川	村(広	島	大)	広	島	大)	
	市	川(山	口	大)	山	口	大)	
	柳	本(熊	本	大)	熊	本	大)	
	渡	辺(静	岡	大)	静	岡	大)	
	渡	辺・増	田	両副会長	新	東	大)	
					埼	北	大)	
						玉	大)	

なお、今後特別委員会の委員の補充については、次の手続きによることが承認された。

特別委員会の委員補充に関する選任手続について

昭和44・4・2

理 事 会 決 定

特別委員会の委員は、会則第23条第2項の規定により、理事会が選任することになっており、従って、学長の交迭等により、特別委員会の委員に欠員を生じた場合は、次期理事会まで補充不可能のため、特別委員会の運営上支障を来す例が少なくないので、今後特別委員会の委員に欠員を生じ、かつ、緊急に補充を必要とする場合は、予め、当該特別委員会をして補充させ、次期理事会でこれを追認する手続をとることとする。

9. 会長・副会長・理事・監事および常置委員会委員等の改選について

事務局長から、来たる6月の総会において①会長・副会長②理事③監事④常置委員会委員(大学代表者委員・教員委員)⑤大学運営協議会地区委員を改選することになっているが、その際におけるそれぞれの改選手続の要旨について別紙会議資料「会長・副会長・理事・監事および常置委員会委員等改選について」によって説明があり了承された。

Ⅲ その他

1. 大学設置審議会委員候補者の推せんについて

文部省から、当協会より推せんの大学設置審議会委員のうち、福田前山梨大学長と小塚東京芸大学長が、このたび任期満了となられるので、後任候補者(倍数)推せんの依頼があった旨会長より報告があり、候補者については慣例により会長に一任することとし、小塚芸大学長、藤岡山梨大学長、秋月群馬大学長、大政宇都宮大学長の4名を推せんすることとした。

2. 第43回総会日程について

下記のとおり決定した。

6月24日(火)、25日(水)

場所 国立教育会館

なお、6月26日(木)は文部省招集の学長会議にあて、27日(金)は事務局長の事務連絡会議を開くこととした。

以上で理事会を閉じ、続いて懇談会に切替え、主として中教審の中間報告および最近における大学管理をめぐる問題点について懇談した。

初めに、この懇談会に特に出席を得た村山大学学術局長から、次のとおり発言があった。

- (1) 予てから大学紛争等の問題について、大学と文部省との間の意志疎通の機会を考えていたが、国会関係と年末年始の用務多忙のためその折もなく今日に至ったが、4月7日午後国立教育会館において全国国立大学長会議を開催するはこびとなつた。従来は国大協の6月の総会終了後に開催するのを例としていたが、今回は時期を早めて開いた次第で、是非出席を願いたい。なお6月の学長会議も開きたい考えであるが、目下のところ未確定である。

当日の議題としては、特別のものはなく、当面の紛争に対する方策や大学の制度・運営等の問題について率直に意見を交換し、大学と文部省の意思の疎通を深め、互に協力して問題の解決に対処していくことが主眼であり、大臣の挨拶に続いて大学問題の経過について報告(約1時間)し、それに関連して管理運営、入学試験、新入生の受入れ等当面する諸問題について文部大臣を交え意見の交換(約2時間)を予定している。なお、中教審の審議事項についても、それを基礎として、大学の意見も聞き、合意の上で進めていきたい。立法については考えていない、事柄によつては考えることにもなるが、現在予定していない。タイミングや方法については慎重を期す考えである。

ついで、中教審の中間報告(案)の問題に関して、次のような質疑応答があった。

- 中教審の審議状況はどうなっているか

中教審では、4月中旬に既に出した学生の地位のほか、大学における意思決定と執行や紛争の終決の問題等についても一応意見をまとめる予定のようである。文部省としては、中教審の案がまとまれば、それを元にして大学側その他の意見を聞いた上改善を図りたい。

- 4月末までに中教審が案をまとめるとすれば、大学側の意見は、その前に回答しなければならないか

必ずしも現在の状況では、それ程急ぐ必要もないと思うが、できるだけ早く意見を知りたい。

- 各大学へ照会された中教審の中間報告(案)に対する大学側の意見は、中教審で参考とする積りがあるのか

合理的なものがあれば参考ばかりでなく加味することにもなる。

大略上記の如き質疑応答があつて懇談会を閉じ、最後に渡辺前副会長から、特に臨席の上去る3月31日付をもって静岡大学長退任の挨拶があった。

(3) 第1常置委員会議事要旨

日 時 昭和44年2月3日(月)

午後2.30~5.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小塚委員長

実方、本川、大政、松田、中川、堀尾、

長谷川、広田各委員

中川臨時委員

市原、植村、中川各専門委員

小塚委員長の主宰により開会。

議事に先だち、藤田委員の退官に伴い波多野学長(お茶の女子大学)が新たに委員となられた旨の紹介があり、次いで前回の議事要録の朗読、本日の審議資料の説明があつて議事に入った。

1. 大学院問題に関するアンケートの集計結果について委員長より、55大学よりのアンケー

トに対する回答意見の集計表(別紙配布)により、本表に示す集計結果は、急いで取りまとめたものであり、また各大学の意見も、現実の問題として考えられたものと、理想の問題として考えられた場合とかなり意見に相違があり、判断が難しいことなどもあって、必ずしも正確なものとは言えない。大体の傾向を知る程度でお考え願いたい旨附言の上説明があり、これに対し、各学部・研究所から出して来たアンケートの回答書からは統一的な見解は引き出せない大学もあり、また反対が賛成かははっきりしないものもあり、なお全大学からの回答を待つて更に細かく分析し検討することとした。

2. 大学院問題に関する世論の動向について

東京大学の紛争を契機として、大学院問題が論評に上り、中央教育審議会でも文部大臣の諮問に依じて審議を進めているが、研究者の養成を中心とする大学と職業人の養成を中心とする大学の構想から、大学院だけの大学や学部と大学院を兼ねる大学などの案が考えられている。

自民党文教制度調査会でも、剣木小委員長案、内藤私案などが出され、大学院大学の構想を急速に具体化する方針のようにうかがわれる。

3. 大学院問題に対する国大協としての対策について

本来、大学自身が先ず考えるべき大学院制度の問題が、東京大学などの紛争を動機として、他の方面から一方的に意見が出され、それが強く働きかけて来ることに對して何等かの措置が必要ではないか、との問題が提起され、これに対し次のような点が指摘された。

(1) 研究者の養成を主とした大学院大学を置

くことによって、学生運動から離れた樂園とするといった考えは間違いである。大学院学生は学生運動と無縁ではなく、むしろ益々強く出て来ると思われる。

(2) 政治家のうちには研究と教育を分離し、研究は大学院の場において行なうものとする意見があるが、国大協はこの考えを啓蒙すべきである。

(3) 中教審の前の答申では主として研究者を養成する大学というのがあるが、この場合養成する研究者とは何を考えているのか。

(4) 研究者の養成を主とするものとするれば、7大学を大学院とする構想に結びつくように考えられるが、もしそうなった場合、大学院修了者が溢れることにならぬか、また指導上困難な点が生じないか。

(5) 仮に大学院大学が置かれた場合、現在大学院を置く多くの大学はどうなるのか。教官の研究意欲の低下、教官補充など困難な問題がある。現実をふまえた上で漸進主義で行くほかあるまい。

(6) 現在の大学院では、当該大学から進学の者と他大学から進学の者があるが、研究業績上から見て、両者の間に学問的には差はないとするものと、差があるとする大学があり、大学院の規模や専攻分野により相違がある。また、他大学から進学する者の選考が、論文のみの場合、その者の資質を見落すことはないか。常識家でなくても、研究者として適格であればよいのか。そうした考え方に反省すべき点はないか。

(7) 大学院学生は、年令の上から学生としての身分と社会人としての身分との意識の上で、何か判然としないものがあるように思われる。学生問題にしても大学院学生から

は、深刻な問題が提起されるようである。

- (8) 大学院の問題も、大学制度全般から検討すべきであり、今回一部でいわれているように、大学の紛争に関連して、独走的な政策を強いるようなことがあってはならない点など関係者へ申し入れる必要はないか。

- (9) 東大の入試中止に係る問題を見ていると、大学の自治が徐々に犯されそうで心配になる、自治への不当介入を遠慮してほしい位のことを申し入れてほしい、との意見も聞く。

以上、種々の意見を総括し、大学の自治が政治或いは行政の面から犯される心配もあり、この際至急問題点をまとめて関係筋へ申し入れておく必要がある。場合によれば剣木委員長に会って事情を話すことも考えられる。よって第1常置委員会としては、この提出案文を委員長において立案し、これについて市原、中川両専門委員の意見をきき成案を得ることとし、来たる13日の理事会にこれを提案することに了承し散会した。

なお、植村専門委員より東京大学の問題の対策を手伝う破目となり、時間に余裕が無いので委員を交替させてほしいとの願い出があったが、いずれ相談の上何分の返事をする事になった。

(4) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和44年4月23日(水)午後2時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小塚委員長

増田(代、大陽寺)、西山、松田、戸

田、広田各委員

中川臨時委員

小塚委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があった後、前委員会以後の委員の異動と本日の代理出席者について次のとおり報告と紹介があった。

大学名	新委員	旧委員
一橋大学	増田 四郎	本川 弘一(東北大学、副会長に選任されたため)

宇都宮大学	西山 太平	大政 正隆
	(学長、事務取扱)	

神戸大学	戸田 義郎	八木 弘
	(学長事務取扱)	

新潟大学	長崎 明	山内 峻呉
	(学長、事務取扱)	

代理出席者	大陽寺一橋大学教授	
	(増田委員長の代理)	

次いで、前回の議事要録を朗読、承認されたが、同議事録の最後の方に記されてある次の二点について事務局長より下記のとおりの報告があった。

- (1) 最近大学の自治が政治或いは行政の面から干渉をうける動きがあるので、この際委員長と専門委員の間で文案をつくり、4月13日の理事会に提案した上、承認を得れば関係筋へ申し入れることになっていたが、四囲の情勢から判断して、文書での申し入れは中止し、口頭で説明することになった旨報告があり了承を得た。
- (2) 植村委員からは、学内事情により専門委員辞任の申出があったが、松田委員を通じて引き続き留任をお願いすることになった。

議 事

1. 大学問題に関するアンケートの集計表について

初めに、広田委員より、大学問題は旧制大学とその他の大学ではいろいろと事情を異にし、また医学系など学科の性質によっても相違があるので、前委員会で説明された第1次アンケートの集計表ではわかりにくい点もあるので、別紙のような集計表をつくった。前回の集計と異なった点は、各大学全体を一律的に見ないで、適当なグループに分けて集計し、各グループ間の意見の相違点を明らかにするため「旧帝大」、「旧制大学（医学部を除く）」、「修士課程大学」、「学部課程大学」および「医学課程大学」の5グループに分けて集計したことと、数のみに比重をかけずに、全体を見渡ししながらその傾向を見ることに重点を置き、特色ある少数意見は努めてとりあげるようにしたことなどそのまとめ方についての説明があり、ついで、全文を朗読しながらアンケートの各項目にわたって説明があった。続いて、二宮主事から、前委員会の際、配付説明した第1次アンケートの集計表について、その後10大学から回答をうけ、回答大学合計が65大学になり、別紙のとおり集計表を訂正した旨の説明があった。

続いて、委員長よりアンケートの回答を見ると各大学からいろいろの意見が出され、そのとりまとめは極めて困難と思われるが今後どのようにこの問題を検討してゆくか大学院だけを切り離して検討をするか或いは学部と大学院を一緒にして検討するかどうかと諮られたところ次のような提案があった。

① 自然科学系と人文科学系（専攻分野に分けて）の二つに大別して整理し、問題別に

掘り下げていく。

② いわゆる「大学院大学」の構想を基礎に、「博士課程」を独立の組織として確立し、とりあえず「研究者養成」の側面から検討する。

なお、このことについては、委員長より別紙委員長提出の参考資料の1と同じく参考資料の2, 3, 4（独乙の大学における講座関係資料）によって詳細な説明があり、今後の大学院のあり方を考える場合の参考にすることはどうかとの意見が述べられた。

③ 広田委員の資料によって、各大学の共通点をクローズアップし、少数意見は小さい活字を使って書いて少数意見として検討することはどうか。

④ 今後の大学院のあり方について国大協としての意見を現時点で公表することがよいかどうか、この点も検討してほしい。

以上のような意見があったが、この大学院問題の検討方法については、次回委員会において引続き検討することとした。

2. 東京大学のいわゆる「確認書」について

東京大学のいわゆる「確認書」が発表されたので、この中に盛られていることは全国の大学に影響するのではないかとの質問があり、松田委員からその内容について次のように説明があった。

「確認書」は、その内容が26項目あるが、これを全部認めたわけではなく、この15項目だけに限って確認したものであり、一般には誤解された部分がかなりある。この確認書は大学改革の要点ではなく、また最終的に決定したものではない。各項目に挙げられてある事項も最後の決定権は評議会がもっていることになっている。

学生参加という言葉はあまりに容易に使われすぎる傾向があるが、管理運営面における学生参加には自ずから限界がある筈である。何れ確認書に関しては時機を見て国大協に説明したいと考えている。

3. 大学院問題に関する今後の検討方針について

この問題についての検討を今後どのように進めてゆくかについては、5月12日か13日頃（日時は市原、植村両専門委員と打合わせの上決定する）委員長と専門委員の外に松田委員にも、なおご都合よろしければ宮崎大学長にも出席を願って小委員会を開いて相談することとした。

（会長出席）

4. 警官の学内導入に関する新聞記事について

鶴田事務局長より、4月21日付をもって文部事務次官から各国公立大学長宛に通達した「大学内における正常な秩序の維持について」の新聞論評の紹介があり、続いて委員長より、この問題については各大学でいろいろと意見があるようであるが国大協としてこの際意見を発表しておく必要があるかどうか、第1常置委員会としての考えはどうかと諮られたところ、何らかの形で発表した方がよいのではないかと意見が多く、近く第3常置委員会を開いて検討して貰い、理事会に諮って協会としての意見を出すことにしてはどうかとのことであった。

（5） 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和44年1月24日（金）午前10時
場 所 国立大学協会会議室

出席者 井上委員長

細谷、横田（利）、横田（嘉）三代、梅原、砂崎、五嶋、久保、妻木、山根各委員

総山、三島各専門委員

説明者

小島一橋大学教授（経済学部長）外1名

下重文部省学生課補導係長、外1名

井上委員長主宰の下に開会。

開会の挨拶があつてのち、今般退任された三輪委員（東京教育大学長）の後任として、宮島同大学長事務取扱が委員となられた旨の報告と新たに専門委員にお願いした総山（東京医科歯科大学）、三島（鳥取大学）両氏の紹介があつて議事に入った。

1. 卒業予定者の就職あっせん時期について

初めに、委員長より、この問題は例年繰り返し申合わせを行なっているがその実行が難しく困っている。明25日には文部省主催で国公立大学の団体の懇談会を行なうことになっているが、その際、国大協としてはどんな意見を述べるべきか、その点に関して意見を求められ、先ず国立9大学法・経学部長会議での話し合いの模様をうかがうこととし、小島一橋大学経済学部長から、最近開催された国立9大学法・経学部長会議においてこの問題が討議され、その結果は次のように意見が一致した旨説明があつた。

卒業予定者の推せん選考開始時期は、本年も形式的には従来どおりの方針とした。然し、申合わせ期日前の事実上の選考運動については、従来は大学側から企業者側に対し条件を申し入れていたが、本年からは逆に企業

者側で自主的に申合わせをして貰い、その申合わせが教育目的に特に支障を来たさないような誠意のあるものであれば、大学側ではその線に協力することにしたいということで意見がまとまりそのことを企業側者に申し出ることとした。

以上で、同教授の説明が終わり、続いて討議の結果、明日の懇談会には井上委員長が出席し本協会としては本年も従来どおりの方針を主張することとした。

2. 課外活動部室の設置・学寮問題等について

(1) 課外活動のサークル部室について

初めに、委員長より最近特に課外活動のサークル部室の建設要望が強くなり、文部省でも課外活動及び課外活動施設の在り方について検討してほしいとのことであるが、この問題は、第3常置委員会でも小委員会をつくって検討したい。そのメンバーとしては、浅川、三島両専門委員の外に、新たに大場（北海道大学）、佐藤（東北大学）、西野間（東京学芸大学）、佐藤（茨城大学）、の4氏を専門委員（但しこの問題のみに限る委員として）に加えたいと考えるがどうかと諮られ、了承された。

ついで、各委員から種々の意見が述べられたが、その主なるものは次のとおりであった。

○ 部室問題に関する委員は、実際にその問題に直面して苦勞した大学から委員を出したらどうか（大多数の大学が直面しているので、差当たりは基準案をつくるのが眼目であるから委員長提案のとおりでよいことになった。）

○ 基準案作成の小委員会は、2月から2、3回開催し、予算概算要求に間に合

うように5月頃までに結論を出したい。

○ 上等のものを望んで実現しないよりも、大学の事情で、僅かの経費で間にあるものが望ましい。従つて建物は、必ずしも上等のものでなくプレハブ程度のものでもよい。

しかし、プレハブは耐用年数の関係で結局は無駄であり、プレハブと鉄筋の中間位のものが多い。

○ 学生は部室は小さくても単独のものを要望しているが、サークル部室は、鍵のある小室では管理上支障が多い。文部省の方針も大きな部屋を考えているようである。しかし学生が気安に、自由に入れるような部屋にすること、あまり望みを大きくして大きな建物を持つと、問題を内蔵してめんどうになる心配もある。

○ 学生は各種サークルに学生部がタッチすることをうるさがる傾向が強い、教官が顧問になつて個人的なルートで学生と接触することによつて、かなりうまくいつている。

○ 大学によって事情が違い、管理運営の仕方にも色々あるようである。小委員会で、各大学へアンケートして、サークル部室に関する問題点を調べ、これを分析検討し、ポイントを抽出して見たらどうか。

○ サークル活動中に発生した事故（例えば登山事故）の対策の費用が莫大にのぼり、賄い切れないので寄附金で始末した。このような場合の費用についても考慮してほしい。

以上のような意見があつて、討議の結果この問題は、小委員会において本日の意見

を考慮に入れ必要ならばアンケートして検討し、その結果の報告を待って更に検討することとした。

(2) 学寮問題について

初めに、委員長より、文部省および各委員から提出された参考資料の説明があり、続いて各委員からそれぞれの大学の学寮についてその関係規則や経費負担区分の現状等について説明が行なわれた。ついで、これらの問題について各委員の間で種々の意見や質疑応答があったが、その主なるものは次のとおりである。

○ 学寮の建設に当たっては、大学の学部の所在地が幾つかに分れているところは、特にその点を考慮に入れてほしい。

○ 学寮の「管理運営規則」や「経費負担区分」をめぐる紛争が多い。かつての全寮制度を受けて伝統的に自由な風習が残っていて、新旧複雑な要素が内蔵され、慎重を要するが、所謂(管)規がプレッシャーとなり、寮は欲しいが新設にふみ切れない。寮は学生の家庭であり、生活の場である。あまり細かく定めないで、幅広く或る程度学生に自主的に責任を持たせるようにできないか。負担区分は厳密に守らねばならぬが、(管)規のためにかえって問題を引きおこしている。表現を緩和してほしい。

○ 学寮を教育的見地から切りはなして大学の管理外とし、別の形(例えば民間に払い下げる)で管理することはできない。しかし大学で管理がうまくゆかないのに、民間では尚更難しいのではないか。

○ マンモス寮は、有難いが、他面拠点になると手がつけられない。管理上からす

れば、マンモス化を避けて分散することが望ましい。

○ 寮の自治はどの程度を認めるべきか、現実には殆ど学生に任せている状態なので、むしろ現在は、寮問題は政治的統制に対する抵抗運動の具としてとりあげられているようだ。

○ 学寮の増設は、現時点で果たして緊急に必要があるかどうか疑わしい。寮利用の現状は限られた少数の学生のみが利益をうけている状態であり、また、教育的意義があるならよいが、実状は殆ど教育的効果があがっていない。

○ 学寮には、大部分の大学では管理の意味で事務系の職員が住んでいるが、規則上職員(教官、事務職員等)が泊らなければならないか。

○ 必ずしも職員(教官、事務職員等)が泊らなければならぬということはない。それは国有財産管理上の問題であって(管)規の問題ではない。

その大学で用務員でも差支えないと認めればそれでも差支えない。要は大学としての責任がとられるならばよい。

○ 炊夫(婦)の給料を国費で負担する大学が増して来るようである。受益者負担はわかるが、国費負担にしてほしい。

以上で、本日はこの問題についての討議を打ち切り、次回に引続いてこの問題を検討することとした。なお、学寮問題については、近く国立大学学生部長会議が開催され、その際この問題についても協議されることにつき、その結果も参考としたい。

3. その他

最後に次のような意見や報告があった。

- (1) 大学問題は各大学共通の重要問題であるので、「大学問題研究部会」は、各地区に分科会をつくって検討するようにしてほしい。
- (2) 大学問題研究部会の討議事項の中には、第3常置委員会で取扱う問題と多少の重複する部分が出るかも知れないが両々相俟って検討していきたい。(委員長)
- (3) 学寮の全額国庫負担の線を或る大学で出したとの新聞記事があったが、各大学で無統制なことをされては困る。
- (4) 東京大学の「確認書」の内容は、国大協の線と違うやに聞くが未だ確定したものでなく、目下のところ(案)であり、検討中のもののようである。国大協として明確な線を出すべきだとの話もあるが、警官導入など当時の理念と変わっていない。なお全般について再検討することになっている。

(6) 文部省主催大学卒業予定者 就職問題懇談会議事要旨

日 時 昭和44年1月25日(土)

午前10時～11時30分

場 所 霞が関霞山会館

出席者 国立大学協会井上第3常置委員長ほか
各公私立大学団体代表者
日本経営者団体連盟佐々木雇用教育部
長、文部省石川学生課長

1. 文部省側の司会で進行された。

司会者より、来年の大学および高等専門学校卒業予定者のための推薦選考開始時期について、これまで9月6日、11月26日、12月14

日の3回にわたり打合わせを行なって来たが、本日は最終的に関係各大学団体としての申し合わせを行ないたい。原案として昨年の申し合わせ(別紙)をもとにしてご協議をお願いしたいと挨拶があった。

2. これに対し、井上第3常置委員長より、国立大学協会においては、国立九大学法経学部長会議ならびに工業教育協会関係者とも意見を交換調整した上、第3常置委員会および総会において協議した結果、例年どおりの申し合わせの線でよいことになった旨と企業側の協力については、特に強く要望されている旨報告があった。

3. 他の公、私立各大学団体よりも、それぞれのいきさつならびに方針について報告されたが、何れも国立大学協会の報告と大同小異の趣旨であった。

4. これに対し、文部省ならびに日経連側より、企業側の協力の点に関しては、種々部内でも協議したが、中々よい決め手が見つからない。ただ、今年は、文部省よりは日経連の協力について文書をもって要請することとし、また日経連はこれを承けて強力に協力したい旨を回答するとともに他方その写を傘下の各企業団体に流して趣旨を徹底せしめる方法をとることとした旨を述べた。

5. なお、文部省側から、来年度は本年の実績について追跡調査を行ない、その資料を把握した上で、必要な措置をとることにならうので、今後の調査にも協力されたい旨の要望があった。

6. 以上により、本日参会の各団体はこの件について、昨年どおりの申し合わせを行なうことを了承した。

(注) 9月6日ならびに11月26日の会議にお

いては、人事院、東京都人事委員会よりも参
会し、上級職採用試験の期日を、7月1日以
降の線に引き下げることにについて協議した
が、人事院も都も大学団体の申し合わせの趣
旨を尊重することになった。ただし、人事院
は当分の間7月1日に最も近い前後の日曜日
から、試験を始めることを了承されたいとい
うことであった。また、12月14日には、技術
系についても7月1日から就職事務を行なう
ことにできないかについて、工業教育協会側
からも参加して協議したが、結局従来どおり
の線でいくことになったものである。

(別紙)

昭和43年3月9日

各事業主殿

文部省大学学術局長

宮 地 茂

大学および高等専門学校卒業予定
者のための推薦選考開始時期等に
ついて(依頼)

大学および高等専門学校卒業者の就職につ
きましては、毎年格別のご配慮をいただいで
おりますが、かなりの困難が予想されている
本年3月卒業予定者の就職に関し、特段の
ご配慮を煩わしましたことにつき、厚くお
礼申し上げます。

さて、すでにご承知のとおり、大学卒業
予定者に対する求人側の採用選考時期につ
きましては、関係者のご努力をいただいで
おりますが、なお満足すべき状態とはほど
遠いものがあります。

このことは、大学教育において、最も重
要な時期にある最終学年の学生の修学に少
なからぬ影響を及ぼし、ひいては大学教育
の混乱をまね

くことになり、また各事業体において期待
しておられる人材確保の意図にも相反する
こととなります。

大学側においては、これらの学生におち
ついて勉学に専念できる期間を確保し、じ
ゅうぶんな教育効果をあげた上で、責任を
もって社会に送り出したいと強く念願して
おり、このたび、次のような申し合わせを
行ない、この線に沿って事態の改善をはか
るため、より一層の努力をかたむけること
になりました。

つきましては、貴社におかれても、この趣
旨をじゅうぶんに理解の上、格別のご協力
をたまわりますようお願いいたします。

次に、高等専門学校卒業予定者につ
きましては、同様の趣旨から、当分の間大
学側の申し合わせに準じて取り扱うことと
しますので、あわせてご協力をお願いいた
します。

なお、採用選考にあたりましては、職業
選択の機会均等の本旨にのっとり、求人
の際の大学の制限、昼間部、夜間部の差
別等本人の資質、能力に関係のない形式
的理由によって不利益な取扱いをすること
なく公平に行なわれますよう、また女子
学生につきましても適職配置の機会を極
力増大していただけますよう、重ねてお
願いいたします。

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の
各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛
同を得て、昭和43年度の大学卒業予定
者の就職に関して、下記のような申しあ
わせを行ない、大学側の責任において、
その実行に努めることを確認するととも
に、求人側に対しこのことについて全
面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、7月1日より前には一切行

わないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。

2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和43年3月7日

国立大学協会会長	大河内一男
公立大学協会会長	萩野鯉太郎
日本私立大学連盟会長	永沢 邦男
日本私立大学協会会長	稗方 弘毅
私立大学懇話会会長	麻生 磯次
国立短期大学協議会会長	松村 定難
全国公立短期大学協会会長	各務虎雄
日本私立短期大学協会会長	松本生太

(7) 大学卒業予定者就職問題打 合わせ会議事要録

日 時 昭和44年2月21日(金)午前10時

場 所 国立教育会館5階第2会議室

出席者 別紙国公私立大学の団体関係者のほか、文部省石川学生課長、白井学生課長補佐その他関係官、(別紙1参照)

議 題 昭和44年度大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等に関する申し合わせの趣旨徹底について。

(協議)

石川学生課長より打合わせ会の趣旨について説明があり、ついで白井課長補佐より、本年の申し合わせの日附は、私立大学より確答のあった1月28日附としたこと。また、この申し合わせにより、村山大学学術局長名で各事業主への依頼は2月8日(別紙2参照)に出したこと。従来

は事業主団体に出していたが本年は趣旨徹底のため次の団体所属の事業主に直接出したこと。

関東経営者協会所属事業主	1,990名
経団連加盟事業主	363名
新聞協会加盟事業主	142名
民報連盟加盟事業主	33名
関西経営者協会所属事業主	2,000名
計	4,528名

ついで、日経連、各大学の団体より①申し合わせの線より早期に事前選考を行なうところはどこか、②申し合わせの線を守って貰うようにするにはどのような対策を講ずればいいのか。の2点についてそれぞれ報告や意見が述べられたが、国大協としては①については東大その他にきいたところによれば、銀行関係には早いところが多いが、他はわからない。例年の事前選考の動きの順は、金融関係、保険関係、商社関係、メーカー関係の順のようである。②については、国立9大学では銀行関係の人事部長会議等に出席して協力を依頼しているが、更にトップレベルに直接依頼しなければ効果が乏しいという意見がある。旨を述べたほか、昨年の日経連主催の打合わせ会で話が出たように事業主団体で各事業主に大学側の申し合わせ厳守の通知を出し、事業主側でも申し合わせをすれば、精神的或いは道義的責任を感じることによって、改善されるようにも思われる旨の意見を述べた。

さらに、一橋大学就職主任野波俊一氏より、国立9大学法経学部長会議の東京、関西方面の事業主団体等への働きかけの実例について説明があった。(別紙3参照)

以上のほか、各出席者から種々の意見が述べられたが、結論として「事業主団体(必要ある場合は事業主直接)に文部省及び国公私立大学の団体側から出向き直接面談の上申し合わせに協

力方を運動する」という文部省提案に賛成し、に一任することとし、上記の運動は3月中に実
各大学団体への事業主団体の割当分担は文部省施することが決定された(11時30分散会)

就職問題打合せ会出席者

(44. 2. 21)

(別紙1)

団 体 名	役 職 名	氏 名
国 立 大 学 協 会	東京商船大 学 長 協 会 事 務 局 長 一橋大就職主任	横 田 利 雄 鶴 田 酒 造 雄 野 波 俊 一
公 立 大 学 協 会	協 会 連 絡 事 務 所 長	中 山 慎 一
日 本 私 立 大 学 連 盟	立 教 大 就 職 部 長 慶応義塾大 就 職 部 副 部 長 明 治 大 就 職 課 長 早 稲 田 大 就 職 課 長	小 川 徳 治 福 田 与四三郎 永 野 徳 光 大 見 川 敏 夫
日 本 私 立 大 学 協 会	東京理科大 就 職 課 長 協 会 事 務 局 次 長	田 代 潤 一 宇 佐 美 信 行
私 立 大 学 懇 談 会	学 習 院 大 学 生 部 長	石 上 太 郎
国 立 短 期 大 学 協 議 会	電 通 大 短 大 部 事 務 長	松 島 千 里
全 国 公 立 短 期 大 学 協 会		(欠 席)
日 本 私 立 短 期 大 学 協 会	協 会 事 務 局 長	中 原 稔
日 本 経 営 者 団 体 連 盟	雇 用 課 長	喜 多 村 浩

(別紙2)

文大生第 141 号

昭和44年 2 月 8 日

各事業主殿

文部省大学学術局長

村 山 松 雄

大学および高等専門学校卒業予定

者のための推薦選考開始時期等に

ついて(依頼)

大学および高等専門学校卒業者の就職につき
ましては、毎年格別のご配慮をいただき、厚く
お礼申しあげます。

さて、大学卒業予定者のための採用選考時期
については、従来より各事業主にご協力かたご
依頼申しあげ、関係者のご努力をいただいておりますが、それにもかかわらず、ますます早期
化の傾向をたどっておりますことは大学教育関

係者としてまことに憂慮にたえません。

大学教育において重要な時期にあたる最終学
年の学生の修学上の障害は、単に大学教育の問題
にとどまらず、各事業体において期待されて
いる人材確保に大きな影響を及ぼすばかりか国家
的見地からみましても多大の損失を招来する
ことになってまいります。

このたび大学側は、これらのことを考慮し
て、卒業期にあたって学生が勉学に専念できる
期間を確保し、大学として学生に対し、じゅう
ぶん教育をほどこしたうえで責任をもって学生
を社会に送り出したいと強く念願して、来年度
についても次のような大学側の推薦選考時期等
に関する申し合わせを行ないました。

つきましては、貴社におかれましても、この
趣旨をじゅうぶにご賢察いただき、この申し合

わせに対して格段のご協力をたまわりますよう切にお願い申しあげる次第であります。

なお、高等専門学校卒業予定者につきましても、同様の趣旨から当分の間大学側の申し合わせに準じて取り扱うこととしますので、あわせてご協力をお願いいたします。

また、採用選考に際しましては、職業選択の機会均等の本旨にのっとり、求人の際の大学に対する差別、昼間部・夜間部の差別等本人の資質、能力に関係のない形式的理由により、不利益な取り扱いをすることなく公平に行なわれますよう、また女子学生に対しても適職配置の機会を極力増大していただけますよう、重ねてお願いいたします。

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和44年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

- 1 就職事務は、7月1日より前には一切行わないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。
- 2 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和44年1月28日

国立大学協会会長	奥田 東
公立大学協会会長	外山 修
日本私立大学連盟会長	永沢 邦男
日本私立大学協会会長	稗方 弘毅
私立大学懇話会会長	高垣寅次郎
国立短期大学協議会会長	松村 定雄

全国公立短期大学協会会長 各務虎雄

日本私立短期大学協会会長 松本生太

(別紙3)

I 働きかけの概況

(九大学法経済学部長会議より企業側に対する働きかけ)

東京方面

- (1) 1月30日(火)日本経営者団体連盟(日経連)の教育部長以下関係職員と会合。大学側から今回の「申し合せ」の趣旨並びに「求人側へのお願い」の文言について説明し、協力方を要望。これに対して日経連側は大学側の意向を了解し、大学側と企業側と直接話し合いの場を設けることになった。

(大学側出席、一橋大学田上法学部長、小島経済学部部長、東京大学辻法学部長、武田経済学部部長、法、経両事務長)

- (2) 2月19日(月)辻、武田、が国大協会長、事務局長に「申し合せ」を説明、協力方を要望。
- (3) 2月26日(月)日経連の学卒者採用期日小委員会に出席の大手企業23社の人事担当者に対して申し合わせ、求人側へのお願いの印刷物を配布し、大学側から、本年の申し合わせは、実情を勘案しつつ、規制を厳しくする旨を説明し、協力方を要望。企業側からは、各大学で定める事前選考日は、できうれば九大学が歩調が揃うように配慮願いたい。もしも全部が揃わなくとも統一できる大学だけでも同一期日にして欲しい、関西は東京より半月乃至20日間位早いのでそうならないようにして欲しい等の要望があった。なお、新聞、放送関係の本年の就職試験は、7月7日(日)が予定されていることが、ほぼ明らかとなった。

(大学側出席、一橋大学小島経済学部部長、東

京大学辻法学部長，武田経済学部長，事務長
一橋大経，東大法，経）

関西方面

- (4) 3月1日（金）大阪において関西経営者協会（関経協），関西学生就職連絡協議会（学就連）両団体共催の会合に出席した大手企業22社の人事担当者に対して「申し合せ」，「求人側へのお願い」の印刷物を配布して，大学側を代表して神戸大学山木戸法学部長から，本年の国立九大学法経関係学部の学生就職問題の取扱いに関して，特に「求人側へのお願い」を中心に説明を行ない，「お願い」の文面の第3のなお書きのところの「……なるべく求人申し込みの際……」のなるべくというのは，必ずということに理解して欲しい旨付言し，協力方を要望。東大側からは，東京側の状況を報告。これに対し企業側から事前選考日については，九大学ともできるだけ歩調を揃えることはできないか。九大学の中に先決主義をとる所があるので早くせざるを得ない。各大学の事前選考日が判明するのは何日頃であるか等の質疑があったが，これに対しては，大学側もできるだけ歩調を揃えるように努力したい。事前選考日は，各大学が企業側に対して，求人照会状を発送する5月上旬には判明すること。本年は例年にまして学生に対しては，申し合わせを種々な方法で徹底することになっているので，求人側におかれても一層協力されるよう強く要望した。なお求人側からは，この申し合わせを大学側とくに教官においても守ってもらいたいとの要望があった。

（大学側出席，京都大学長浜法学部長，山岡経済学部長。大阪大学覚道法学部長。神戸大学山木戸法学部長，北野経済学部長代理，戸

田経営学部長。東京大学辻法学部長，武田経済学部長。事務長，京大法，阪大法，経，神戸大法，東大法，経）

なお，今後の予定としては，次のようなことを考えています。

- (1) 3月12日（火）日経連主催の約150社の求人側の会合で「申し合せ」の趣旨説明。
- (2) 3月21日（木）銀行の人事部長の会合に出席して協力要望。

Ⅱ 働きかけを通じて必要と認められるにいたった「申し合せ」実施上の諸措置。

1. 国立九大学法経関係学部の事前選考日は7月7日（日）以降とし，この日の前後に定めるにしてもあまり日数をおかないようにすること。
2. 各大学からの企業側に対する求人照会（5月上旬）の文面には，当該大学の定めた事前選考開始を認める日を通知する。と同時に，求人側に対しては，「求人側へのお願い」の第3の求人側の事前選考日を必ず明記するよう要望し，これが明示されていない場合には，求人申し込みを受けつけない旨を付記しておくこと。
3. 求人側へのお願いの第4の学生の就職内定先の通知を受けた場合には，大学側における整理期間は大体事前選考開始日以降10日間位の間とし，その間学生の志望を早く決めさせ，求人側へのお願いの項目を守ってくれた求人側の便をとくにはかるように努力すること。（必ずしも先決主義ではない）
4. 大学における就職説明会の取り扱いは，当該大学に一任する。（京都大学，大阪大学，神戸大学は説明会を実施することに申し合わせた）

5. 学部長は、時宜を失しない頃に学生を一堂に集め、申し合わせの趣旨徹底をはかると同時にその旨揭示、5月上旬(この文面は各大学随意)すること。また講義演習等を通じて全教官からも学生に周知警告方をはかること。

なお、上記各項は、3月1日の関経協、学就連共催の会合の前後における話し合いで、出席学部長の間では合意に達しておりますので申し添えます。

(8) 日経連主催学卒者採用選考 期日に関する打合会報告

日 時 昭和44年3月10日(月)

午後2時～4時半

場 所 経団連会館

参会者 文部省大学学術局石川学生課長、下重
同補導係長、

国立大学協会役員近藤東京農工大学
長、丁子主事

私立大学連盟山本事務局長、永野明治
大学就職課長

日経連佐々木雇用教育部長ほか日経連
関係者

主要企業側人事部課長等約200名

(要旨)

主催者ならびに文部省から、昨年以來の文部省ならびに大学団体と業種団体代表としての日経連との、この問題に関する折衝の経緯について、詳細な報告が行なわれ、かつ、今回の各大学団体の申し合わせの趣旨について説明が行なわれた。

次に、国立大学協会を代表して近藤学長から、また、私立大学連盟を代表して永野課長から、

それぞれの大学団体の立場に基づいて、申し合わせの内容の説明と協力方についての依頼が述べられた。次いで質疑応答が行なわれたが、その主な点は次のとおりである。

○ このたびの申し合わせは、形としては例年と同じだが、その底流には、大学側の野放し論や先決主義の廃止まで論ぜられたのちこの線に落ちついたものであること。

○ 本件は各事業主団体に対する依頼だけでなく、必要な主要企業個々に対しても手分けをして依頼にまわり、あるいは地方にも出かけて協力を依頼する等出来るだけの努力をする予定であるが、来年度はその結果を追跡調査して、それに応じて必要な根本的な措置をとるよう協議したいこと。

○ 本年は、紛争にからむ留年問題等従来に比べ複雑な問題が入り組んで来ているが、何とか円滑に取り運びたいこと。

○ 大学紛争のために、今年ならびに来年度においてこの申し合わせの線に乗れぬ大学(7月1日または6月1日推せん事務開始)はどこか、また来年のみでなくこの問題については、今年の方は、日経連で文部省から回答を貰って知らせることとしたいが、来年度の方は今のところ目安がついて居ない。また将来のビジョンについては、大学制度についての中教審の答申如何にも関係があるが、完全な教育をした上で送り出すためには、1月以降の推せんということなら協定を完全に守りたいとの大学側の意向であること。

○ その他、九大学の申し合わせは昨年とどのように変わっているか、いわゆる就職事務とはどこまでを含むかその内容如何等のことが話し合われた。

- また、申し合わせ期日前の大学関係者による個人的な手紙等の依頼を協定違反と見るかどうかについては、これは微妙な問題であるので、なおよく検討することにしたいということになった。

(9) 学卒者就職推せん時期について文部省幹旋による大学団体と関西経営者協会との懇談会要旨報告

日 時 昭和44年3月14日(金)

午後2時～4時

場 所 新大阪ホテル

参会者 (関経協) 藤田副会長, 檜原政策委員
青沼専務理事, 中沢教育部長
(国大協) 岡田大阪大学長, 丁子総務主事
(私大連) 板橋常務理事, 山川立教就職部長, 山本連盟事務局長
(私大協) 田岡大阪経済大学理事長,
日下武庫川女子大学長, 内海大阪経済大学就職課長
(文部省) 白井学生課長補佐, 下重補導係長

要 旨

1. 文部省白井補佐, 各大学団体代表(国大協は岡田大阪大学長, 私大連は板橋常務理事, 私大協は田岡大阪経済大学理事長), 関西経営者協会藤田副会長より, それぞれ挨拶があったのち懇談を行なった。
 2. 懇談中の主な点は次のとおりである。
- 文部省より, 本日の会合の趣旨について, この問題に対し, 本年は出来るだけ努力する意味合いで, 例年のように各大学団体が単に申し合わせをするだけでなく, 今回特に出向いてこの会合を行なったこと。
 - 日経連とちがって, 関西経営者協会には金融関係(例年試験が早い)もその傘下に含まれること。
 - 青田刈りの風は関西から吹いて来ると云われていること。
 - 経営者団体は別に統制力がある訳ではないので, 趣旨の説明にとどまるが, 本年は学生問題がやかましいので, 採用は慎重にせねばならぬという一般の気運になっていること。
 - この機会をとらえて趣旨の徹底をはかりたい。今月24日に予定されている理事会の際協議したいこと。
 - なお, 地方大学には早い時期から依頼して歩いているところがあるが, その辺にも趣旨を徹底させる必要がないか。先輩後輩の関係とか, 正式の推せん状でなくとも指導教授の名刺等をもって歩く者が居ること。
 - 採用決定の先決主義について, 学生の真に希望するところを選択して行けるようにさせることが出来ないか。一方会社側として内定を取消されて困るという点もあるが, 何かよい方法がないものかということ。
 - 会社側は, 採用については, 極めて真剣だ。大学の就職担当者は学生の身上をよく調べていて, 会社側の知りたいことに充分に答え得るように願いたい。身上調書やゼミの教授の評価などがあるとよいということ。
 - 最近縁故関係が重視される傾向にあること。その得失等。
 - 遠隔地の大学からの書類はとかく遅れるので, 折角申込みがあっても採用出来ぬ場合があること。

○ 大学団体の申し合わせの2は不要でないかということ。それに対し、この意味は、それまで10月1日以降だったのを、実情から、7月（6月）以降に後退する話になったとき、当時国大協から出席された大河内先生が、7月1日にしてもよいが、大学は高邁な理念を掲げていくべきだ。この問題は本来3月に推せんするのがほんとうなのだから、今度7月以降にすることになっても、いつかはまた10月以降にもって行くことを目途としていくべきだとの発言があつてこうなった（小川立教大学就職部長談）ということ。

(10) 第4常置委員会議事要旨

日 時 昭和44年2月14日（金）午後2時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

村尾、柳川、井上、藤岡（代、丸山教授）、野田、小田、原（代、池田教授）

各委員

小倉、宮田各専門委員

太田委員長主宰の下に開会。

先ず、委員長から代理出席の山梨大学丸山教授並びに九州大学では池田教授が代理される旨紹介があり、次いで前回の議事要録を朗読、1頁下から7行目「池田同大学教育学部長が」を「池田同大学教授が」に、同下から3行目「私が」を「太田委員が」に、3頁8行から9行目「したがって学生は」を「したがって大学は」にそれぞれ修正の上承認された。続いて、昨13日に開かれた理事会および大学運営協議会合同会議における審議の模様（最近の学生問題、と

くに東京大学の確認書について、及び会長談話の発表とその内容について）について報告があり、とくに閉会后、会長が記者会見を行ない、口頭をもって最近、各大学であいついで紛争が起きていることは、国立大学の関係者として甚だ遺憾であり責任を痛感している。われわれとしても現在の大学制度および大学教育の在り方特に大学の管理運営、学生の参加などの点について再検討を進めている。大学の紛争に関連して政府、政党あるいは産業界その他各方面から批判や意見が述べられているが、国大協としてもこれらの批判や意見を慎重に検討し、大学の研究・教育と管理運営の改善の資料としたい。

大学が社会に対し重大な使命と責任を負っていることは当然であり、この使命と責任は何よりも大学が学問の研究と教育においてすぐれた成果をあげることであり、これを果たするためには、学問の自由と大学の自治が確保されなければならない。われわれは、この重大な使命と責任を自覚して、最善の努力を払う考えであるが、各方面におかれても、この大学の立場を十分に理解し、大学自体の改革への努力を見守ってほしい旨の発表があつた旨報告された。

次に、さきに文部省および大蔵省に対し要望書を提出し、その後も機を見て口頭をもって再度要望し、また新たに要望した体育大会経費など、昭和44年度に認められた厚生補導経費について別紙調書（プリント配布）により説明があつた。

以上で報告を終わり、本日の議事に入った。

1. 日本育英会に対する要望書について

小倉専門委員の作案にかかる別紙日本育英会に対する要望書について、先ずこれを朗読ののち小倉専門委員より作案の趣旨、内容について説明があり、貸与額を増額する必要性を具体的

に示すために、アンケートの結果を書き入れてはどうかとの意見もあり、奨学金の需給状況などその実情も調査し、この案を骨子として更に検討することとした。

なお、関連して、学生処分と奨学金の関係などについて種々意見が交換された。

2. 研究・教育の場における事故・災害の対策について

各委員より、体育実施中に発生した学生の事故に対する措置に苦慮した事例について説明があり、この種の事故・災害が発生した場合の補償問題を検討し、合法的に補償し得る方法を考える必要がある。傷害保険、集団保険、学生保険など互助会形式とか或いは、保険形式による個人加入又は集団加入による方法とか、小・中・高等学校安全会などを参考にして検討することとし、なお、職員の負傷などに対する補償問題もあり、大学内における職員の事故救助方法についても検討することとし、専門委員にお願いして、これが対案を作成願うこととした。なお、アメリカにおける傷害補償についての判例集（東大図書館）も参考にすることとした。

3. 母子保健福祉対策について

大学の実情から見ると、大学院学生の場合は何等か考慮する必要があるとはいえないかと考えられる。本問題は、それが研究・教育の場として考えられれば問題はやさしいが、実情は、それとは程遠く、しかも子供のためというよりもむしろ親のための施設と考えられる要素が多い。なお検討することとした。

4. 学生寮の運営について

学生寮の運営をめぐる諸問題が、現在大学紛争の原因ともなり、特に炊夫（婦）定員化の問題を基幹として種々の問題が提起されている。本問題は、現時点では、さきにアンケートによ

り調査した時とはかなり事情も変わっているの
で、改めてアンケートにより調査し実情を把握した上、検討することとし、第3常置委員会でも負担区分などについて検討中であるので場合によつては合同で会議を開くことも考えられる。よつて池田専門委員にお願いして、アンケートの原案を作成願ひ、この案について委員長より第3常置委員長と話し合いの上、まとめれば、3月初旬に各大学へ送り、3月中に大学からの回答を求め4月初旬に回答を整理し、4月25日（金）午後2時に委員会を開いて審議することとした。なお、アンケートの案文については池田専門委員と委員長に一任することとした。

5. その他

上記各問題の検討資料として、井上委員には、学生保険制度などについて、小倉専門委員には小・中・高等学校の学校安全会の組織や、アメリカにおける傷害補償の判例（東大図書館所蔵）などについて調査をお願いし、これらの資料を参考にして問題を究明することとした。（別紙調査）

昭和44年度厚生補導経費調

（44・2・14）

第4常置委員会

- 学内交歓行事経費（体育行事、文化行事）
43年度 45,217,000円
44年度 67,048,000円 単価50%up
- 大学間交歓行事経費（体育行事、文化行事）
43年度 24,490,000円
44年度 47,800,000円 単価50%up
特に、サークル顧問教官等の引卒旅費が新規に計上されている。
- 厚生補導経費

43年度 577,507,000円

44年度 749,341,000円

増 171,834,000円 (約30%増)

(項目)

委員手当, 厚生指導費, 課外教育費, 保健管理費, 寄宿舍費, 学生会館運営費, 保健衛生設備費, 体育設備費, (とくに

スキー, スケート, その他90%増)

○ 保健管理センターの設置について

保健管理センターは, 昭和41年度, 42年度, 43年度の各年度に4大学計12大学に設置を見たが, 44年度は9大学に設置されることとなった。

その内訳は

Aクラス 学生5,000人以上

大 学 名	カウンセラー (講師)	看 護 婦	保 健 管 理 医
東 北 大 学	1	1	
金 沢 大 学	1	1	
信 州 大 学	1	1	
静 岡 大 学	1	1	(助教授) 1

Bクラス 学生2,000人~5,000人

山 形 大 学	1	1	(") 1
愛 媛 大 学	1	1	(") 1
鳥 取 大 学	1	1	

Cクラス 学生2,000人以下

帯 広 畜 産 大 学		1	(") 1
東 京 水 産 大 学		1	(") 1

定員の関係で, 医学部を持つ大学は, 保健管理医(助教授)の定員が認められず, 医学部からの併任が必要である。この場合大学側として教授を併任しても差支えない。

(備考)

既設12大学

弘前, 東京大, 東京商船, 山梨, 京都大, 大阪大, 神戸商船, 島根, 岡山, 広島, 九州, 長崎,

出席者 奥田会長

太田委員長, 村尾, 柳川, 岡田, 井上藤岡, 野田各委員

小倉, 宮田, 池田各専門委員

長谷川学生部長(東京大学)

日本育英会 緒方理事長, 妹尾理事, 上野奨学部長

太田委員長主宰の下に開会。

初めに, 新たに委員となられた岡田委員(電気通信大学)の紹介があり, 次いで, 本日は過般新聞紙上に報道された留年学生に対する奨学金の取り扱いについて, 後刻日本育英会理事長から説明を聞き, 本委員会としての措置を相談したいこと及び学寮についての問題に関するア

(11) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和44年4月25日(金)午後2時

場 所 国立大学協会会議室

ンケートの結果について及び事故・災害の対策その他について検討したい旨述べられ、次いで前回の議事要録の朗読があつて、3頁3行目「体育実施中に発生した」を「体育実技実施中又は化学実験中に発生した」に改め、4頁下から4行目から5行目「学生保険制度などについて、」の次に「宮田専門委員には大学の実情調査を、」加えて承認された。

1. 日本育英会奨学金の取扱いについて

昨年の羽田事件に関連して、日本育英会が関係学生に対して執った将学金の停止・廃止等の措置及びこれが措置に対して国大協として関係当局に申し入れをした経緯とその内容（朗読）について説明があり、続いて北海道大学長より本委員会委員長に対し申し出のあつた、別紙大学院育英会奨学生の予算定数の増強ならびに奨学金の大幅増額について政府に勧告されたい旨の文書を読みあげて説明があり、次いで去る4月1日及び17日の新聞紙上に見られた「奨学金ストップ」「一斉打ち切り」など、これが大学におよぼす具体的影響はどうか、東京大学長谷川学生部長の出席を得て、これに対する東京大学としての措置並びに学生の動きなどについて説明を聞き、続いて日本育英会緒方理事長より、3月25日付をもつて日本育英会より各大学長に文書をもつて、昭和43年度奨学生学業成績の報告を求められた事情とその内容について詳細にわたり説明があり、これに対し、およそ次のような質疑応答ならびに意見が述べられた。

○今回の措置のねらいはどこにあるのか。

大学紛争により学習ができなくて、44年3月末日までに43年度の定期試験等が実施されず、従つて奨学生の学業成績の報告ができないうちのあることを考え、かつ遅れて定期試験が実施できて単位が修得できた学生のあろ

うことも考えて、これらの学生に対しては遑つて奨学金を支給することができるよう、大学からの報告期日を延ばそうとの配慮をしたまでのものである。

○育英会からの通知がもう少し早ければ、無理をしてでも3月までに試験も実施した筈である。何等かの連絡がほしかった。

実際的には毎年の例と変わらないもので、別に通知の必要もなかつたものだが、特に配慮して出したまでである。

○毎年と同じだからよいとしても、試験を受けたくとも受けられなかった学生が多い。ノンポリ学生を有利にしようとの意味に受け取られるならよいが、何となしに政党や政府が強化策を講じるようなニュアンスが感じられ、ことに一般学生は敏感に感じる。配慮していただいたことが逆効果になる必配がある。

○タブーという言葉があるが、厚意であってもタブーにふれると逆になる心配がある。

○日本育英会としては発表したものではないが、新聞社がとかくニュアンスをもたせてしまう。しかしながらストライキで授業も受けなかった学生に奨学金を支給することはもつてのほかだとの一般の批判も強い。

○学生運動家については問題はないが、善良な学生を学生運動の仲間に入らせる心配がある。

○保留しないで渡してしまうと、その学生が後で不適格となった場合の戻入は、非常に困難である。

○育英奨学予算の単価増と受給人員増については、国大協として関心が強い、特別のご配慮を願いたい。

大学院学生の受給者数が若干増員されたほかは、現状維持であつたことは残念である。

奨学金の問題も再検討の時期に来ていると思うが、現情勢下では困難である。

(緒方理事長外育英会の出席者は退席)

以上、本問題はどうか、について諮られ、結局本問題は学生にとっては重大な問題であるので、慎重に取扱われたいことを日本育英会に申し入れる。特に紛争処理の立場からでなく、実情の上に立って考えてほしい点など小倉専門委員に立案をお願いし、申し入れの方法などについては、5月9日の理事会の際会長に伺って措置することに了承された。

2. 学寮に関する問題点について

池田専門委員より、さきに各大学にアンケートした「学寮についての問題」について、先ず、アンケートの趣旨について、学寮の問題は、毎年変化しているので少なくとも43年度内での実情を見直そうと考え、前回のアンケートの際に出ていた問題点の中から今日の時点で考えられる問題点と思われるものを整理して①は、経済的問題についての要求、②は、管理運営についての要求と二群に分け、③には、寮問題を原因とする学内紛争の有無について問うこととしたこと、更にこれが回答の集計結果について別紙により説明があり、この集計表に現われた結果から、負担区分と2.18通達が多くの問題を内蔵していることが指摘された。学寮に関する問題は第3常置委員会でも検討されている問題であり、第3常置委員会と合同で検討する必要もあるから、第3常置委員長とも相談し、本委員会としてもよく勉強して慎重に考えること、なお先般の学長会議の際にもふれている問題であるので、文部省の考えも当事者の出席を得て聞いて見ることにした。

なお、鶴田局長より、新制大学発足までは、師範学校の寮費は国で負担し、高等学校も全寮

制が建前で、寮費も国の負担分が多かったのが、それがそのまま引継がれて今日にいたっており、その他の寮と沿革的に異なっている。このことを考えないで負担区分を統一しようとするところに問題がある。現在でも同一大学内でこれらの沿革から区々の扱いとなっている大学もある。したがって、全部一律にすることは現状では困難である。強いて一律にしようとするならば予算を増額して、全部国費で支弁する方法しかあるまい旨その沿革などについて説明があった。

この問題は、委員の大学の寮についてそれぞれ実情を調査の上次回に更に検討することとした。

3. 研究・教育の場における事故・災害の対策について

井上委員より、本問題の具体策となると、法務省との関係もあり、また一部の学生に便乗される心配もある。ある保険会社で調べたが、難点があり、国立大学全体を一本にした強制的加入の保険でいけるかどうか、それには各大学にアンケートして調査する必要もあろう。保険会社と話を進めてよいかなど調査の結果について報告があり、日本学校安全会が現に実際上手を上げたかたちであること、また学生の紛争の種(国費支弁など)となる心配もあり、なお検討して見ることにした。

以上で本日の会議を閉じ、次回は5月31日10時より開き、文部省からも事情を聞くこととした。

(12) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和44年4月8日(火)午前10時

場 所 国立教育会館会議室

出席者 斯波委員長

大原、玉山、近藤、今西、斎藤(代、
神野)、田中各委員

中林、隅谷、福田、稲野各専門委員

説明者 文部省安養寺会計課長、説田大学課長
西崎会計課副長、大野、杉林、青木、
平間各主査

斯波委員長主宰のもとに開会。

初めに新しく委員となられた大原委員(帯広畜産大学)及び代理出席の神野教授(和歌山大学)の紹介があり、続いて浅野専門委員の退任に伴い、東京学芸大学福田事務局長と電気通信大学稲野事務局長に専門委員を委嘱したい旨諮られ、異議なくこれを了承、出席の兩人を紹介され、次に前回の議事要録を朗読。これを承認し議事に入った。

1. 昭和44年度予算について

先ず、安養寺会計課長より、①東京大学、東京教育大学及び東京外国語大学など異例の事情下において、44年度の予算の編成が行なわれたが伸び率が大きかったことは幸であったこと、予算の執行に当たっては、これに答えて慎重を期せられたいこと②国有財産の管理について、紛争により受けた損害が、判明している分について見ても、国立大学全体で5億を超える額であり、この損害額は1ないし2大学の総予算に匹敵し、これに対する各方面からの批判(投書)が寄せられていること。施設の管理者は学長で

あり、補助執行者が各学部長で文部大臣が学長に管理を委任している関係から大臣も責任をもっている。物品管理は各大学の経理部長や会計課長が担当していて、弁償責任があるが、独りで責任をとり得ない事情もあり苦慮していること。国会では学長に対する指示が適切でないとして、文部大臣の責任を追求し、また学長の責任や加害者の告発などについても手厳しく追及しており、近く会計検査院の実情調査も実施されることになったようである。予算の執行についても納得する形で行なわないと問題を残す心配があること。などについて説明があつて、続いて44年度国立学校特別会計予算について別表により詳細にわたり説明があり、なお、まだ成立を見ない44年度国立学校教職員定員につき別表により説明し、総定員法の成立がおくれた場合並びに成立を見ない場合に考えるべき措置などについて説明があつた。

おな関連して、紛争により長期にわたり授業を休止した大学の43年度予算の執行等について質疑応答があつた。

2. 教官等の待遇改善について

鶴田局長より、従来提出した本協会の要望書と学術会議や全国国立大学教官待遇改善懇談会の要望内容が相違していて説明に困惑したことから、以来要望書の作成に当たっては、互いに話し合うこととなった旨の説明があり、隅谷専門委員より要望書は毎年提出して来ており、初めの頃は要望事項を網羅的に書くならわしであったが、42年頃から一般的な改善よりも焦点をしばって重点的に要望することとした。43年度の要望では特に大学教官の給与問題に関する調査会を設けることを強調したが、今年はどんな点に重点をしばるかご意見を聞きたい旨発言があり、丁子主事より43年度の要望に対する査定

の結果について①調査会は昨年7月現在で行なった基礎調査の取りまとめの段階であり、まとまった上で考えることになっている②助手の初任給引上げについては、大幅とまではいかないが、26,800円が29,300円となった③若手教官の中だるみ是正については、多少率が良くなった程度で④指定職の範囲拡大と定数増加について人が183人までとなり、22人（要求は600人）がは、161認められた旨説明があった。調査会設置の点は、実態調査の結果の集計の段階だとすると今年も再度要望すべきであり、また裁判官並みとする点も基本的な線として終始一貫要望して来た点であり、引続いて要望することとした。要望書は、人事院勧告が8月であるから6月の総会までには提出する必要がある、一度小委員会（田中委員も加えて）を開いて具体案を相談することとした。なお、給与問題に関する専門委員を1名増員することが承認され、人選は委員長に一任することとした。

最後に、定員削減の問題や勤勉手当の問題については理事会に諮って措置することになるが、勤勉手当の問題は各大学の意見が必ずしも一致していない点もあり要望まではどうか、苦慮している大学もあるようだが国大協としては、各大学が自主的に考える位にしか言えないではないかなどの意見があった。

（午後）

午前に引続き、本年度予算の配当に関連して次の点について文部省側と意見の交換があった。

- 研究所の研究部門と学部 of 講座当たりの予算や理科系と文科系の予算の格差の問題。
- 現行の大学予算の制度は、ある程度の弾力性もあり、また多くの部門を持っている大学

はそれに応じて経費も多くなるのが当然なので、一律的に論ずることは無理である。

- 紛争大学の学生経費の配当方法について
（現在は、学部は定員により、大学院は現員によって配当している）

- 入学試験に要した経費の増額について
本年の入試費は、大学紛争という特殊事情下に行なわれたので、紛争大学は勿論他の大学でもかなりの臨時費を支出した。紛争が起こって費用がかかったところは、その大学が悪いのだからその分は予算を配当しないという考えでは困る。

以上のような意見が述べられて、本日の会議を閉じた。

(13) 科学技術行政特別委員会議事要録

日 時 昭和44年4月7日（月）午前10時

場 所 国立教育会館会議室

出席者 和達委員長

宮島、藤岡、池田、小野、梶田、妻木
各委員

説明者 渋谷審議官、大門学術課課長補佐

和達委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より本日は、目下今国会に再提出するかどうかと問題になっている「科学技術振興基本法」の試案について、先ず文部省の渋谷審議官からその経緯や前年度案との相違点等について説明を願い、その後で各委員の意見を伺いたいと開会の挨拶があり、ついで渋谷審議官から次のとおり説明があった。

- 科学技術振興基本法（試案）について

(1) 再提案の経緯について

この法案は、昨年の国会に「科学技術基本法」(案)として提案され、審議未了となり、継続審議となったが立消えとなり廃案となっていたが、その後衆議院科学技術振興対策特別委員会理事小宮山重四郎議員の試案として従来の案の1部に修正を加え、「科学技術振興基本法」(案)と名称を変え、同委員会の理事会において検討の上改めて今国会に提案しようとしているものである。また、本日資料として配付してある法案の試案は、前述のとおり衆議院の科学技術振興対策特別委員会の理事懇談会において、各党の理事からの要請をうけ自民党の案でなく小宮山理事の試案として作案され4月2日の同委員会の理事懇談会に提出されたものであり、これを更に各党の意見調整を行なった上、議員立法として提出するか或いは政府提案とするか検討中のものである。

(2) 前回提案案との主なる相違点について

イ 法案名を次のとおり改めた。

(新) 科学技術振興基本法(試案)

(旧) 科学技術基本法(案)

ロ 前回案の最初の部分にある前文を省いた。

ハ 第1条の表現と中味を若干変更した。

ニ 第2条、第6条、第8条の内容をそれぞれ一部分変更した。

ホ 法案の最後の提出理由の表現を若干変えた。

以上で渋谷審議官の説明を終わり最後に文部省としては、この試案は未だ検討中であって意見を表明する段階に至っていない旨述べられた。

ついで、各委員から修正箇所を中心として種々の質疑や意見が述べられたが、その主なるものは次のとおりである。

① 今回の「科学技術振興基本法(試案)」の審議にあたっては、昨年度本協会から要望したとおり、別途に「学術基本法(仮称)」を制定することを前提として審議されたい。

② 「科学技術振興基本法」の名称は適当と思われないので、基本の2字を削り「科学技術振興法」に改められたい。

③ この法律の制定されることによって、大学の研究が圧迫される心配もあるがそんな心配のないよう配慮されたい。

④ この法案は、その内容として科学技術の基礎をなす学術の面が除かれているので、大学本来の研究を軽視される感がある。

⑤ 第19条の表現については、大学がその自主的判断により参加することを、より明らかにしむるために、昨年度要望したように訂正するようにされたい。大略上記のような意見があり、最後に委員長から、この法案に対して、国大協として改めて意見書を提出すべきかどうかと諮られ協議の結果、改めて文部大臣、科学技術庁長官外関係者へ提出することとし、意見書の案文は委員長に一任することとした。

なお、今回の意見は、既にさきの総会でも決定されたものを再度述べるものであるため、理事会および総会は事後報告とすることで了承された。

(14) 第3回入試期特別委員会議 事要録

日 時 昭和44年2月13日(木) 午前10時
場 所 如水会館(神田)
出席者 奥田会長
渡辺委員長
堀内, 柳川, 細谷, 富山, 中村, 中川
藤本小池, 妻木, 町野各委員

渡辺委員長主宰の下に開会。

委員長より, 開会の挨拶があつて後, 丁子主事前回の議事要録を朗読, これを承認し議事に入った。

初めに, 前委員会で申し合わせた審議予定によって各地区学長会議において検討された入学試験期日決定方法に関する地区案について, 各地区からそれぞれ次のとおり報告があつた。

○北海道・東北地区

受験生に2回の機会を与えることを前提として検討したが, 従来の経験上, 国立大学の入試は全国一斉に行なうことをできるだけ早く実現されたい。然し差し当たっての希望は次のとおりである。

- (1) 全国大学を地区別, 学部別, 同一系統の大学別につき適切に配分して, 一定期間(例えば3年あるいは5年)の交替を考えると。
- (2) 北海道大学と東北大学は, 前期としておく方が他大学への影響が少ない。
- (3) 北海道地区は, 差し当たり現状でよい。
- (4) 前期・後期共入試期の繰上げを望む。但し前期の合格者発表日と後期の入試開始日

との間に少なくとも2日間の期日をおくこと。

○中部地区

- (1) 前期・後期の決定は, 各大学の自由意志に任せるものとする。

中部地区は全部が前期を志望するので, 入試期が前期に集中する可能性がある。その場合の措置として前期へ移行を希望する大学の半数位を選択するか或いは2年交替で入れ替わる方法を採用するか, また交替する大学を2期校のみにするか1期校を加えるかなど現実的にはいろいろと難しい問題があり, 最後は同一時期或いは一定期間に行なうということになるものと思われる。

○近畿地区

下記の大学以外は現在どおりを希望する(但し大阪教育大学は未定)

記

大学名	希 望	現在試験期	備 考
京都教育	前 期	2 期	
大阪外語	同 上	同 上	東京外語と交替でもよい。但し初めは前期より出発したい
神戸商船	同 上	同 上	東京商船と話し合いたい。

○九州地区

この地区は現在1期校5, 2期校5でバランスはとれていて現在通りでも差支えない。ただし, 鹿児島大学, 佐賀大学, 大分大学では, 2期校より前期校への希望があるが, 後期の試験日の繰上げが可能ならばがまんできる。全体としては, できるならば全国一斉にとの意見が強い。

ここで, 丁子主事より, 入学試験期日の繰上げについて最近第2常置委員会で調査した

ところ、本日までに回答が64大学あったが、その内49大学から繰上げ賛成の回答を得た旨別紙資料によって説明があった。

○ 関東・甲信越地区

地区意見としては第42回総会に報告以後未だ進んでいないが、大多数の大学が一斉試験の実現を強く望んでいて、それまでは手直しで進める。まず東京医科歯科大を前期にすると信州大学から意見が出るなど、手直しについてもまだ手がついていない。

なお、東京医科歯科大学では特殊事情があるので、特に前期に移りたいとの希望が強い。

○ 中国・四国地区

現在審議中であり、近日協会宛報告ある予定。

以上のとおり、各地区幹事より報告があったが、大体において各地区共将来国立大学の入試は、全国一斉に行なう方向に進むべきだとの意見が多かった。

ついで、委員長より本日は上記の各地区案に対し、本特別委員会で総合的にこれを検討し、どのように調整するか点について協議を願いたいと述べられ、なおその問題点になると思われる事項として次の三つを挙げられ、これらの問題について先ず、検討をして見てはどうかと述べられた。

- (1) 第2常置委員会からの入試期に関するアンケートの結果によれば、前期志望が51校、後期志望が15校、保留又は未回答が9校であり、新たに22校（現在は1期校29）が前期に移りたい希望をもっている。しかし急げきに変更することはいろいろと支障を伴うので、その調整が必要だが、これは極めてむずかしい。
- (2) 前・後期の年限を定めて交替制とする案は

どうか。この案も、実際には東大・京大のようなところを後期とすることは混乱をひき起こす心配がある。妥協案としては①旧設大学17校及び特殊な事情のある東京芸大と九州芸工大の2校を現在の1期大学（29校）から除いた10校だけを交替させる。②現在2期校が46あるがこれを交替制とすれば1期校に移る数が激増する心配もある。③交替制にすると結局は、 $\frac{10+46}{2}=28$ 校が後期で、 $19+28=47$ 校が前期になり、 $47-29=18$ 校だけ前期が現行より増すようなことになると思う。

上述のようなことに改めるとしてもまたかなりの混乱は免れないと思う。

- ③ 混乱を生ずるおそれのある1期校はそのままとし、従来の2期校を手直しの方法で改めることはどうか。

この場合どんな方法で2期を1期に移すか、何校ぐらいを移したらよいかなどいろいろの問題があると思う。

大体以上のようなことが問題になるのではないかと指摘され、本特別委員会としては、総会決定の方針に従って、適正な入試期について検討を続けているが、これには相当の時間を要するので、この際は緊急を要する特殊の事情のあるもののみについて、差当たり、5校乃至7校程度を1期に移す程度にし、これと併行してさらに各大学の希望や具体的な事情を第41回総会で決定された方針の趣旨に従って検討して成案を得ることとしてはどうかと詳細な説明があった。

続いて討議に移り各委員からいろいろの意見があったが、その主なるものは次のとおりである。

- 医学部のある大学の入試期は特に問題があるので、先ず初めに検討することはどうか。

- 弘前大学は、特に前期を希望しているが前期・後期の決定に当たっては医学部のバランスの点を考慮に入れてほしい。
- 全国医学部長会議では、全国一斉の入試実施を要望している。
- 前期・後期の決定は各ブロックが話し合ってきたこととし、また、入試は一定期間を設けてその期間内で各地区が適当にきめて行なってはどうか。
- 差当たって5校乃至7校程度を前期に移すことの考えは、医学部の事情も考えての上であるかどうか（一応医学部の事情も考えに入れている）。

大要上記のような意見があり、最後に委員長から本委員会としては、第41回総会決定の方針に沿って可能な限り適正な入試期を決定すべく検討を続けているが、最終決定を見るまではさらに相当の日時を必要とするので、中間措置として現在緊急に入試期変更（2期より1期に変更）を必要とする特殊事由のあるもの（5校乃至7校程度）を、各大学および各地区学長会議の意見をきき、本特別委員会において補訂したい。なお、本特別委員会はこれと併行して、各大学の希望および具体的事情と第41回総会決定の方針との相関関係等をさらに検討し、また、各大学長および各地区学長会議とも十分意見の交換を行ない、かつ高等学校その他関係方面の意見をも充分にきき、出来るだけ早い機会に具体的な成案を得ることとしたいと思うが、このことについて各地区委員会が本日話し合ったことを考慮に入れて検討し、その結果を次回委員会の際に持ちより、更に検討を重ねることとした。なお、委員長より、来たる3月末日をもって静岡大学長を任期満了により退任することになっているので、それまでに大体の方針をきめ

て次期委員長にゆずりたいと考えている。後任委員長を前もって考えてほしい旨述べられ本日の会議を閉じた。

- 次回委員会は、3月27日（木）午後1時から開催することとした。

(15) 第4回入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和44年3月27日（木）午後1時

場 所 全国町村議員会館会議室

出席者 渡辺委員長

堀内、柳川、細谷、秋月、小川、富山
増田（代、田上）、藤本、稲荷山、小池
各委員

文部省側

説田大学課長外事務官1名

渡辺委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、二宮主事前回の議事要録を朗読し、一部（5頁終わりから10行目「弘前大学は、特に前期」を「弘前大学は、特に医学部の関係から前期を」に改める）修正があつて承認され、続いて去る3月7日付をもって、入試期特別委員会の各地区幹事宛に検討をお願いしてあつた「委員長私案の協議について」の依頼の文書を朗読の上、議事に入った。

- 入試期決定方法（特に委員長私案）に関する各地区学長会議の報告

各地区から、それぞれ次のとおり報告があつた。

北海道・東北地区

前委員会で報告したとおりであるが、委員長私案の5大学～7大学の2期校から1期校への

変更については、北海道地区は現状でよいので特に異論はない。そこで東北地区だけで集まって開いたが、将来の入試は全国一斉に行なうことを前提とし、その段階として考えてほしい。

①まず医学部を持つ大学を考える。②福島大学が一期を希望しているので次の段階で余裕があれば加えてほしい。

関東・甲信越地区（お茶の水大学は未回答）

大体は、明確な事由があれば委員長私案に賛成であるが、信州大学は現状を希望（東京医科歯科大学が1期校となり、信州大学が2期校となると支障がある）し、若し変更するならば第41回総会で決まっている入試期決定方針に従って改められるべきである。

中部地区

まとまった意見が出ていない。特に反対意見はなく、委員長私案のとおりで差支えないと考えてよいと思う。

近畿地区

大阪外国語大学では試験場が得にくいとの問題はありますが、大体において委員長私案に賛成である。ただし、大阪教育大学からは未だ回答がないので不明。

中国・四国地区

地区から委員の出席がなかったので、本日報告はなかったが、同地区では、本日の当委員会の様子を聞いた上、早急に検討して意見をまとめた意向である。

九州地区

鹿児島大と長崎大間の相談も事情で進まず、九州大、大分大、熊本大も事情で相談が進んでいないが、前委員会で報告のとおり、現状で大体バランスがとれていて特に変更しなくともよいかと考える。

以上のとおり、各地区からの意見が述べられ

たが、委員長私案に対しては、信州大学を除く外は特に反対の意見がなかった。

続いて、委員長より各地区の意見を総合して見た結果、入学試験は将来全国一斉に行なうことを目途として、差当たりは緊急に変更を必要とする特殊事由のあるものを、本日話し合った私案どおり（信州大学と東京医科歯科大学の問題は再検討することとして）決めることはどうかと諮られ、種々具体的な意見①千葉大が2期になった場合の競争率②差当たり委員長私案のように決め、様子を見た上本格的に決める。③入試科目の指定によっても、出願者の傾向が変わって来るので、必ずしも1期・2期に関係しない④関東・甲信越地区で特に医学部の問題がある東京医科歯科、信州、群馬、千葉の各大学間で話し合ってみてはどうか⑤鹿児島大学の1期への希望は、地区内で他には2期の医学部をもつ大学がなくなるので、入学期日の繰り上げができればがまんしてほしい等の意見が述べられた。なお、これに関連して丁子主事から第2常置委員会で調査した入試期日に関する集計表の説明があった。

以上協議の結果、この問題は委員長私案によって具体案を検討することになったが、その決定の前に、特に医学部の問題のある東京医科歯科、信州、群馬、千葉の各大学間で医学部長を加え、なるべく早い機会に話し合ってみることとした。

○ 差当たりの具体的措置（委員長私案）

委員長私案の5校～7校程度を2期校から1期校に変更する場合の基準を

- ① 同種の大学で同一期に所属している大学
- ② 志願者が特に多く、競争率が高くて現に支障をきたしている大学
- ③ その他特別の事由があるもの

として、下記のとおり一応委員長から案が披露され、この線ですらに、各地区において検討することになった。

記

- (1) 東京商船大学・神戸商船大学のうち何れか1枚
- (2) 東京外国語大学・大阪外国語大学のうち何れか一枚
- (3) 埼玉大学
- (4) 横浜国立大学
- (5) 名古屋工業大学（工業単科大学中名工大だけが2期である事情で）

(6) 東京医科歯科大学（但し、信州大学、千葉大学、群馬大学などの関係があるので、関係大学間で協議することとして保留）
以上で本日の議事を終わり、説田大学課長（村山大学学術局長代理として出席）の出席を得て、次の点について説明があった。

- (1) 異様の状態下における大学入試がそれほどの混乱もなく終了したことについて
- (2) 新入生の授業についても、平静に開始できる様十分な措置をお願いしたいこと。
- (3) 文部省としても入試がよい方法で行なわれることを念願し、これが改善については、ここで協議されたものも資料として検討している。
- (イ) 全国一斉入試施行などの入試期の問題のみでなく、制度の問題もあり、
- (ロ) 能研テストも廃止となり実施要綱も改める必要もある。
- (ハ) 入試は、内申書、学力、健康の総合判定を建前としているが、現状は学力偏重の傾向になりつつあるとの批判もある。

以上、文部省でも全般的にわたって、検討をすすめているので、よろしく協力を願いた

い。

○ 委員長の改選について

渡辺委員長の静岡大学長退任に伴って、後任委員長の選任について協議が行なわれたが、本特別委員会は特に副会長を委員長としたので、4月2日の理事会で新副会長が選任される予定であるから、今回の特別委員会で委員長を選任することとした。

○ 次回委員会開催について

次回の入試期特別委員会は、5月8日（木）午後1時から開催することとした。

(16) 第2回大学問題研究部会議 事要録

日 時 昭和44年1月25日（土）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 渡辺、増田（代、市原）、小塚、井上、
中村各委員

和達、秋月各理事

太田東京医科歯科大学長（第4常置委員長）

鎌田東京学芸大学長（第7常置委員長）

近藤東京農工大学長

大内東京大学教授

後藤大分大学長

奥田委員長所用のため、渡辺委員が委員長に代わり司会。初めに、渡辺委員長代理より、本日の研究部会は委員の外に東京及び東京周辺の理事監事にもお集り願った旨述べられたのち、一橋大学長の代理として出席された市原教授と上京中につき特に出席願った後藤大分大学長の

紹介があり、続いて藤田第1常置委員会委員長の退任（12月31日付）に伴って、後任委員長として小塚東京芸術大学長が選任された旨の報告があった。

ついで、丁子主事から本日の配付資料の説明があつたのち、鶴田局長から、最近の大学問題について、諸方面から問い合わせがあり、かつまた、当協会としても別紙資料「最近の大学問題と当協会の態度について」の中に記載してある諸点について予め意見をまとめておいてほしい旨の説明があり、問題点について検討することとした。

1. 東京大学の最近の事情について

加藤東京大学学長事務取扱所用のため、代理として大内教授が出席し東京大学の最近の事情、特に本年度の入学試験中止の経緯といわゆる「確認書」の問題について詳細な説明があった。その大略は次のとおりである。

① 入学試験の中止について

昨年11月20日に文部省より東大に対し、今回の入試問題は大学との協議事項と考えるので相談したいとの申出があり、11月末頃までに実施するか否かを明らかにしてほしいとの要望があった。その後大学としては極力努力を続けてきたが大学紛争と関連して容易にまとまらず、ついに12月末に至り、なお明確な見通しがつかなかったので12月30日文部省と協議の結果、その当時の時点で一応中止することとした。しかし、その際1月中旬頃までに入試実施の条件が整えば、その時点で改めて実施復活も考慮してほしい旨を申し入れ、最終的の決断を留保しておいた。その後学内事情も幾分好転し入試実施可能の見込がついたので、1月20日の評議会で最終的に実施に踏みきり、即刻文部省に復活を申し入れたが協

議が整わず事実上中止することが確定的となった。以上の説明があつてのち、この問題に関して更に次のように述べられた。

入学試験の実施決定権は、法律的には明文がないので断言できないが、文部省としては入試中止となれば定員の振分けや予算の組み替えが必要だから協議してほしいとのこと、法的解釈は別として他大学への影響を考え、文部省と話し合ってきたが12月の段階では紛争の最中で見当がつかず一応中止も止むを得ないと考えた。しかし1月15日の段階では8学部のストも解除、封鎖も解かれ、入試の見通しもつき、中止を取り消す話し合いを申し入れたが協議が整わず、ものわかれとなり事実上中止の止むなきに至った。今回の措置は、文部省独自の判断で中止されたような形であり、また、この中止は諸般の事情から察すると、大学側から文部省へ申出ない前に既に政党方面よりの考えが文部省へ持ち込まれてあった感が深く、最後の協議は協議ではなく通告のような感じであった。よって、東大としては、文部省に対し、大学側の話を聞く考えがなく、大学の判断と意志が尊重されず、一方的におしつけたことは不当であるとして抗議したとの報告があった。これに対し、「協議」する根拠、入試中止の責任の所在などについて質疑応答があった。

② 「確認書」の問題について

この「確認書」は、初め学内だけの資料としておく筈であったのが、新聞に報道されてしまったものである。今の段階では正式に決まったものでなく、再検討を行ない、目下各項目についての説明書を作成中である。との説明があった。

2. 最近の大学問題と当協会の態度について

議事に入る前、事務局長より提案のあったこの問題については、別紙配付資料によって討議の結果、次のように処理することに意見が一致した。

配付資料に記載してある4事項のうち、1)および2)については、この時点ではいずれも協会としては意志表示をしないこととした。

3)および4)については、いずれも第1常置委員会で検討して貰うこととした。

3. 今後の審議方針について

委員長代理より、前回研究部会の際、既に了承を得てあるとおりの本日も引続きいろいろな検討すべき問題点を取りあげ自由な形で討議し、意見を出されたいと述べられ、各委員から種々の意見があったが、その主なるものは次のとおりである。

- 国大協としてさきに発表した「学生問題に関する所見」や「大学の管理運営に関する意見」等について、現時点から再検討することはよいが、部会の独走は避けるべきで各地区からの意見も十分にきくことが必要である。また、現在のところ専門委員等も予定通りは選ばれてないのでなるべく早く選定をした上検討したらどうか。
- 目下紛争中の大学では、どうすれば紛争を解決するかその方策をこの部会で考えて貰えばよいと思っている大学もあると思うが、この部会は、紛争解決を目的としている研究部会ではない。大学の本質的な問題を検討するものであることは承知の筈である。
- さきに、国大協で発表した、学生問題や大学の管理運営に関する意見は、現在でも大筋においては誤っていないと思う。むしろその内の各論的のことが問題となるのではないか。

- なお、九州地区からは次のような希望が出された。

大学問題研究部会では、各地区からの意見があれば出すようにとのことだから、出来れば九州地区からも1人出席をとの希望もある。旅費の問題もあるので交替に出席できるように考慮されたい。

4. 中央教育審議会との関係について

小塚委員より、最近文部大臣より同審議会に対してなされた学園紛争に関する諮問事項について今までの経過報告があった。

5. 学生の運営参加について

このことについては、次のような意見があった。

- 先日、国立大学学生部長会議で、この問題について討議された筈であるから、これを参考にするのよい。
 - 学生の運営参加と言っても、その範囲が明確でない。内容によっては或程度の参加は認めることもよいと思うが先ず、学生の希望を聞くことから始めたらよいと思う。自治会の代表の選び方にも問題があると思う。
 - 団交権や全学集会を認めるかどうか。
 - 学生の運営参加問題を検討する場合に、従来の一般的な意見と異なった意見（学生も大学という共同体の構成員として考える思想）も参考とするのはよいと思われるので、適当な講師に依頼してその機会を作ってはどうか。
 - 学生の運営参加の問題は、①大学とはどんなものか②学生の位置づけを先ずきめてから検討しなければ結論が出にくいと思う。
 - 学生の運営参加問題を考える場合には、常に責任と義務の関係を考慮においてほしい。
- 以上で、本日の会議を閉じ、最後に東京大学

のいわゆる「確認書」が決まった時には、運営協議会を開いて討議することとした。なお、「確認書」の説明書ができた場合は各大学へ送付してほしいとの要望があった。

(17) 第3回大学問題研究部会議 事要録

日 時 昭和44年3月15日（土）

午後4時～7時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 奥田委員長

小塚、斯波各委員

田上、団藤、田畑各臨時委員

市原専門委員

和達埼玉大学長、川喜田千葉大学長、

太田東京医科歯科大学長、田中佐賀大

学長、瀧川大阪大学学生部長

奥田委員長主宰の下に開会。

初めに、奥田委員長より本日は去る3月7日中央教育審議会から発表された「学園における学生の地位について」の中間報告（草案）について、自由な形で検討を願い、その結果、国大協として意見があれば、それをどう取り扱うかその点についても協議を願いたいと開会の挨拶があった。

ついで、前回の議事要録を朗読し、承認され、続いて丁子主事から本日の議事資料の説明があつて議事に入った。

1. 中教審の「学園における学生の地位について」の中間報告（草案）の取扱いについて
委員長より、この中間報告（草案）は、近

く文部省より各大学へ照会され意見を求められる予定になっているとのことであるから、本協会としてはこの問題に対する意見は見合わせ、この研究部会で検討するに止めておいてはどうか、本来からいえば、このような原則的な方針の取りきめについては大学運営協議会に諮つて処置すべきであるが便宜大学運営協議会委員長から文書をもって各委員の了承を得て、各大学長宛に別紙案文により通知してよろしいかどうか、を諮られた結果異議なく承認され、大学運営協議会の委員には文書をもって了解を求めることとなった。

2. 中間報告（草案）の内容について

初めに、この（草案）をまとめた中央教育審議会の第24特別委員会の主査である小塚委員より、この案のでき上がるまでの経緯について説明があり、なおこの中間報告（草案）は、最終的のものではなく審議会の正式答申にさきだち、先ず大学その他の教育関係者を初め、広く国民一般の批判を請い、それらの意見を参考として更に検討を加え答申案としてまとめる方針であると中教審の考え方を述べられ、その内容を次の各項について説明があった。

- (1) 学園における学生の地位についての考え方
- (2) 学内学生団体と学生自治会
- (3) 学生の政治的活動と学園の秩序維持
- (4) 学生に対する処分制度
- (5) いわゆる「学生参加」の意義と限界

以上の説明が終わったあと、これらの項目を中心として、各委員の間に自由討議の形で①学園における学生の地位の問題（学生を単に営造物の利用者とする考え方と大学という共同体の構成員とする考え方等について）②自治会のあ

り方の問題③処罰問題（除籍・退学等）その他について種々意見の交換が行なわれ午後7時30分会議を閉じた。

3. 次回の大学問題研究部会は下記のとおり開催することとした。

4月2日（水）午後理事会終了後

(18) 第4回大学問題研究部会議 事要録

日 時 昭和44年4月2日（水）午後4時

場 所 三和銀行本郷支店会議室

出席者 奥田委員長

増田（代、田上）、小塚、斯波各委員

田畑臨時委員

市原専門委員

本川、和達各副会長

秋月、稲荷山、長谷川各理事

広田学長

理事会に引続いて開会、先ず前回の議事要録を朗読の上承認し、次いで委員長より、本部会の今後の進め方について今日までの話し合いでは、国大協として発表した意見や所見の再検討から出発することとなっていたが、中教審から「学園における学生の地位について」の中間報告（草案）が発表されたので、本日はこれを採りあげた。委員の交替、年度がわりなど種々の事情で審議が進まなかったが、本日はご意見をうかがって、副会長とも相談の上、今後の審議を軌道に乗せたい旨述べられ、議事に入り、次のような点について意見の交換があった。

今日、学の内外において問題として論議されている東京大学の「確認書」の問題や九州大学

の問題或いは中教審の問題などに対し、国大協の立場からこれを批判し、場合によってはこれが調整に当たる必要はないか。

国大協として考えられる問題ではあるが、これは運営協議会の問題であり、本部会は大学の在るべき姿を探究せんとするもの、その過程において関連する問題として採りあげることにはあり得るものと理解する。

抽象的な制度の問題になると、中教審の問題とも関連して来るが、問題によって個人的には大学の意見と相違する場合がある。この場合委員としてその意見の表明が可能かどうか。委員としての立場はどうあるべきか。

学長は、必ずしも専門家ではないし、また大学の責任者としての観念から離れにくく個人的意見と区別しにくい点があるが臨時委員や専門委員は専門家としてお願いしてあるので、その立場において個人的な意見を述べて貰うものと理解する。

問題の検討に当たっては、現在の大学の動きを頭に入れながら考えていくことが必要であり、そのためには、出来れば、例えば学部長選考について新しく定めた規程とか申し合わせ事項とか具体的に事情がわかる文章にしたものを資料として貰えないか。

運営協議会で参考資料を集め、目録を各大学へ送っている。本部会としては、関係者の出席を願って、直接説明を聞くことも考えられる。

学生参加の問題に関連して、教授会の在り方や運営の問題なども含めて検討する必要はないか、教授会の在り方など、検討ができて後になって動かせないものになる心配はないか。根本的な問題については中間報告的なものが出されるものと期待していた。中教審のような方法で、草案を作ってこれに対する意見を聞くか、

または、問題を出してこれに対する各地区の意見を聞きその上でまとめる方法もあるかと思う。

中教審で、学生参加の問題に関して中間報告が出されたので、これを採りあげたが、本来当部会は前にも述べたとおり、大学の未来像とでもいうべきものについて考える。そこで国大協として出した意見や所見の再検討からはじめることとなったものである。勿論審議の過程において出て来た問題についても適宜に採り上げていく。

(ここで、前回までの審議事項をもう一度考えなおすことになるのか、との発言もあった。)

学生参加の問題については本協会としては未だ一度も検討していないので、運営協議会で関係資料を集めて検討の上、まとめたものは協会の意見として発表しないで、これを各大学の参考に供しようということになっている。中教審の学生参加の問題についての中間報告に対しても文部省から各大学の意見を聞かれるとのことであり当協会として意見をまとめて出すことはしないこととなり、このことは文書でお知らせしたとおりである。

学生参加の問題は、職員も学生も高い関心をもっている。国大協が中心となって最大公約数的な線をまとめて対処することを期待しているものからすれば、期待はずれの感がある。国大協として意見を出さないでよいかどうか。問題に対する判断の在りどころを示した具体的な資料をいただくとよいが。

以上、本日は、前回までに出された問題と重複した論議が多かったが、専門委員・臨時委員の選考を急いで、陣容を整え出発することとして閉会した。

(19) 特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和44年3月14日(金)午後4時

場 所 共済会館(虎の門)会議室

出席者 奥田議長

安嶋、安養寺各委員(文部省側)

和達、斯波、田中各委員(国大協側)

須田、説田、西崎、鶴田、上山各専門委員

奥田議長の主宰により開会。

先ず、議長より前回の協議会以後の経過について、前回の特別会計制度協議会は、昨年5月10日に開かれているが、特別会計制度協議会としては、その後小委員会を7月と10月の2回開いて、国立大学教官の定員削減の問題、会計事務簡素化および特許権の問題等について審議を行なったが、その結果、関係方面への要望その他必要な措置をとって来た旨報告があり、次いで本日は、特別会計制度協議会運営方針に規定されている定例の会議として、来年度の予算案の問題とそのほか国有財産管理およびその他緊急を要する諸問題について協議をお願いしたい旨述べられ、続いて委員の交替および小委員の補充について諮られ、下記のとおり承認された。

委員	新	旧
奥田	学長	大河内学長
天城	事務次官	斎藤事務次官
安嶋	官房長	岩間官房長
村山	大学学術局長	宮地大学学術局長
岩間	管理局長	村山管理局長
斯波	学長(東京工大)	増田学長(一橋大)

増田学長（一橋大） 福田学長（山梨大）
小委員 岩間管理局長

斯波学長

審議に先だち、安嶋官房長より、本日は文部省側より開催をお願いした旨を述べ、目下国会で審議中の44年度定員問題が難航し、年度内の成立が危ぶまれていること及び大学の紛争により被った国有財産の莫大な被害と、それに関連してこれが管理上の問題が論議に上っている。この際この問題について一層の配慮方を願いたい旨の要請があつて、議事に入った。

1. 昭和44年度国立学校特別会計予算について

安養寺委員より、別紙44年度国立学校特別会計予算額総表により、歳入、歳出、44年度国立学校特別会計教職員定員、44年度学生入学定員の増、44年度国立学校特別会計歳出予算中主なる事項の予算額について、その予算編成方針ならびに重点事項について詳細にわたり説明があり、これに対して、土地購入費の適正措置、入学試験のために要する経費の適正配付、紛争による病院収入や授業料等の減収などから見た収支関係、それを元として44年度の歳入・歳出予算の組み方などについて質疑応答があつた。

2. 国有財産の管理について

大学紛争により被った国有財産の被害が甚大であることから、これが管理責任の問題や加害者集団に対する告訴、損害賠償の問題が国会で取り上げられ、関連してその復旧措置と経費支出の問題から、工事請負人所有の物品の持ち出し、工事の妨害、本部事務機能の停止などからの工事の遅れなどによる損害賠償の訴えなど多くの問題につきその事例を挙げて説明があり、これが法的な対策等について質疑応答並びに意見の交換があつたが、本

件は大学によりその発生の状況や被害の度も相違し、一律には扱い難い点もあり、大学としてもその取扱いに苦慮しているところであり、今しばらく時日をおいてほしいこと、文部省も、その取扱いの具体例など大学に知らせてほしいとの要望も出された。

2. 諸 会 合

（昭和44年1月～4月）

月	日	曜	時刻	会 議 名
1.	24	金	13時	第3常置委員会
1.	25	土	10時	就職問題懇談会（文部省主催）
1.	25	土	13時	大学問題研究部会
2.	3	月	14時30分	第1常置委員会
2.	13	木	10時	入試期特別委員会
2.	13	木	13時	理事会（大学運営協議会との合同会議）
2.	14	金	14時	第4常置委員会
2.	21	金	10時	就職問題懇談会（文部省主催）
2.	24	月	13時	第3常置委員会小委員会
3.	10	月	14時	就職問題懇談会（日経連主催）
3.	14	金	13時	第3常置委員会小委員会
3.	14	金	14時	就職問題懇談会（文部省主催）
3.	14	金	16時	特別会計制度協議会
3.	15	土	16時	大学問題研究部会
3.	17	月	18時	文部省側との懇談会
3.	27	木	13時	入試期特別委員会
4.	2	水	13時	理事会

4. 2 水 16時	大学問題研究部会			門委員会
4. 7 月 10時	科学技術行政特別委員	4. 23 水 14時		第1常置委員会
	会	4. 23 水 18時		大学間連絡強化について の懇談会
4. 8 火 10時	第6常置委員会			
4. 15 火 13時30分	特別会計制度協議会専	4. 25 金 14時		第4常置委員会

窓

混 乱 の 中 に 思 う

現在、43大学が紛争中であるが、そのうち国立大学がその大部分の30校を占めている。そしてなおエスカレートの危険をはらんでいることに私達は重大な責任を感じるとともに、その未然の防止に腐心している実情である。

今、大学紛争收拾のための臨時立法の是非がマスコミにぎわしているが、そして新聞の報ずるところによれば、最初の案にはいていた「廃校」の字句は削除されたようである。たとえこのような法律の有無にかかわらず、私立大学なら受験料、入学料、授業料等が徴収できないまま紛争が長期化すれば、経営上自然廃校になる大学もでてくるであろう。この点、国立大学は、俗な言葉で恐縮だが親方日の丸である。紛争が長引いても教職員の俸給が停止されることはないし、原則として予算が削減されることもない。そのうえに紛争についての学生処罰も行なわれなければならないとなれば、皮肉ないい方だが紛争の培養基は、私立大学よりも条件がよいので国立大学が多い%を占めていると見るのは、皮相な観察に過ぎないであろうか。

私は、大学当局が暴力は絶対に排除することに徹して、こぞって当初から警官導入に踏み切っていたら、ここまで大学紛争は進展しなかったのではないかと思う。しかし、大学の自治の壁から警官導入にはなかなか決断し得なかったこと、また警官導入は終局の解決にはつながらないという見解と、警官アレルギーがそれを阻害し、東大にしろ、岡山大にしろ、ぎりぎりせっぱつまってからしか警官導入をしなかった。

大学では、われわれ事務屋が岩となし得る国有財産法も、物品管理法も、まるで鎧袖一触、暴力の前には全く無法に等しく、われわれは法規を何等援用し得ず、切歯扼腕するばかりで国税負担者たる国民に対して、これでよいのかと惑い、苦悩している現状である。それ程われらは暴力に対しては無力なのである。しかし、私はそれはそれでよいと思う。決して大学人は、暴に対して暴をもって対抗してはいけないと思う。

暴力学生を育くんだ現実に対しては、いろいろと原因はあろう。小、中、高、大学を通じての教育制度の欠陥、知育偏重、大学の象牙の塔然たる積弊に対する改善の懈怠、日教組と文部省との長年の確執、外交が真っ二つに分かれており、その対立が大学に大きく波及している現実、一般教育の問題、師弟関係の断絶崩壊、等々。

暴力学生は、その欠陥が生んだ不憫な犠牲者かもしれない。それ故に、われわれはこれから学生にあくまで愛情をもって接することをすててはいけないと思うが、しかし、また大学が意志を統一して毅然たる態度をとり、厳しく律することもまた必要であろう。そうすることが、革命家は別として、窮極には一般暴力学生に対して真実の親切であると、私は、信じて疑わない。

暴力の批判にはためらいがある。あるいは暴力のため言論の自由が抑圧されている。暴力によりかたよったマスコミ報道の継続の集積は、恐ろしい結果をもたらしてはしないか。東工大永井教授の「ゲバルトの論理」(5月号中央公論)は、ゲバルトを鋭く追及されている。われわれ大学人にとって必読をすすめる論文であるが、それでも後半は何か多少遠慮して書かれているとみるのは、私の思い過ごしであれば幸いである。

私は、大学の暴力を敢然として排除するとともに、学生の主張で取り入れられるものはできるだけ取り入れた大学改善の具体的方策が、早急に講ぜられ一刻も早くこれら紛争大学が正常な学園に立ち向かわんことを、日夜祈っているものである。

(徳島大学事務局長 有田文雄)

B 要 望 書 等

1. 科学技術振興基本法（試案）に対する意見について

国大協議第42号

昭和44年4月12日

衆議院 科学技術振興対策特別委員会

委員長 石 田 幸四郎殿

国立大学協会

会 長 奥 田 東

このたび貴特別委員会理事懇談会において、科学技術振興基本法（試案）についてご検討中の由承りましたが、当協会といたしましては、予てより同試案の前身である科学技術基本法案要綱について、別紙（1，2，3）のとおり意見を表明し、かつ関係方面にこれを要望してきたところであります。つきましては、このたび同試案を検討されるに際しては、改めて「科学技術基本法案要綱」に対する意見（別紙1，2，3）をご参照下され、その意のあるところを十分にご勘案の上、次の諸点につき何分のご配慮をお願いいたします。

1. 今回の科学技術振興基本法（試案）の審議にあたっては、別途学術基本法（仮称）を制定することを前提として慎重に審議されるようにとくに配慮されたいこと。
2. 法案の名称については、その内容としていわゆる科学技術の基礎をなす学術の面が除かれているため、科学技術振興「基本法」の名称は適当と思われないので、これを科学技術

振興「法」に改めることが望ましいこと。

3. 第19条の表現については、大学がその自主的判断により参加することを、より明らかならしめるために、別紙1の「記」のとおり改められるよう格段の配慮をされたいこと。

本文写送付先

文部大臣、科学技術庁長官

（参考）（別紙1）

昭和43年3月2日

科学技術庁長官 鍋 島 直 紹殿

国立大会協会

会 長 大河内 一 男

「科学技術基本法案要綱」に対する意見について

このことについて当協会は、昨年12月1日開催の総会の議を経て、当協会の基本的意見（別紙2参照）を既に公表いたしました。

さらにまた、このことについて本年1月31日 和達委員長より貴庁井上事務次官に意見（別紙3参照）を附して要望したところでありますが、今回閣議において決定された同法案によれば、当協会の主唱する意見のうち重要である第19条が原案のままであり、何等考慮されていないことを甚だ遺憾に存じます。

つきましては、同法案第19条を、さきに貴庁事務次官に要望した意見に基づき下記のように改められ、同法制定の前に万全の措置を講ぜられるよう何分のご配慮をお願いいたします。

なお、これとともに、同法案を国会に上程す

る場合は、提案理由においてこの点を充分明らかにされるよう特にお願いいたします。

記

第19条 第6条第2項第1号に規定する政府としての目標を設定して推進すべき研究の実施についての大学の参加を必要とし、かつ大学が参加しようとする場合には、当該大学における当該研究について第5条、第6条（当該研究の促進に係る部分に限る。）及び第7条の規定を適用することができる。

（理由）

貴庁関係当局の説明によれば、第19条は、後段において「参加しようとする大学における当該研究」と規定しており、大学の自主的判断により参加するものと解せられるので、当協会の意見と同様であるとのことであります。

しかしながら、将来同条を解釈するにあたり、政府において「大学の参加を必要と認め」て決定し、その決定に基づいて参加しようとする大学における研究について第5条乃至第7条が適用されるとも解釈される可能性が充分にあります。このことはまた、同法が「大学における研究に係るものを除いた」趣旨にも反することとなります。

したがって、同条の表現については、各大学において最も重要な問題として注目するところでありますので、当協会としても慎重な措置を希望してやみません。

なお、同法案が今回新聞紙上に公表された後において、大学間においても既にこの点について疑義をもっている向きのあることを念のため附け加えておきます。

（参考）（別紙2）

「科学技術基本法案要綱」に対する意見

国立大学協会

（昭和42年12月1日）

1. 今回示された「科学技術基本法に関する協議会の了解事項」（末尾注参照）に基づく科学技術基本法案要綱によりこれを法制化する場合は、本協会が従来主張してきた自然科学および人文社会科学の両分野が真に調和のとれた発展を遂げられるようにすべきであるとの意見に基づき、上記協議会了解事項の2の実施方策として、必ず学術基本法（仮称）を制定されるよう要望する。

すなわちこのことは、従来の科学技術基本法案要綱の母体である科学技術会議の答申の趣旨とこれに基づき過去2ヵ年にわたり審議を続けてきた同法案要綱の経緯から見て、今単に科学技術の面のみを抽出して法制化することは、当協会の予て主張する見解にも悖ることとなるので、この際協議会了解事項の2に基づき、学術の面についても法制化することを必要と認めたからである。

2. この意味において、今回の科学技術基本法案要綱の審議にあたっては、学術基本法制定を前提とし、慎重に審議されるよう特に配慮されたい。
3. なお、法案の名称についても、いわゆる科学技術の基礎をなす学術の面が除かれるため、科学技術「基本法」のごとき総称的名称は適当とは思われないので、これを科学技術「振興法」に改めることが望ましい。

（附記）

（省略）

（注）

自由民主党政務調査会科学技術基本法に関

する協議会了解事項

1. 科学技術基本法は、主として自然科学の分野に係る科学技術（大学における研究に係るものについては、政府としての目標を設定して促進すべき研究に係るものを含む。）を対象として、科学技術庁と文部省において、その法案要綱をとりまとめることとする。
2. 科学技術基本法の対象から除かれた主として人文科学の分野に係るもの等を対象とする分野についての処置は、別途検討する。

（参考）（別紙3）

国大協議第22号

昭和43年1月31日

科学技術庁事務次官

井上啓次郎殿

国立大学協会

科学技術行政特別委員会

委員長 和達清夫

科学技術基本法案要綱（案）に対する意見について

さきに、ご連絡をいただいた昭和42年11月18日作案に係る科学技術基本法案要綱（案）に対する本委員会の意見は次のとおりであります。ついては、同要綱法制化にあたっては、本委員会の意のあるところを十分にご勘案の上措置されるよう何分のご配慮をお願いいたします。

科学技術基本法案要綱（案）に対する意見

1. （省略）
 2. 第19にいう「大学の参加を必要とする場合」については、解釈上疑義を生ずるおそれがあるので、例えば次のように改める等これを明確に規定されたい。
- 第19中「大学の参加を必要とする場合」を「大学の参加を必要とし、かつ、大学が参加しよ

うとする場合」に改め、「参加しようとする当該大学」を「当該大学」に改める。

2. 「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の中教審答申の取扱いについて（要望）

昭和44年5月9日

文部大臣 坂田道太殿

国立大学協会

会長 奥田東

本5月9日当協会の理事会を開催し、標記のことについて協議した結果別紙のと通りの要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

ついては、右要望書の趣旨を十分理解され、これが善処方につき何分のご配慮をお願いします。

要 望 書

今日多くの大学において紛争が発生し、大学本来の任務である研究・教育の機能を正常に行ない得ない事態をまねいていることは、遺憾にたえないところであり、われわれはその責任を痛感している。われわれとしては、これまでの大学のあり方について深く反省するとともに、大学内外からの批判や改革意見に対して謙虚に耳を傾け、紛争を自主的に解決するために全力をそそいでいく決意である。

しかし、今日の大学紛争の根源は深く、かつ複雑であり、紛争に対処するにあたっては、まず、この点を十分に認識することが必要である。このことに対する配慮のない性急な対策

は、たとえ臨時的な措置であっても、紛争の解決に役だたないのみならずかえって紛争の激化をまねくおそれがある。また、紛争解決のための対策は、あくまでも大学本来の機能を生かすことを主眼とすべきであって、ことを急ぐあまり学問の自由を侵し、大学の自治を脅かすような措置をとることは、絶対に避けなければならない。

このたび「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」中央教育審議会より文部大臣に対してなされた答申に示された提案は、われわれとしても十分検討しなければならない問題を含んでいる。しかし、これを全体として見れば、大学紛争の要因に対する認識が、具体的な提案のなかに十分生かされているとはいいがたい。のみならず、それらの提案が、大学の当面する問題の解決方策として有効なものであるかどうかについても疑念なきを得ない。

今日の大学の問題は、大学の自主的努力の結果によってこそ真の解決が得られるものであって、本来立法による強制によっては処理することの困難な性質のものである。文部当局が、この趣旨を十分に理解し、答申の取扱いについては慎重を期せられるよう、とくに要望するものである。

(注)

なお、本要望書と同一内容の会長談話を同日公表した。

3. 日本育英会長への申入れ

国大協議第59号

昭和44年5月8日

日本育英会会長 森戸辰男殿

国立大学協会

会長 奥田 東

今般、貴会より各大学に対し「昭和43年度単位取得不足奨学生を取り扱い」に関する要領について通知されましたが、このたびの措置をめぐって、貴会の真意をはかりかね、かえって奨学生および一般学生が疑念をおぼえ、大学に新たな混乱を招くおそれなしとしません。

したがって、このたびのような措置をとられる場合は、事前に貴会と大学間で協議を重ね、十分な相互理解のもとに講じられるべきではなかったかと考えられます。

なお、修学の意志を有しながら、大学紛争のため奨学金停止の処置を受けるに至る多数の奨学生に対しては、今後貴会において復活交付するなど、なんらかの救済方途を検討されるよう格段のご配慮をお願いいたします。

4. 会長談話要旨

国立大学協会

昭和44・2・13(新聞記者会見)

最近東京大学その他の大学において、あいっいで紛争が起きていることは われわれ国立大学に関係するものとして、甚だ遺憾とし、その責任を痛感するものである。われわれは一日も早くこれらの紛争が根本的に解決されることを念願するとともに、そのためのいかなる努力をも惜しむものではない。

もとより、われわれとしても、現在の大学制度および大学教育の在り方について必ずしも満足しているものではない。既に、これらについては、常置委員会および特別委員会においてそれぞれ検討を続けてきているが、特に、大学の

管理運営および学生問題については、昨年11月大学問題研究部会を設けて、これらに対する従来の考え方を再検討している。

また、最近学園紛争に関連して、各方面から多くの批判と意見が述べられているが、われわれとしてもこれらの批判および意見については、慎重にこれを検討し、大学の研究教育と管理運営の改善に資することに吝かでない。しかしながら大学の制度改善や教育の刷新についてはそれぞれの大学が大学自身の問題として努力し検討中であるので大学自体の改善を見守つて貰いたいというのが率直な感じだ。大学が社会に対して重大な使命と責任を負っていることは当然である。また、その使命と責任は、何よりもまず大学が学問の研究と教育においてすぐれた成果をあげることによって果たされるのであって、そのためには、学問の自由と大学の自治が確保されなければならないことはいうまでもない。われわれは、この重大な使命と責任を果たすべく最善の努力を払うものであるが、各方面におかれても、この大学の立場を十分理解され、一層の支援を与えられるよう心から望むものである。

5. 国立大学教官の待遇改善に関する要望書

昭和44年5月28日

国立大学協会

会長 奥田 東

国立大学教官は、今日、学校教育法第52条に記するところの大学の使命と責務の重大さをひとおし痛感しているが、この大学教官としての職務に専念しうするためにはその給与の改善は緊

急のこととして配慮されることが必要である。

このため特につぎの諸点について、強く要望する。

1. 給与の根本的改善のための調査会を設置すること

大学教官は、自由な創意と独自の判断に基づき、大学において、急速に発展する研究成果を摂取しながら、たゆみない高度の研究に従事し、研究水準を維持向上させていく責務を担っている。同時に、その研究成果をもととして誠実に熱意ある専門的教育を行なうことによって、将来わが国の指導者層を形成すべき学生教育に対する職務を果たしていかなければならない。

大学教官のこのような職務は、複雑かつ困難であり、その責任はいちじるしく重く、かつ特殊なものである。しかるにその給与は、職務の類似する裁判官に比較してきわめて劣悪であるばかりでなく、管理職手当または超過勤務手当を支給される同年輩の一般公務員に比しても給与総額は相当に劣っている。

戦前における国立大学教官の給与（講座俸ないし職務俸を含む）や、諸外国の大学教官の給与とくらべて現在の国立大学教官の給与がきわめて劣っていることは明らかである。

このことは国立大学教官の研究教育活動を阻害しているばかりでなく、後継者の確保と育成をきわめて困難にしている。国立大学教官の給与をこのままにして、根本的改善を図らなければ、やがて大学はその使命を全うしえない事態を生ずるおそれがあり、すでに生じているともいえよう。

よって国立大学教官の給与問題を具体的に検討し、根本的な給与改善をはかるため、この際、政府においては、早急に調査会のよう

な機関を設置して対策を講ずることを、強く要望する。

2. 緊急に改善を要する事項

上にのべた根本的改善策と別に、さしあたり現行給与体系の枠内で、つぎの諸点について緊急に措置されることを強く要望する。

(1) 中堅教官の待遇を改善すること

国立大学において、研究に従事する助手の多くは修士または博士課程卒業後任用されており、最近における急速な学問の分化、新分野の発展のなかで、博士課程を終了した助手またはこれと同等の経験のある助手が、講師および助教授とともに中堅教官として研究教育上担う役割はますます大きくなりつつある。他方、これら中堅教官は、学問の専門分野を担当する関係上職種別定員制の範囲で上級職への格上げができないため、その職務にふさわしい待遇をえていないことは、諸外国の場合と比べて見ても明らかである。

ここ数年助手の初任給について多少の改善がみられたこともあって、これら中堅教官の給与の中だるみの傾向がいちじるしいので、その給与を特に引き上げて、いわゆる中だるみの給与曲線を是正し、中ふくらみの形に改善するとともに職種別格差をで

きるだけ小さくし、給与体系を一本建てに近いものにすることを強く要望する。

(2) 大学院に關係する教官の調整額の増額と支給定数の拡大

大学院に關係する教官は、上述した大学教官の職務よりさらに過重された職務を負っている。

大学院の教育に關与する助手は、大学院学生の課題研究やセミナーの指導上においても有効な助言を行なっておるので、助手に対する調整額支給の枠を大幅に拡大するとともに、大学院担当教官全般についても調整額の引上げを考慮するよう強く要望する。

(3) 指定職の範囲を拡大し、その定数を増加すること

現在指定職の適用範囲はきわめて狭く、その数も限られているが、国立大学教官は、研究と教育を本来の責務としているものであるから、多年研究と教育に専念して業績のあったものに対してもこれを適用するようその定員を大幅に増員することを要望する。

(注) 要望先

総理府総務長官、人事院総裁、文部大臣、大蔵大臣

C 会 計 報 告

1. 昭和43年度 国立大学協会歳入歳出決算

科 目	決 算 額	予 算 額			差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額		
歳 入 の 部	円 17,855,726	円 16,790,000	円 1,240,414	円 18,030,414	円 △174,688	
1 会 費	14,900,000	14,900,000		14,900,000	0	75大学分
2 預 金 利 子	254,163	250,000		250,000	4,163	定期・普通預金利子
3 雑 収 入	1,261,563	200,000	1,240,414	1,440,414	△178,851	追加予算は、(1)「大学問題選書」2,457部の頒布収入額 949,138円と(2)「教養課程に関する特別委員会中間報告案」4,698部の頒布収入額291,276円(単価送料共62円)である
4 前年度より繰越額	1,440,000	1,440,000		1,440,000	0	
歳 出 の 部	円 17,851,920	円 16,790,000	円 1,240,414	円 18,030,414	円 178,494	
1 事 業 費	5,480,690	4,270,000	925,502	5,601,502	120,912	予備費より流用増 406,000円
(1)総 会 費	1,328,100	1,100,000		1,329,000	900	予備費より流用増 229,000円
(2)運営協議会諸費	284,323	300,000		285,000	677	調査研究費へ流用減 △ 15,000円
(3)役 員 会 費	39,464	70,000		42,000	2,536	調査研究費へ流用減 △ 28,000円
(4)委 員 会 費	379,254	300,000		380,000	746	予備費より流用増 80,000円
(5)会報発行費	996,678	900,000		997,000	322	予備費より流用増 97,000円
(6)調査研究費	1,642,771	1,600,000		1,643,000	229	運営協議会諸費より流用増 15,000円 役員会費より流用増 28,000円
(7)図 書・資 料 頒 布 費	810,000	0	925,502	925,502	115,502	追加予算は、「大学問題選書」の購入費および「教養課程に関する特別委員会報告案」の製作費に充当
2 事 務 費	12,371,330	11,520,000	314,912	12,409,912	38,582	予備費より流用増 575,000円
(1)諸 給 与	9,728,108	9,000,000	314,912	9,730,912	2,804	追加予算は、「大学問題選書」および「教養課程に関する特別委員会中間報告案」頒布手数料相当額を諸給与に充当 予備費より流用増 416,000円
(2)備 品 費	70,030	100,000		75,000	4,970	印刷費へ流用減 △ 25,000円
(3)借 用 料	351,666	355,000		355,000	3,334	
(4)消 耗 品 費	186,275	200,000		200,000	13,725	
(5)印 刷 費	74,100	50,000		75,000	900	備品費より流用増 25,000円
(6)通 信 費	245,207	300,000		256,000	10,793	被保険者事業主負担金へ流用減 △ 44,000円
(7)旅費・交通費	335,560	300,000		336,000	440	予備費より流用増 36,000円
(8)庁 用 諸 費	472,145	350,000		473,000	855	予備費より流用増 123,000円
(9)被保険者事業主負担金	385,239	342,000		386,000	761	通信費より流用増 44,000円
(10)退 職 給 与 引 当 金	523,000	523,000		523,000	0	
3 予 備 費		1,000,000		19,000	19,000	総会費へ流用減 △ 229,000円 委員会へ流用減 △ 80,000円 会報発行費へ流用減 △ 97,000円 諸給与へ流用減 △ 416,000円 旅費・交通費へ流用減 △ 36,000円 庁用諸費へ流用減 △ 123,000円
翌年度へ繰越額	3,806					

2. 財 産 目 録

昭和44年3月31日現在

資 産 総 額					4,673,648円
1. 運 用 財 産					623,806円
(1) 普 通 預 金					3,806円
富士銀行本郷支店		1,195円			
三和銀行本郷支店		2,611円			
(2) 有 価 証 券					620,000円
割引電信電話債券(額面)					
昭和39年9月取得	10万円	3枚	30万円		
昭和41年3月取得	10万円	3枚	30万円		
昭和41年3月取得	1万円	2枚	2万円		
2. 積 立 金(退職給与引当金)					1,661,229円
(1) 普 通 預 金					523,000円
第一銀行本郷支店		523千円			
(2) 定 期 預 金(年利5分5厘)					1,138,229円
第一銀行本郷支店		472,640円			
三和銀行本郷支店		665,589円			
3. 図 書					50,000円
現行日本法規一式	55冊				
4. 備 品					2,338,613円
机, 椅子, 戸棚, 書庫, 金庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, クイックコピー, タイプライター, ガスストーブ, 電話機, マイクロホン等 167点					

3. 昭和44年度 国立大学協会歳入歳出予算

科 目	予 算 額	前年度当初 予 算 額	差 引 増 減	摘 要
歳 入 の 部	円 18,223,806	円 16,790,000	円 1,433,806	
1. 会 費	17,770,000	14,900,000	2,870,000	75大学会費
2. 預 金 利 子	250,000	250,000	0	定期普通預金利子
3. 雑 収 入	200,000	200,000	0	「大学問題選書」および「教養課程に関する特別委員会中間報告案」頒布未収入金その他の雑収
4. 前年度より繰越額	3,806	1,440,000	△1,436,194	
歳 出 の 部	18,223,806	16,790,000	1,433,806	
1. 事 業 費	4,770,000	4,270,000	500,000	
(1) 総 会 費	1,200,000	1,100,000	100,000	総会 2 回@35万円計70万円, 事務連絡会議 2 回@25万円計50万円
(2) 運営協議会諸費	400,000	300,000	100,000	協議会10回@2万円計20万円(資料を含む), 大学問題研究部会10回@1万円計10万円外に調査費10万円
(3) 役 員 会 費	70,000	70,000	0	理事会 4 回@1万円計4万円, 常務理事会 6 回@5千円計3万円
(4) 委 員 会 費	400,000	300,000	100,000	委員会および専門委員会80回@4千5百円計36万円, 特別会計制度協議会 4 回@1万円計4万円
(5) 会 報 発 行 費	1,000,000	900,000	100,000	会報 4 回@22万円計88万円外に原稿料・謝金12万円
(6) 調 査 研 究 費	1,600,000	1,600,000	0	各委員会の資料購入・作成および調査費(旅費・謝金を含む)等
(7) 図書・資料頒布費	100,000	0	100,000	「大学問題選書」購入分
2. 事 務 費	12,453,806	11,520,000	933,806	
(1) 諸 給 与	9,615,000	9,000,000	615,000	職員(10人)の俸給・諸手当および臨時調査員給
(2) 備 品 費	100,000	100,000	0	庁用什器備品等
(3) 借 用 料	440,000	355,000	85,000	協会事務室・物置借用料23万2千円, 総会・事務連絡会議・各委員会会場等借用料20万8千円
(4) 消 耗 品 費	200,000	200,000	0	庁用消耗品等
(5) 印 刷 費	75,000	50,000	25,000	庁用印刷
(6) 通 信 費	300,000	300,000	0	電話料・電信料および郵送料
(7) 旅 費・交通費	400,000	300,000	100,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8) 庁 用 諸 費	400,000	350,000	50,000	光熱水料・新聞雑誌購入費その他庁用雑費および職員厚生費
(9) 被保険者事業主負担金	384,000	342,000	42,000	職員社会保険半額協会負担金月3万2千円
(10) 退職給与引当金	539,806	523,000	16,806	
3. 予 備 費	1,000,000	1,000,000	0	

4. 国立大学協会会費の基準（改正）

国立大学協会会費の基準の一部を次のように改正する。

国立大学協会会費の基準の口項ただし書中10%を50%に改める。

附 則

この改正は、昭和44年4月1日から適用する。

理 由

大学問題等急激な会務の増大と物価、給与の上昇に伴う支出の増加に対応するため、国立大学協会会費の基準の一部改正を行なうものである。

窓

健 全 な る 精 神

本学では、去る4月7日かねて決定していた木造校舎4棟の撤去を実施した。案の定、撤去反対の走ヘルメット覆面学生4、50人が学生部や会計課へ押しかけ拒否されるや学内をデモ、職員の制止も無視し業者に中止を強要する、落される屋根瓦の真下にすわりこむ、はては大屋根によじ登って赤旗を振るというハデな事態に発展した。平和な田園都市のこと例の紛争から2年ぶりのハプニングとあって報道陣も色めき立ったが、一般学生はさっぱり躍らず結局彼らだけの空回りに終わった。その騒ぎのさなかのことである。トレーニングシャツ姿の学生が5、6人、作業を監視していたわれわれの所へ来て礼儀正しく、“僕たちは空手部の者ですが練習用にあの瓦を頂けませんか”という。こういう態度に出られると弱い、“いいとも持って行きなさい”というと彼らは喜んで瓦を運んで行った。——それから旬日、新営の武道館の開館式が挙行され、式後模範試合があった。剣道はまず経済2年のT初段と教育1年の女性剣士S2段の対戦である。

双方正眼に構える、途端にあのお嬢さんのどこから出るかと思うような裂帛の気合、オーッと答えるT君、思わず固唾を呑む。試合は終始S嬢が圧倒し2対0で勝った。しかし敗者は初段とはいえ上級生しかも男性である。

S嬢は面をはずすとT君に向かって“失礼いたしました”と丁重にあいさつ、あとは和気あいあいの談笑となった。——デモ、団交、吊し上げ何ともギスギスした昨今の大学にもスポーツの部面にだけまだまともなものが残っている。

全国にさきがけ佐大方式で天下に名を上げた本学の騒動も処分者名43（内解除17名起訴名8名）を出し一応平静に帰したが、紛争大学の方はふえる一方である。しかし、いかに“疾風怒濤”の時代でもやがては治まる時がくる。その転機を作る起動力になるのは、やはり“スポーツ精神”のような気がしてならない。

（佐賀大学事務局長 細井房夫）

D 調

査

昭和44年度国立学校特別会計予算小観

第61回国会（常会成立）佐藤内閣

（主として国立大学，同附属病院及び附置研究所の予算について）

佐 藤 憲 三

（元東京工業大学事務局長）

国立学校に関する昭和44年度予算は「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が施行されてから第6回目である。昭和44年度予算は43年度内に成立に至らず44年4月1日参議院において可決したので漸く成立するに至った。（予算成立の経過は44年1月7日衆議院に提出3月4日同本会議可決，同日参議院へ送付同予算委員会付託4月1日参議院本会議可決である）なお，昭和43年度補正予算が2月22日に成立した。本稿においては所謂本予算について解説するものである。

昭和44年度国立学校予算は国家予算の拡大に伴って前年度予算に比し歳入出共二百五十九億三千三百余万円の増加で10.35%の伸率を示している。が43年度の伸率と比較すると44年度は1.30%を増加している。このことは国家予算が六兆七千億余円と増大しているが，実際には極めて厳しい予算と言われ，新規事業の乏しさがこれを表わしている。

さて国立学校予算小観と題し調査したところについては既に昭和32年度から国立学校予算小観として本会報に掲載した。すなわち

昭和32年度会報12号 昭和33年度会報14号

昭和34年度会報16号 昭和35年度会報18号

昭和36年度会報20号 昭和37年度会報22号

昭和38年度会報23号 昭和39年度会報25号

昭和40年度会報28号 昭和41年度会報32号

昭和42年度会報36号 昭和43年度会報40号

昭和44年度会報本号

である。今回の調査で十三回目となるが，最初の調査から見ると国立学校予算の規模が素晴らしく拡大したものであると，つくづく感慨を催しているものの一人である。高等教育機関の発達は学術研究の異常なまでの進展を促したこと，かつまた産業界に重大な影響をもたらしたことを証明することができる。これは国のあらゆる分野の成長の証左でもあり，国民生活の拡充を証する一つのメーターでもあろう。国家予算が国会の議決を経てから調査することにしておるため，時間的余裕もないままに従来の形態を踏襲して本稿の作成をせざるを得なかった。本稿作成の資料は既記の分と同様に，総予算書，同参照書，国立学校特別会計歳入歳出予定計算書，同各目明細書並びに文部省会計課予算班の編集になる予算事項別表，予算参照書，予算参考書などの資料と関係法令を基とし調査し記したものである。筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから，内容の詳細については聊か理解に欠く点もあって多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。

予算の成立後前年の国会において審議未了に終わった国家機関行政組織定員法（行政機関の職員の定員に関する法律案が漸く昭和44.5.16の

国会で成立 5. 16 に公布された。同時に 政令第 121 号行政機関職員定員令をもって 文部省の定員 109, 007 が定められ、うち国立学校の職員の定員は 106, 020 人と定められた。

さらに昭和 44. 5. 21 文部省令第 12 号によって 文部省定員規則が定められ、国立学校に関する分は文部省訓令第 12 号によって文部省定員細則として次のように定められた。

区 分	定 員	備 考
国立学校	国立大学	人 各国立大学を通じての定員とし、国立大学に併設され附属として設置され又は附属される学校の定員を含む
	国立短期大学	44
	国立高等専門学校	5, 969
	国立高等学校	173
	計	106, 020

上記の学校別表は本稿作成中に公布に至らなかった。後記する定員は凡て予算上のものであることを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）国立学校設置法施行令（昭和 39 年政令第 43 号）国立学校設置法施行規則（昭和 39 年文部省令第 11 号）国立養護教諭養成所設置法（昭和 40 年法律第 16 号）国立養護教諭養成所設置法施行規則（昭和 40 年文部省令第 18 号）によって設置された国立大学 75、学部 279、教養部 29、国立短期大学 1、併設短期大学部 24、大学附置研究所 71、学部及び研究所所属の教育、研究施設 323——附属学校（小学校 76、中学校 81、高等学校 21、盲学校 1、聾学校

2、養護学校 12、幼稚園 43）——大学附属病院（学部附 29、研究所附 6）——教育施設 138、研究施設（学部附 115、研究所附 35）大学院 66（研究科 173）工業高等専門学校 44、商船高等専門学校 5、電波高等学校 3、国立養護教諭養成所 9、各種学校 79（病院附属——学校教育法第 83 条）

その他大学学部専攻科 172、別科 11 の運営に必要な歳入歳出予算に関することである。

昭和 44 年度における国立学校特別会計予算の総額は歳入歳出何れも 2, 763 億 7, 225 万 3 千円である。歳入予定額中一般会計から受入れる金額 2, 297 億 3, 292 万 3 千円は特別会計歳入予定額の 83. 124% 余に当り、学校自体収入予定額 449 億 3, 933 万 5 千円は 16. 260% に相当する。

これを昭和 43 年度一般会計受入額比率 81. 688% と比較すると 1. 436% の増加である。このことは昭和 44 年度予算が授業料等の値上を行なわないために政府支出金が増加する結果を招いたものと観測される。その他の歳入予定額中借入金 17 億円は歳入予定額の 0. 61% で前年度 0. 88% に比し 0. 27% の減少である。

歳出予定額中前記各組織機関の運営に必要な所謂経常的経費と目すべき人件的経費、物件的経費、医療関係費、船舶運航関係費等 2, 236 億 9, 575 万 6 千円で歳出予定額の 80. 940% に当り、そのほか臨時的経費すなわち資産財となるものである施設整備費の合計額 518 億 8, 128 万 9 千円は 18, 772% に相当する。その他他会計への繰入額等 7 億 9, 520 万 8 千円は 0. 288% となっている。以下歳入歳出予定額について前年度予算額と比較すると次のとおりである。

○国立学校特別会計歳入歳出予算総表

1. 歳入予算について

区 分	44 年度予定額	43 年度予定額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
一般会計より受入金	229, 732, 923	204, 568, 008	25, 164, 915
借入金	1, 700, 000	2, 200, 000	△ 500, 000
附属病院収入	32, 431, 698	29, 968, 463	2, 463, 230
授業料及入学検定料	5, 991, 546	5, 818, 026	173, 520
学校財産処分収入	3, 000, 000	4, 997, 511	△ 1, 997, 511
雑収入	3, 516, 091	2, 886, 688	629, 403
歳入合計	276, 372, 253	250, 438, 696	25, 933, 557

前表歳入予定額において前年度予算に比し増加した金額の中一般会計より受入れる金額が251億6,491万余円であることは歳出予算において述べる理由によるものである。この受入財源の主たる要素は、三重大学工学部の創設、大学院修士課程の増設、学科の増設、拡充、学生の増募、講座学科目の増置、特別教科教員養成課程の増置、大学病院における診療施設の整備充

実など新規事項に伴う増加、既設学科の学年進行による必然的経費のために受入額の増加を来したものである。授業料及び入学検定料における増加額1億7,352万円は学生の増加、学生の新規増募によるものである。借入金の減少は大学移転統合用地の購入予定の完了したものであるため減少したものである。

2. 歳出予算について

区 分	44年度予定額	43年度予定額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
国 立 学 校	150,371,276	130,835,542	19,435,734
大 学 附 属 病 院	45,725,734	39,518,788	6,206,946
大 学 附 置 研 究 所	18,867,816	17,218,317	1,649,499
施 設 整 備 費	51,881,289	52,343,025	△ 461,736
庁 舎 等 特 別 取 得 費	0	2,150,000	△ 2,150,000
国債整理基金特別会計へ繰入	650,625	753,658	△ 103,033
予 備 費	100,000	100,000	0
国家公務員共済組合負担金	8,730,993	7,379,592	1,351,401
賠償償還及払戻金	10,000	3,000	7,000
一 般 会 計 へ 繰 入	31,940	35,544	△ 3,604
郵便事業特別会計へ繰入	2,580	1,240	1,340
(A) 歳 出 合 計	276,372,253	250,438,696	25,933,557

次表は一般会計文部省所管歳出予算の中大学及び学校等と直接的に関係の深い予算を掲記し

たものである。

区 分	44年度予定額	43年度予算額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
文 部 本 省			
外 国 人 留 学 生 給 与 等	375,684	337,478	38,206
科 学 振 興 費			
科 学 研 究 費 補 助 金	6,000,000	5,000,000	1,000,000
育 英 及 学 徒 援 護 事 業 費	15,429,014	14,525,045	903,969
(B) 計	21,804,698	19,862,523	1,942,175
(C) 国立学校関係歳出予算の計〔(A)と(B)との計	298,176,951	270,301,219	27,875,732
(D) 文 部 省 所 管 歳 出 予 算	742,228,101	652,496,337	89,731,764
(E) 一 般 会 計 総 予 算	6,739,574,143	5,049,922,948	1,689,651,195
A 文部省所管予算と国立学校予算			
D との比	37,235%	38,831%	
C 文部省所管予算と国立学校関係			
D 予算との比	40,173%	41,426%	
A 総予算と国立学校予算との比	4,088%	4,952%	

$\frac{C}{E}$ 総予算と国立学校関係予算との比	4,424%	5,352%
$\frac{D}{E}$ 総予算と文部省所管予算との比	11,029%	12,920%

国立学校の運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と、一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に直接に又間接的に使用されるものとである。大学及び研究所、病院、学校等において直接的に使用される歳出予算は前表(A)に示す国立学校特別会計における2,763億7,225万3千円であって文部省所管全予算一般会計計上額(D)に示す7,422億2,810万1千円の37,235%に当り、一般会計総予算(E)に示す6兆7,395億7,414万3千円の4,088%に相当する。また国立学校関係予算(C)2,981億7,695万1千円は(D)の40,173%に当り(E)の4,424%に相当する。前年度予算の比率を見るに文部省所管予算との比は多少の減率を示している又国家予算との対比においても減少を示している。新規事項予算が極めて僅かであったことに由来するであろう。

国立学校特別会計歳出予算中経常的経費につき予算上の組織別である国立学校、大学病院、研究所を通じ見るに、前年度予算に比し266億0,349万9千円の増加となっている。この増加額は学部の創設、学科の新設、拡充、大学院の増置、学生の増募、大学病院における診療部の拡張、学年進行等に因由するものである。施設整備費においては4億6,173万6千円の減少となっている。この減少額は既往において拡張された施設が一応段落をつげたものがあるためである。

経常的経費の増加額の中には前記新規事項に伴うもののほか所謂標準予算——基準予算という——において積算単位の改訂による増加額も含むものである。研究教育に関する経費では非

常勤講師手当1時間当りの増加、外人講師給の増額、教育研究旅費の単価は正による増加、在外研究員旅費の増加、学生当積算校費単価5%乃至8%増、教官当積算校費単価5%増等であるが、基準単価の引上については数年間に亘って継続され20又は10%の増加と年々異ってはいたが今日のように相当額の校費を算するに至った。本年度は財政上の都合によってか僅かに5%の増加である。校費中特に教育研究費、学生校費等の水準を昇すことは、運営上極めて重要なことであって歓迎すべきことではあるが本年の如く少率では物価高に次ぐに昂騰の現状に追いつくことも不可能であって、教育研究に支障を与えることが大と言っても過言ではあるまい。増率が完全に実益をもたらす程実際に適応するような措置が望ましい。言うなれば一番に増率を行いこれならば安心であるという姿が出現するならば年々歳々の煩鎖を除去することができるであろう。さもなくば昔時の水準以上に達するには道更に遠しという声無きにしもあらずといえよう。事項並列の予算方式もさることながら基準予算を大幅に膨張して各大学の自主的運営の自由化を徹底的に目論見ることが緊要ではあるまいか。年々歳々細部の事項にまで一々指示的予算の編成とせず、大学が自主的に運営が行われるようにしてこそ研究教育の自由が確保されることといえよう。国家予算の拡大の波のつて教育投資額は逐次膨張する傾向にあることを考え抜本的に検討して経常的経費の在り方と不変の方策を樹て、特別会計としての妙味が発揮できるようにすべきではなかろうか。教育研究の振興といっても大学学校等における日常

の経済生活の基幹である大学固有の経常的経費を形成している管理的経費、教育費、研究費の充実如何にかかっている。今日大学は揺れ動いているのでこれらが強化されるか否かは全く教育研究の消長を左右するものと断ずるも憚りないであろう。無限に而も急速に発達する学術研究に即応するためには、学問研究者に後顧の憂なからしむる程の基準予算単位の増率の確立を図るべきであろう。産業投資の如く比較的是ね返り効果が早いものには容易に投資が行われるのが一般的のことである。これらは専ら学問研究の結果によつての投資に基くものが大方の姿であろう。教育研究のための投資は容易に結果が現れられないからという考えもある。この成果には時間がかかり将来に期待をかけるのであつて目先の結果の投資ではない。凡ての基盤を培う教育研究事業に対する投資は、優先事項とすべき重要事項であると繰返し言われていることである。

前表中一般会計予算に計上されたものは本省事業に属するものであるが、科学振興に関する経費の中科学研究補助金60億円はその凡そ80%余が国立大学、研究所関係において使用されていることが実績である。学徒援護に関する経費、育英奨学に関する経費154億2,901万4千円の大半は国立大学学生、国立学校学生、生徒の用に供されるものである。

科学技術教育の振興、学生の急増対策といった近年の時流に従つた予算の編成は42年度をもつて一応頂上に達したものと言えよう。本年度においては本年も又それ等の整理的予算と様相が変つた如くである。今後は寧ろ内容充実に方向を転じ、理工、人文両者のバランスある拡充強化の予算こそ必要であると思慮されるが飽迄も基礎的予算の確固不変を考え教育研究上支障

を生じないようにすべきであろう。

学部の増設、学科の新設、学部の改組等、等これらに従つて学生の増募となり、講座、学科目の新設、増設となつて教育、その他の職員の増員となつて膨張に次ぐ膨張をもつてこの5、6年間の予算が計上されて来たことは例年の本稿によつても理解するところである。今後は前段にも述べたように基礎的経費の水準を上昇することを目途として推進することが望ましい。何れにしても基本である学校予算については十分に検討してその基礎が崩壊されないようにしなければならぬ。本年度予算中講座、学科目構成の人員において数年以前に取極めのあつた構成基準が国家公務員増員不可との大綱によつて、崩れた姿を呈していることは法的根拠のない基準が如何に弱いものであるかを如実に物語るものである。将来において不完全状態は恢復することとは思ふが極めて不安定なことではなからうか。公務員総定員法の成立によつて却つて学校別の配分が、政令、訓令の範囲内で自由に行なわれることになつたので、文部省の配分計画には一段と考慮を要するであろう。

施設整備費も逐年増加し、新設大学学部等も漸次整備を整えたため前年に比し多額の減少を来した。額においては往年の予算額に比し面目一新というところであるが、これらは殆んど、前述した如き時流拡大に関連する新規事業上の必然的営造物の建築整備予算である。老朽化した施設は近代化すべき面の予算は未だ寡少といえるのではあるまいか、一県一大学といった方針で設置されたものでも旧制時代の老朽建物がまだまだ多数盤踞している姿でもあるからこれらを改築することは声を大にして、積極果敢に繰返し要望することが大切であろう。

おもに昭和44年度一般会計国家予算は前表

に掲記したように6兆7,395億7,414万3千円の巨額に達し、文部省所管予算7,422億2,810万1千円で国立学校特別会計純計予算466億3,933万円を合せ（特別会計に受入るる一般会計予算額を差引いた額）文部省所管に属する予算は5,124億9,517万8千円となっている。43年度予算6,983億6,702万5千円に比し1,858億7,184万7千円の減少を示している。

大学の学部学科の新設等新規事項については新らしい基準のもとにそれぞれ予算されている

が、既設のものに対しては積算単位の比率増昇を数年来行っているのみで、既往のものを全部新規基準を適用し整備することは容易でなからうが、漸次整備すべきことは大学も齊しく望んでおることであろう。

前表に記載した国立学校特別会計歳入歳出予算中昭和44年度歳出予算の組織区分に従って人件的経費、物件的経費を主軸とし大別すれば次表の如き結果を見ることができる。

◎国立学校特別会計歳出予算科目別内訳

区 分	総 額		組 織 区 分							
			国 立 学 校		大 学 附 属 病 院		附 置 研 究 所		共 通	
	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額
昭 和 44 年 度	100%	276,372,253	100%	152,371,276	100%	45,725,734	100%	18,887,816	100%	61,407,427
内 訳										
人 件 的 経 費	44.942	124,209,153	63.650	96,985,176	42.712	19,530,418	40.776	7,693,559		0
俸 給 手 当 等	43.891	121,305,171	62.025	94,524,080	42.485	19,426,299	38.981	7,354,792		0
旅 費	1.051	2,903,982	1.625	2,461,096	0.227	104,119	1.795	338,767		0
物 件 的 経 費	24.751	68,406,074	33.620	51,228,165	13.911	6,360,959	57.330	10,816,950		0
校 費	23.584	65,177,518	81.568	48,100,889	13.705	6,266,517	57.274	10,810,112		0
校 費		64,215,692		47,979,823		5,437,090		10,414,219		0
光 熱 水 料		961,826		121,066		829,427		11,333		0
土地建物等財産	1.168	3,228,556	2.052	3,127,276	0.206	94,442		6,838		0
維持費等										
そ の 他	0.403	2,496,720	1.404	2,139,413		0	1.894	357,307		0
船 舶 関 係	0.443	1,226,632	0.685	1,043,442		0	0.971	183,190		0
受 託 研 究 費	0.127	349,894	0.115	175,777		0	0.923	174,117		0
受 託 研 究 員 費	0.025	70,194	0.046	70,194		0		0		0
奨 学 交 付 金	0.308	850,000	0.558	850,000		0		0		0
医 療 関 係 費	7.176	19,834,357		0	43.377	19,834,357		0		0
日 本 安 全 会 掛 金	0.006	18,552	0.012	18,522				0		
交 付 金										
国 家 公 務 員 共 済 組	3.159	8,730,993		0		0		0	14,218	8,730,993
合 員 担 金										
特 殊 設 備 費		(384,560)		0		0	2.038	(384,560)		
施 設 整 備 費	18.773	51,881,289		0		0		0	84,487	51,881,289
賠 償 償 還 及 払 戻 金	0.003	10,000		0		0		0	0.001	10,000
一 般 会 計 へ 繰 入	0.011	31,940		0		0		0	0.005	31,940
郵 政 事 業 特 別 会 計	0.001	2,580		0		0		0	0.219	2,580
へ 繰 入										
国 債 整 理 基 金 特 別	0.225	650,625		0		0		0	1.059	650,625
会 計 へ 繰 入										
予 備 費	0.033	100,000		0		0		0	0.011	100,000

次に大学、学校、病院、研究所等の昭和44年度職員に関する予算定員は次表に示すとおりであるが、本稿作成中本年は行政機関の職員

に関する法律案が国会（第61回常会）において成立となったことについては前述のとおりである。（59頁に記述）

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表（44年度予算定員）

I 組織別職種定員区分表

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
指 定 職	258	258	—	—	
学 長	75	75	—	—	
教 授	183	183	—	—	
行 政 職	46,513	36,397	6,585	3,531	(→)適用
事 務 局 長	75	75	0	0	"
部 長	111	111	0	0	"
事 務 部 長	26	0	24	2	"
高 専 事 務 部 長	43	43	0	0	"
次 長	36	36	0	0	"
課 長	647	595	48	4	"
事 務 長	538	447	23	68	"
課 長 補 佐	628	535	70	23	"
係 長	4,207	3,725	289	193	"
主 任	50	0	50	0	"
技 術 職 員	6,089	4,212	268	1,609	"
図 書 館 職 員	1,675	1,548	68	59	"
一 般 職 員	18,110	15,305	2,089	716	"
技 能 労 務 職 員	13,803	9,290	3,656	857	(⇒)適用
海 事 職	350	276	0	74	
大 型 船 舶 " 員	194	49 93	0	18 34	(→)適用 (⇒)適用
中 型 船 舶 (甲) 船 員	115	33 60	0	10 12	(→)適用 (⇒)適用
中 型 船 舶 (乙) 船 員	30	16 14	0	0 0	(→)適用 (⇒)適用
中 型 船 舶 (丙) 船 員 (小型船舶甲, 乙船員共)	11	11	0	0	(→)適用
教 育 職	48,112	41,109	3,507	3,498	
学 長	1	1	0	0	(→)適用
所 長	9	9	0	0	"
教 授	11,863	1,173	5	685	"
助 教 授	11,922	11,087	89	746	"
講 師	1,018	39	910	69	"
助 手	13,804	9,825	2,264	1,715	"
教 務 職 員	1,756	1,417	58	281	"

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国 立 学 校	大学附属病院	附置研究所	
校 長	3	3	0	0	(一)適用
教 諭	4,482	1,131	0	0	(二)〃
実 習 助 手	15	3,351	0	0	(三)〃
各 種 学 校 講 師	181	15	0	0	(四)〃
高 専 学 校 校 長	49	0	181	0	(一)適用
高 専 教 授	819	49	0	0	〃
高 専 助 教 授	759	819	0	0	〃
高 専 講 師	349	759	0	0	〃
高 専 助 手	482	349	0	0	〃
		482	0	0	〃
医 療 職	10,787	485	10,248	54	
医 師	1	0	0	1	(一)適用
医 療 技 術 職 員	1,081	60	992	29	(二)適用
診療エックス線技師	476	32	424	20	〃
栄 養 士	271	155	116	0	〃
薬 剤 部 長	53	0	53	0	〃
薬 剤 主 任	143	0	143	0	〃
薬 剤 師	349	0	349	0	〃
歯 科 衛 生 士	11	0	11	0	〃
総 看 護 婦 長	38	0	38	0	(三)適用
看 護 婦 長	1,175	0	1,175	0	〃
看 護 婦	7,165	238	6,923	4	〃
合 計	106,020	78,482	20,340	7,198	

Ⅱ 等級別定員表 (組織別)

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附属病院	附 置 研究所	総定員	
指 定 職	258	—	—	258	学長(75), 教授(183)
行 政 職	36,397	6,585	3,531	46,513	
(一) 適 用	27,098	2,929	2,674	32,701	
1 等級	20	0	0	20	事務局長
2 等級	228	25	13	266	事務局長(55), 部長(111), 次長(36), 課長(89), 事務部長(26), 高専部長(2), 事務長(16)
3 等級	353	17	10	380	高専部長(41), 課長(232), 事務長(107)
4 等級	1,414	140	98	1,652	課長(406), 事務長(404), 課長補佐(574), 技術職員(47), 図書館職員(121)
5 等級	4,207	342	352	4,901	課長補佐(54), 係長(3,430), 主任(103), 技術職員(971), 図書館職員(343)
6 等級	5,806	627	430	6,863	係長(777), 主任(413), 技術職員(845), 図書館職員(443), 一般職員(4,385)
7 等級	7,402	914	878	9,195	技術職員(2,014), 図書館職員(629), 一般職員(6,552)
8 等級	7,667	864	893	9,424	〃 (2,112) 〃 (139), 〃 (7,173)
(二) 等 級	9,299	3,656	57	13,812	
1 適用	99	23	36	158	
2 等級	1,628	523	111	2,273	
3 等級	4,603	1,278	149	5,949	} 技能労務職員
4 等級	2,735	1,263	299	4,300	
5 等級	334	569	300	1,132	

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附 属病院	附 置 研究所	総定員	
海 事 職	276	—	74	350	
(一) 適 用	98	—	28	126	
特1等級	0	—	2	2	大型船舶船員
1 等級	8	—	2	10	同 上
2 等級	32	—	6	38	同 上 (21), 中型船舶 (甲(13), 乙(4))
3 等級	44	—	9	53	同 上 (22), 同 上 (甲(20), 乙(11))
4 等級	14	—	9	23	同 上 (12), (甲(10), 乙(1))
(二) 適 用	178	—	46	224	
1 等級	14	—	3	17	大型(14), 中型 (甲(2), 乙(1))
2 等級	42	—	12	54	" (27), " (甲17), 乙(5), 丙(5)
3 等級	72	—	24	96	" (53), " ("36), " (3), " (4)
4 等級	50	—	7	57	" (33), " ("17), " (5), " (2)
教 育 職	41,109	3,326	3,496	47,931	
(一) 適 用	34,151	3,326	3,396	40,973	
1 等級	11,183	5	685	11,873	学長 (1), 所長 (9), 教授 (11,173)
2 等級	11,087	89	746	11,922	助教授
3 等級	639	910	69	1,618	講 師
4 等級	9,825	2,264	1,715	13,804	助 手
5 等級	1,417	58	281	1,056	教務職員
(二) 適 用	1,149	181	0	1,330	
1 等級	33	0	0	33	校長 (3), 教諭 (30)
2 等級	1,081	180	0	1,262	教諭 (1,081), 各種学校講師 (181)
3 等級	35	0	0	35	教諭 (20), 実習助手 (15)
(三) 適 用	3,351	0	0	3,351	
1 等級	190	0	0	190	} 教 諭
2 等級	3,101	0	0	3,161	
(四) 適 用	2,458	0	0	2,458	
1 等級	49	0	0	49	高専校長
2 等級	819	0	0	819	同 教授
3 等級	759	0	0	759	同 助教授
4 等級	349	0	0	349	同 講師
5 等級	482	0	0	482	同 助手
医 療 職	485	10,248	54	10,787	
(一) 適 用					
4 等級	0	0	1	1	医 師
(二) 適 用	247	2,088	49	2,384	
1 等級	0	20	0	20	薬剤部長
2 等級	0	133	0	133	{ 薬剤部長 (33), 薬剤主任 (90), 医療技術職員 (3), 診療 エックス線技師 (7)
3 等級	38	591	7	636	{ 医療技術職員 (204), 診療エックス線技師 (147), 栄養士 (37)
4 等級	147	784	30	961	{ 薬剤主任 (53), 薬剤士 (195)
5 等級	62	518	8	588	{ 医療技術職員 (439), 診療エックス線技師 (208), 栄養士 (157)
6 等級	0	42	4	16	{ 薬剤師 (164), 歯科衛生士 (3)
(三) 適 用	238	8,160	4	8,402	{ 医療技術職員 (391), 診療エックス線技師 (114), 栄養士 (77)
特1等級	0	16	0	16	{ 歯科衛生士 (6)
1 等級	0	46	0	0	医療技術職員 (44), 歯科衛生士 (2)
2 等級	54	1,175	0	1,229	総看護婦長
3 等級	175	5,959	2	6,136	総看護婦長 (22), 副総看護婦長 (24)
4 等級	9	964	2	975	看護婦長, 看護婦
合 計	78,482	20,340	7,198	106,020	{ 看護婦

○国立学校職員定員機関別内訳前年度分表

(本年度は学校別に未だ告示されないので止むなく43年度表を掲ぐ)

大 学	総定員	内 訳		大 学	総定員	内 訳	
		教 官	その 他 (行政 医療 海事)			教 官	その 他 (行政 医療 海事)
北 海 道	4,411	1,748	2,663	愛 知 教 育	611	346	265
北 海 道 教 育	884	472	412	名 古 屋 工 業	536	279	259
室 蘭 工 業	344	155	189	三 重	509	268	241
小 樽 商 科	175	80	95	滋 賀	356	199	157
帯 広 蓄 産	262	107	155	京 都	5,887	2,455	3,432
北 見 工 業	152	54	98	京 都 教 育	394	241	153
弘 前	1,407	489	189	京 都 工 芸 織 維	433	204	229
岩 手	807	347	460	大 阪 阪	4,432	1,927	2,505
東 北	5,609	2,196	3,413	大 阪 外 国 語	231	127	104
宮 城 教 育	314	186	128	大 阪 学 芸	786	486	300
秋 田	560	260	300	神 戸	2,353	957	1,396
山 形	921	439	482	神 戸 商 船	185	83	102
福 島	473	257	216	奈 良 教 育	270	160	110
茨 城	860	441	419	奈 良 女 子	268	170	98
宇 都 宮	610	273	337	和 歌 山	379	206	173
群 馬	1,651	594	1,057	鳥 取	1,425	515	910
埼 玉	685	367	318	島 根	560	308	252
千 葉	2,143	823	1,320	岡 山	2,115	812	1,303
東 京	9,537	3,800	5,737	広 島	2,763	1,318	1,445
東京医科歯科	1,592	596	996	山 口	1,641	645	996
東京外国語	260	128	132	徳 島	1,538	595	943
東京学芸	1,017	595	422	香 川	612	337	275
東京農工	549	237	312	愛 媛	872	418	454
東京芸術	336	177	159	高 知	509	275	234
東京教育	1,734	1,040	694	福 岡 教 育	520	293	227
東京工業	1,624	877	747	九 州	4,641	1,824	2,817
東京商船	253	104	149	九 州 工 業	367	159	208
東京水産	312	125	183	九州芸術工科	42	15	27
お茶の水女子	379	224	155	佐 賀	443	246	197
電気通信	362	172	190	長 崎	1,701	573	1,128
一 橋	490	277	213	熊 本	2,026	748	1,278
横 浜 国 立	885	471	414	大 分	385	199	186
新 潟	2,383	915	1,473	宮 崎	622	316	306
富 山	715	344	371	鹿 児 島	1,930	781	1,149
金 沢	2,164	818	1,346	合 計 (大 学)	98,420	42,559	55,861
福 井	503	251	252				
山 梨	560	289	271	図 書 館 短 期	44	17	27
信 州	1,965	784	1,181	工業商船高等専門	5,557	2,526	3,031
岐 阜	1,488	597	891	学校 (49校)			
静 岡	1,196	626	570	高等学校 (8校)	255	181	74
名 古 屋	3,639	1,517	2,122	通 計	104,276	45,283	58,993

1. 国家公務員総定員法が国会で成立し、昭和44.5.16に公布され国立学校における職員は、政令第121号(昭和44.5.16施行 4.1より適用)公布によって公示、同時に割合をもって大学学校の定員は定められたが、本稿作成の際には学校別区分の公布は見るに至らなかったため、参考として現行のものを掲記せざるを得なかった。
2. 定員は各国立大学を通じて定められたので公示されない限り審らかにすることができない。

◎学生、生徒定数表（予算総数）

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大学附属病院	附 置 研 究 所
44年度予算総数				
大 学 院 学 生	31,782	29,992	0	1,790
大 学 専 攻 科 学 生	1,498	1,498	0	0
学 部 学 生	266,840	266,840	0	0
外 国 人 留 学 生	692	692	0	0
沖 縄 学 生	821	821	0	0
養 護 教 諭 養 成 所 学 生	510	510	0	0
短 期 大 学 学 生	7,490	7,490	0	0
独 立 短 大	160	160	0	0
併 設 短 大	7,330	7,330	0	0
高 等 専 門 学 校 学 生	22,040	22,040	0	0
大 学 別 科 学 生	760	760	0	0
高 等 学 校 専 攻 科 学 生	1,780	1,780	0	0
高 等 学 校 (電 波) 学 生	700	700	0	0
附 属 学 校 生 徒	100,525	100,525	0	0
盲 学 校	440	400	0	0
聾 学 校	500	500	0	0
養 護 学 校	1,205	1,205	0	0
高 等 学 校	8,980	8,980	0	0
中 学 校	39,755	39,755	0	0
小 学 校	45,715	45,715	0	0
幼 稚 園	3,930	3,930	0	0
各 種 学 校	8,035	1,910	6,125	0
特 別 教 科 教 員 養 成 課 程	1,910	1,910		
衛 生 検 査 技 師 学 校	540	0	540	0
歯 科 衛 生 師 学 校	30	0	30	0
歯 科 技 工 士 学 校	105	0	105	0
診 療 放 射 線 技 師 学 校	460	0	460	0
看 護 学 校	4,590	0	4,590	0
助 産 婦 学 校	360	0	360	0
保 健 婦 学 校	20	0	20	0
歯 科 技 工 実 習	20	0	20	0
研 究 生 等	10,009	2,457	7,054	498
合 計	453,482	438,015	13,179	2,288

前年度予算に比し昭和44年度歳出予算において増加したところの概要については既に前述したところである。各組織において人件的経費は、新規事項による教員の増員、その他の職員の増加のため俸給手当旅費の増加を合せ国立学校に

において134億0,307万3千円、大学病院において35億9,006万3千円、附置研究所において11億5,138万5千円合計181億4,452万1千円の増加を示している。また物件的経費について校費積算単価の改訂5%増新規事項としての校費の増

加,教育研究用設備の増加,各所修繕費の増加等を合せ国立学校において51億502万8千円,大学病院において6億2,953万8千円,附置研究所においては4億9,889万1千円を増加し差引合計62億3,343万7千円,大学病院医療関係費において19億8,734万5千円,研究所特殊設備費等

においては1億350万円の増,その他5億4,622万千円の減,施設整備費等4億6,173万6千円,他会計への繰入額等1億529万7千円の減,共済組合負担金等1億3,514万1千円増,総計2,591億3,355万7千円の増加を示すに至った。この増加額の組織別の大要は次の通りである。

昭和44年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区 分	44年度予算	43年度予算	増△減額	組 織 区 分			
				国立学校	大学病院	附 置 所	共 通
歳 出 総 額	276,372,253	250,438,696	25,933,557	19,435,744	6,206,946	1,649,499	△1,358,632
内 訳							
人 件 的 経 費	124,209,153	106,064,632	18,144,521	13,403,073	3,590,063	1,151,385	0
物 件 的 経 費	68,406,074	62,172,637	6,233,437	5,105,028	629,538	498,871	0
そ の 他	2,496,720	1,579,225	917,495	918,252	0	△ 757	0
医 療 関 係 費	19,834,357	17,847,012	1,987,345		0		
日本学校安全会共済掛金交付金	18,622	7,131	9,391	9,341		0	0
国家公務員共済組合負担金	8,730,993	2,329,592	1,351,401				1,351,401
特 殊 設 備 費	(384,560)	(284,210)	(100,350)				(100,350)
施 設 整 備 費	51,881,289	52,343,025	△ 461,736				△ 461,736
庁 舎 等 特 別 取 得 費	0	2,150,000	2,150,000				△2,150,500
賠 償 償 還 及 払 戻 金	10,000	3,000	7,000				7,000
一 般 会 計 へ 繰 入	31,940	35,544	△ 3,604				△ 3,604
郵政事業特別会計へ繰入	2,580	1,240	1,340				1,340
国債整理基金特別会計へ繰入	650,625	753,658	△103,033				△ 103,030
予 備 費	100,000	100,000	0				

・・・備考 特殊設備費は物件の経費に包含するが便宜()内数字を表す。

組織別内訳の通り

I 国立学校の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
国 立 学 校	19,435,744	大学院,学部,短期大学,高等専門学校(工業,商船),高等学校,附属学校,養護教諭養成所,その他教育研究施設等に関する予算の増加である。	150,371,276	130,955,532
1. 人 件 的 経 費	13,403,073	三カ年計画による人員の減少あるもなお職員の新規増加による俸給,諸手当,旅費などの増加額である。	96,985,176	83,582,103

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
(1) 俸給手当など・	13,147,841	新規事項及学年進行等による職員の増加に伴う俸給、手当などである。増加概要次のとおり。 1. 学部の創設（三重大工学部） 2. 学部創設準備（二学部一医学部，社会学部） 3. 大学院の設置（修士課程）外国語研究科（大阪70人），水産学研究科（鹿児島30人），農学研究科（新潟42人，岡山28人，山口30人），栄養学研究科（徳島14人），園芸学研究科（千葉32人），合計246人（7大学研究科設置），大学院強化のため不完全講座の充実による職員増加 4. 不完全講座の充実による教官の増 5. 短期大学2学科増80人（工科系2科） 6. 養護教諭養成所の設置（千葉大） 7. 講座の増設20（医系6，工学系8，理2，経済2，農2），工学1，修士講座18（農2，工3，理2，経1，文1，家政1共通2）－（工）蓄1） 8. 教官の新設充員整備（既設学科改組） 9. 特別教育教員養成課程の新設3，学生20（東京学芸，愛知教育，千葉） 10. 養護学校教員養成課程の新設3，学生60人（宮城，埼玉，新潟） 11. 幼稚園教員養成課程の新設1学生，30人（奈良） 12. 学科目の新設，整備による教官増 13. 既設学科の学年進行による職員増 14. 実習施設の整備3，大型計算機センターの整備（3） 15. 研究施設新設（7施設及び整備） 16. 附属学校新設（中学1） 20. 厚生補導要員の増（保健管理センターの増設9，管理要員の充実），事務機構整備（庶務部5，経理部5，施設部2，学生部次長増4）等，工業教員養成所の廃止	94,524,080	81,376,239
(2) 旅 費	255,232	前項に記載した事項等に基づく職員の増加に伴うもの，及教官研究旅費回数は正等，在外研究員等旅費の増	2,461,096	2,205,864
2, 物件的経費	5,105,029	人件的経費において述べた事項による増加及び標準的予算の各項目による積算増加による増	51,228,165	46,123,137
(3) 校 費	4,610,904	1. 教官当校費積算単位改訂講座制5%，修士講座制8%，その他15%増	47,979,823	43,368,919

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
		2. 学生当校費積算単位改訂8%増 3. 外国人留学生経費の増 4. 用途指定費の増(奨学研究費等) 5. 研究特別経費の増(研究報告歯科新增、解剖体費)等 6. 特別事業経費(太陽活動期国際観測年事業等) 7. 臨時事業費(国際会議、調査、観測費)増 8. 特殊施設費増(図書館維持、農場、演習林、工場、附属施設、運営費の増特殊装置維持費) 9. 厚生補導関係 10. 諸設備の充実、更新(特殊装置、電算機関係設備)等		
(4) 光 熱 水 料	10,410		121,066	110,656
(5) 不動産維持修繕	483,714	坪数の増加単価の増等による所要額の増加	3,127,276	2,643,562
3. そ の 他	918,252		2,139,413	1,221,161
(6) 実習船関係費	516,337			
		運 航 費 9,527 食 糧 費 4,933 建 造 費 495,000 (富山、鳥羽、広島、弓削の四商船高等 専門学校に各々300トン級の実習船を 配属するため新に建造) 整 備 費 6,877		
(7) 受託研究費	51,915		175,777	123,862
(8) 受託研究員費	0		70,194	70,194
(9) 奨学交付金	350,000		850,000	500,000
4. 日本学校安全会共済掛金交付金	9,391		18,522	9,131

Ⅲ 大学附属病院の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
附 属 病 院	6,206,946	大学医学部、歯学部附属病院29及び附置研究所附属病院6の運営に関する予算の増加である。	45,725,734	39,518,788
1. 人 件 的 経 費	3,590,063	診療科の新設、歯学部設置校(40年度)附属病院の整備7、病床の増加(40床)、特殊診療施設の新設2、その他諸設整備のため職員及び病院教官の増員並びに看護業務職員の増加予算である。	19,530,418	15,940,355
(1) 俸 給 手 当 な ど	3,578,985	前項の事項等の職員の増員に伴う俸給及手当の増加である。	19,426,299	15,847,314
(2) 旅 費	11,078	職員の増員に伴うもの及び教官当旅費単価改訂5%増	104,119	93,041

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
2. 物 件 的 経 費	629,538	人件的経費において述べた事項に伴う増加及び標準的予算の各項目による積算増加による。	6,360,959	5,731,421
(3) 校 費	564,607	1. 教官当校費積算単位改訂（職種別） 2. 建物新営に伴う設備 3. 管理運営費の増加	5,437,090	4,872,488
(4) 光 熱 水 料	63,170		829,427	766,257
(5) 不動産維持修繕	1,766		94,442	92,676
3. 医 療 関 係 費	1,987,345	人件的経費において述べた事項及び食糧費単価改訂等に伴う増加である。 医 療 費 1,590,184 医療機器整備費 81,549 学 用 患 者 費 177,360 患 者 食 糧 費 125,782 生 徒 食 糧 費 12,470	19,834,357	17,847,012

Ⅲ 附置研究所の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
附 置 研 究 所	1,648,499	大学附置研究所71の運営に関する予算の増加である。	18,867,816	17,218,317
1. 人 件 的 経 費	1,151,385	既設研究所の整備，研究部門の増設，不完全部門の整備，附属施設の新設，工場の整備に伴う職員の増員による増加額である。	7,693,559	6,542,174
(1) 俸 給 手 当 な ど	1,121,887	1. 研究所整備（海洋研2部門，宇宙航空研究2部門，アジアアフリカ言語文化研1部門，変異1部門） 2. 研究部門増設物性1部門原子炉1部門天文台一部門，がん2部門，一般研究9部門 3. 不完全部門整備の職員増 4. 附属施設の新設2 5. 工場の整備特殊装置運転職員の増加に伴う俸給手当などの増加額である。	7,354,792	6,232,905
(2) 旅 費	7,131	前項に記載した職員に伴うもの及び教官研究旅費による。単価5%増	338,767	309,269
2. 物 件 的 経 費	498,871	人件的経費に記述した事項と同様の内容による増加及び教官当積算校費単価改訂5%増，研究用設備更新，特別設備等の増加である。	10,816,950	10,318,079
(3) 校 費	498,871	1. 特別事業費 2. 臨時事業費 3. 特殊装置運転費 3. 共同利用研究施設運営費 4. 工場，農場等経費 6. ロケット観測経費	10,810,112	10,311,241

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
(4) 不動産維持費	0	7. 部門研究費 8. 積算単価改訂教官5%, 学生8%	6,830	6,830
3. その他	△ 757		357,307	358,064
(5) 研究船関係	2,886	1. 運航費, 航海日当, 食糧費	183,190	180,304
(6) 受託研究費	△ 3,643		174,117	177,760
4. 特殊設備費	(100,350)	1. ブラズマ研究所設備 2. 原子炉実験所設備 3. 宇宙航空研究整備設備	(384,560)	(284,210)

IV 各組織に共通する分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	44年度予算	43年度予算
施設整備費	△ 461,736		51,881,289	52,343,025
人件的経費				
学校施設整備	△1,239,713	学生増募等, 養護教諭養成所, 高等専門学校 附置研究所などと既設拡張事業の総統による 施設整備の減少	38,178,249	39,417,962
病院施設整備	1,224,001	病院の改築, 増築による増加及歯学部病院	8,139,117	6,915,116
各所新営, 管理用建物	△ 446,024		5,563,923	6,009,948
不動産購入費	△ 500,000	購入予定のものの減少による	4,800,000	5,300,000
学校施設災害復旧費	53,149	災害復旧によるものあるによる	92,126	38,977
庁舎特別取得費	△2,150,000	新に取得するものなきによる	0	2,150,000
国債整理基金特別会計へ	△ 103,033	借入金に対する利子及返還の減	650,625	753,658
国家公務員共済組合負担金	1,351,401	職員の増加による負担金の増加	8,730,993	7,379,592
賠償償還及払戻金	7,000		10,000	3,000
予備費	0		100,000	100,000
一般会計へ繰入	△ 3,604	政府職員等失業者退職手当負担金	31,940	35,544
郵政事業特別会計へ繰入	1,340		2,580	1,240
合 計	△1,358,632		61,407,427	62,766,059

次に最近13カ年度間における国立学校歳出予算を展望すると次表に示すように数額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校運営上に与えた影響は極めて大であって、学術教育の進歩発展した姿であることを如実に語るもので

ある。また国立学校運営費における最近13カ年度百分比につき、総額及び組織別に昭和32年度から昭和44年度に亘り人件的経費、物件的経費を主体として続いて掲記する。

◎ 国 立 学 校 関 係 歳

区 分	特 別 会 計				
	44 年 度	43 年 度	42 年 度	41 年 度	40 年 度
国立大学及び学校	150,171,276	131,606,502	119,909,893	104,800,964	88,281,948
大学附属病院	45,725,734	39,518,788	34,072,195	28,671,049	25,750,918
大学附置研究所	18,867,816	17,218,317	17,492,365	14,969,373	12,916,277
施設整備費等	51,881,267	53,825,055	50,298,117	41,987,129	35,200,000
国債整理基金特別会計へ繰入	650,625	753,658	999,864	325,000	178,750
予 備 費	100,000	100,000	300,000	300,000	300,000
国家公務員共済組合負担金	8,730,993	7,379,952	6,584,264	5,612,175	4,961,812
他 会 計 へ 繰 入	34,520	36,784	29,650	10,316	—
小 計 (特別会計)	276,372,253	250,438,696	229,657,351	197,189,568	167,589,705
科 学 研 究 費	6,000,000	5,600,000	4,164,710	3,783,370	3,441,700
在外研究員旅費	—	—	—	本年度から国立 学校特別会計に 移替	307,443
内地研究員旅費	—	—	—	—	20,618
外国人留学生費	375,684	337,478	302,241	301,707,000	206,870
沖縄留学生費	—	—	—	—	—
育英及び学徒援護関係	15,429,014	14,525,045	13,247,834	10,666,814	9,074,660
小 計 (一般会計)	21,804,698	19,862,523	17,714,785	316,175,184	13,021,291
合 計	298,176,951	270,309,219	247,069,895	511,521,573	180,610,996
文 部 省 所 管 全 予 算	742,228,010	652,496,337	604,922,786	527,320,391	466,903,899
一 般 会 計 総 予 算	6,739,574,143	5,049,922,948	5,203,436,743	4,477,147,888	3,744,725,265

(注) 本会報12号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて、相異なる点は掲記した後において

国立学校の運営費中経常的経費と目される経費の13カ年度における歩みにつき百分比
費中人件的、物件的、医療関係、特殊設備に要をもつて示すと次のような数値を得た。

◎国立学校運営費13カ年度百分比

39—44年度分は過年度との比較対照上特別会計となって掲上された施設整備費等共通するものを除き比を採った。

総 表

区 分	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	57.781	56.602	51.175	54.690	52.203	54.44	55.60	57.68	60.2	61.4	62.8	65.2	66.0
旅 費	56.430	55.139	52.624	53.090	52.145	53.43	54.55	56.54	59.0	60.3	61.7	64.1	64.9
物件的経費	1.351	1.463	1.552	1.500	1.058	1.01	1.05	1.14	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1
校 費	31.820	32.780	35.241	34.318	34.726	34.44	33.88	32.13	29.4	28.0	26.8	24.7	23.9
土地建物維持 修繕及新営費	30.320	31.323	33.530	32.560	31.496	30.98	29.98	28.43	26.1	24.9	23.1	21.3	20.3
医療関係費	1.500	1.457	1.710	1.758	3.730	3.46	3.90	3.70	3.3	3.1	3.7	3.4	3.6
そ の 他	9.226	9.528	8.970	9.076	10.087	9.45	8.19	8.51	9.1	8.8	8.9	8.6	8.7
特殊設備費	11.614	0.843	1.227	1.251	1.179	0.75	1.12	0.84	0.7	1.0	0.6	0.6	0.6
	0.012	0.248	0.836	0.765	0.805	0.92	1.21	0.85	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8

出 予 算 13 力 年 度 表

(単位 千円)

一 般 会 計							
39 年 度	38 年 度	37 年 度	36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度
66,872,433	57,862,656	56,862,656	46,059,639	37,977,177	32,320,763	29,099,138	26,934,769
17,768,778	15,496,030	15,496,030	12,902,948	10,299,020	8,520,740	7,756,565	7,119,242
8,601,334	6,627,537	6,627,537	5,508,084	4,341,424	3,832,875	3,161,040	2,799,992
18,972,685	13,209,414	13,209,414	7,166,793	4,394,681	3,547,876	3,117,349	2,994,395
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2,883,340	2,471,227	2,472,227	2,159,196	1,798,487	1,112,832	901,420	723,852
—	—	—	—	—	—	—	—
115,103,570	94,966,864	94,666,864	73,796,660	58,810,789	49,335,076	44,035,512	40,652,250
2,257,000	2,507,000	2,507,000	2,194,000	1,819,406	1,546,044	1,442,040	1,222,000
210,260	191,000	191,000	191,000	160,000	166,000	110,000	110,000
20,619	18,916	18,916	18,101	6,062	6,062	6,380	6,715
113,253	103,709	103,709	76,620	56,020	50,500	39,600	24,000
—	33,750	33,750	29,705	21,151	18,582	17,805	15,000
8,137,480	6,440,929	6,440,929	5,466,897	4,798,495	4,624,606	4,445,254	4,297,736
11,238,611	9,295,304	9,295,304	7,976,323	6,861,129	6,405,795	6,061,079	5,666,117
126,342,181	103,962,168	103,962,168	81,772,983	65,671,918	55,740,880	50,096,591	46,318,367
360,476,723	298,532,311	298,532,311	241,619,095	194,789,186	170,912,363	154,153,275	145,765,627
2,972,195,117	2,480,959,228	2,480,959,228	1,952,776,277	1,569,674,702	1,419,248,163	1,321,229,502	1,137,464,880

補正予算が成立したものについては、補正後の予算を掲記したことによるからである。

◎各職組織別運営費13力年度百分比

(1) 大学学校分

区 分	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	63.650	63.921	61.664	62.074	60.985	61.40	61.82	64.37	67.7	68.5	69.9	71.7	72.9
旅 費	63.025	62.133	59.811	60.280	59.758	61.18	60.60	63.05	66.3	67.2	68.7	70.5	71.6
物 件 的 経 費	1.625	1.788	1.851	1.794	1.227	1.11	1.22	1.32	1.4	1.3	1.2	1.2	1.3
校 費	33.620	35.144	37.383	36.922	37.950	37.00	36.91	34.60	31.5	30.2	29.4	27.4	26.3
土地建物維持修繕及新営費等	81.568	33.136	35.018	34.578	33.783	33.40	31.96	29.97	27.4	26.5	24.7	23.3	22.0
その他	2.052	2.008	2.365	2.343	4.167	4.30	4.95	4.63	4.1	3.7	4.7	4.2	4.3
そ の 他	1.404	0.935	0.948	0.998	1.065	0.90	1.22	1.03	0.8	1.3	0.7	0.9	0.8

(2) 大学附属病院の分

区 分	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	42.712	40.336	39.218	38.007	35.659	37.60	40.44	39.91	40.3	43.0	41.1	46.5	46.0
旅 費	42.485	40.101	38.937	37.753	35.445	37.37	40.19	39.63	40.0	42.8	43.9	46.3	45.8
物 件 的 経 費	0.227	0.235	0.281	0.252	0.214	0.23	0.25	0.28	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
校 費	13.911	14.255	15.349	14.810	14.614	14.95	16.40	16.59	14.0	10.8	9.1	8.7	9.6
土地建物維持修繕及新営費等	13.705	14.020	15.056	14.313	13.697	13.50	14.80	14.95	12.6	9.1	7.8	7.3	8.0
医療関係費	0.206	0.235	1.958	0.492	1.417	1.45	1.60	1.64	1.4	1.7	1.3	1.4	1.9
医 療 関 係 費	43.377	45.409	45.433	47.183	49.727	47.45	43.16	43.50	45.7	46.2	46.8	44.8	44.4

(3) 附置研究所

区 分	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
人 件 的 経 費	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
俸給手当など	40.776	37.995	32.592	34.547	34.992	38.89	38.66	41.90	43.7	42.8	44.3	48.5	51.0
旅 費	38.981	36.199	30.649	32.727	33.399	37.20	37.33	40.35	42.2	41.3	42.8	47.3	49.7
物件的経費	1.795	1.796	1.943	1.820	1.593	1.69	1.33	1.55	1.5	1.5	1.5	1.2	1.3
校 費	57.330	57.217	58.402	52.827	52.785	50.41	46.15	47.10	48.0	48.0	44.7	38.6	37.0
土地建物維持修繕及新営費等	57.274	57.177	58.371	52.694	52.348	49.87	45.57	46.61	47.1	47.1	44.0	37.7	35.8
その他の	0.068	0.030	0.031	0.132	0.437	0.54	0.57	0.49	0.9	0.9	0.7	0.9	1.2
特殊設備費	1.894	2.080	5.389	5.288	4.313	1.14	2.26	1.10	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
	2.038	2,708	3.617	7.338	7.910	9.56	12.93	9.90	7.3	7.3	10.1	10.0	11.1

前表によって最近13カ年度間における国立学校運営に関する経費の推移を総表および3組織の国立学校、病院、研究所を通じての表について見ると、人件的経費は漸次比率の減少を示すか増減なく保合であるかの状態を示してであったが、44年度においては相当に増加するに至った。学部新設、拡張等の結果人員の増加と俸給上昇改定に基因するものであろう。物件的経費の校費においては僅かながらも比率が年々上昇している。時に減少率を示しているのは節減があった年である。これは経常的経費の基幹をなす校費の積算単価を年々引上げ改訂するの結果に外ならないと考えられる。教育研究の基礎原資である経費の堅実化を表わしているものでもあろう。しかもこれらの健全な傾向は大学の数の少ない昔時において人件費物件費が半々と平衡を保っておったように、平衡を回復しつつある傾向と見ることができるのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原理原則がある訳ではない。昔時はその平衡の上に大学が運営されていたという史実によってその判断に到達するのである。大学の数が少ない時代であった昭和の初め帝国大学5官立大学6の比率の姿を考え、またその当時は研究費が不足で困るといった声は比較的少なかったことからして、半々という事実が常道であったと見るこ

とは強ち妥当を欠くものであるとは考えられない。当時にそうした半々の予算を殊更意識して編成したものでないことは、当時の予算編成の経過を追憶しても昇格大学（東京商科大学、官立医科大学）の講座当經常費予算が大体人件費、物件費が半々ということで組まれたことが唯一の寄りどころであるのと、大学の全予算において自然に人件的経費と物件的経費との割合が結果的に半々となったのに過ぎないことであらう。多年に亘って左様な姿であったことからすれば、その姿が原則的なものとして進められ伝承されたものとするべきであらう。

要は人件費、物件費が平衡であるということとは歴史的の事実を基礎としての意味ではあるまいか。

大学における研究費がきわめて不足であるとの情態もここ数年度間において多少緩和されるに至ったが研究資材の値上りと所要の資材が複雑高度化のため、実際問題として予算が増加しても使用面に於ては窮屈になっているのが実情である。而も急速に変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声は未だに消え失せているものではない。莫然と巷間ったえられるのは人の経費に即応する物の経費がバランスしていないということにあるのであろう。予算単価の基準が明確に樹立された以上は新規事

項のみに限らず過去に設けられた事項についても新基準を適用してすっきりした計算を行い大改造すべきではあるまいか。古いものはむしろ予想されないような費用を多額に必要とすることが実情であるといえよう。この計算改造は一般会計より特別会計に繰入れる財源を明確化し特別会計財政の安定性恒久性の確保に役立つ重要な因子であろう。現在のように所管省と財務担当省との合意による基準でも運営上は支障のないことではあるが、時々的情勢によって変動する可能性のある方法によらずにすむように、基準の法制化を建てることは不可能ではあるまいと思うが如何なるものであろうか。いろいろの要素を含んでおくことであるから至難なことであろうが学問研究、教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保に関する条項を国立学校特別会計法中に設けることについて十分に検討の要があるであろう。担当者の独断や好みといったことに左右されない一本筋の通ったものを特別会計法の中にとり入れることは国立学校財政上緊要なことである。

昭和24年学制改革に際しても国立学校の財政

については確固たる見透しもなく教育制度改革のみが先行した。免角金のこととなると必要な事柄と理解しながらも棚上されて莫然となるのが日本の世情である。昭和39年度から国立学校に対しその特殊性が漸く認められて特別会計となり特別会計法の制定となった。昨年末大学制度運営等について色々の形で紛争を生じ、このための是正につき政府社会共に悩み、改善の方針に向っておるのであるが国立大学財政の問題も十分研究して実のある結果を生むことが望ましい。

経常費財源の確保については法の上においては一般会計より繰入れるとだけあって、財源は予算に定むるだけの政府支出金であるため進行上の行政措置は全く制定以前と何等変るところがない。政府より交付する支出金が法の上に明文化されてこそ特殊特別会計の意義と独立性が鮮明されるものであろう。

次に13カ年度間における予算の対照上国立学校職員及び学生生徒数を次表として掲記する。

昭和44年度職員定員は予算上のものである。

◎13カ年度間における国立学校職員数及び学生生徒数調 (単位 千円)

区 分	44年度	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
指 定 職	258	236	217	195	179	—	—	—	—	—	—	—	—
行 政 職	46,513	46,488	45,573	43,376	42,054	40,630	39,019	37,592	31,320	27,888	27,209	26,921	27,636
役 付 職 員	6,362	6,200	6,021	5,750	5,557	5,239	5,019	4,775	4,634	4,523	4,429	4,369	4,525
技 術、一般職員	30,348	25,809	24,944	23,495	22,523	21,560	20,534	19,417	14,916	13,251	12,755	12,442	33,111
技 能 労 務 職 員	9,803	14,474	14,608	14,313	13,974	13,831	13,566	13,400	11,770	10,114	10,725	10,110	
海 事 職													
船 舶 職 員	350	339	335	297	311	310	302	289	251	247	240	234	226
教 育 職	48,112	46,805	45,198	42,364	40,050	38,139	36,212	34,589	33,007	31,861	31,196	30,694	29,951
大 学 長	1	1	1	1	1	78	77	77	75	74	73	72	72
大学研究所教官等	41,153	39,952	38,660	36,334	34,568	33,169	31,733	30,481	29,122	28,065	27,430	26,954	26,233
附属学校等教官	4,500	4,585	4,505	4,354	4,163	3,994	3,942	3,873	3,810	3,722	3,693	3,668	3,646
高等専門学校教官	2,458	2,267	2,032	1,675	1,318	898	460	158	—	—	—	—	—
医 療 職	10,787	10,408	10,240	8,951	8,682	8,447	8,142	7,966	7,678	6,028	5,858	5,828	4,094
医 療 技 術 関 係	1,840	5,666	1,640	1,450	1,357	1,284	1,186	1,070	1,015	871	837	837	
薬 剤 師 関 係	545	542	542	469	469	467	439	439	394	394	371	368	
看 護 婦 関 係	8,402	8,200	8,058	7,032	6,856	6,696	6,517	6,457	6,269	4,763	4,650	4,620	3,968
合 計	106,020	104,276	101,563	95,183	91,270	87,526	83,675	80,436	72,256	66,024	64,603	63,677	61,907
学 生 生 徒 数	453,482	409,590	404,940	400,836	377,211	342,868	355,299	327,883	313,153	315,595	306,641	300,402	301,379

次に昭和39年度から施行された国立学校特別会計法以前8カ年間における国立学校関係歳入予算につき次表を掲記する。

◎国立学校関係歳入予算（一般会計文部省主管）

（単位 千円）

区 分	38 年 度	37 年 度	36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年 度
授業料検定料及入学料	2,777,387	2,217,176	2,106,061	2,019,390	2,015,487	1,901,373	1,807,539	1,694,402
宿 料	47,183	40,981	40,870	40,870	40,396	40,396	40,396	39,956
病院収入	12,855,448	12,474,966	9,990,420	7,095,254	2,954,613	6,038,393	5,512,738	5,089,271
役務収入	200,473	126,496	104,378	91,048	73,392	44,302	42,536	33,589
雑入など	147,535	135,952	123,309	117,793	93,295	80,072	78,733	56,556
	881,781	735,577	670,507	545,518	489,808	589,384	611,733	759,561
用途指定寄付金収入	306,500	6,500	6,708	2,555	2,239	680	6,240	290
合 計	17,216,307	15,739,648	13,042,303	9,912,428	9,666,230	8,694,600	8,099,940	7,673,622

◎大学学部学校病院研究所等の数調

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医療	教員養成系	数養系	文理系	学校
国立学校設置法（昭和24年法律第150号によるもの）									
大 学	3条1項	74	—	—	—	—	—	—	—
学 部	同上	279	62	126	31	54	2	4	—
教 養 部	3条2項	29	—	—	—	—	29	—	—
大 学 院	3条の2、1項	66	—	—	—	—	—	—	—
研 究 科	政令（昭28、51号）	166	46	93	25	2	—	—	—
短 期 大 学	3条の3	25	11	13	1	—	—	—	—
独 立 校	同1項	1	1	—	—	—	—	—	—
併 設 校	同2項	24	10	13	1	—	—	—	—
附 置 研 究 所	4条	71	11	42	18	—	—	—	—
固 有 校	同1項	59	10	32	17	—	—	—	—
共 同 利 用 校	同2項	12	1	10	1	—	—	—	—
高 等 専 門 学 校	7条の2	49	0	(4)	0	—	—	—	49
工 業 学 校		44	—	44	—	—	—	—	—
商 船 学 校		5	—	5	—	—	—	—	—
高 等 学 校	8条	3	—	(3)	—	—	—	—	3
電 波 校		233	—	—	—	—	—	—	233
附 属 学 校		76	—	—	—	—	—	—	76
小 中 学 校		81	—	—	—	—	—	—	81
高 等 学 校		21	—	—	—	—	—	—	21
普 通 学 校		13	—	—	—	—	—	—	13
工 農 学 校	5条1項、政令(昭和29、43号) 文部省令(昭和39、1号) 省令別表9	1	—	(1)	—	—	—	—	1
音 楽 学 校		1	—	(1)	—	—	—	—	1
商 船 学 校		5	—	(5)	—	—	—	—	5
盲 聾 学 校		1	—	—	—	—	—	—	1
養 護 学 校		2	—	—	—	—	—	—	2
幼 稚 学 校		12	—	—	—	—	—	—	12
教 育 施 設	5条	43	—	—	—	—	—	—	43
病 院		173	3	130	35	—	—	—	—
学 部 附 属	省令14条1項	35	—	—	35	—	—	—	—
研 究 所 附 属	省令16条1項別表5	29	—	—	29	—	—	—	—
教 育 施 設	省令29条別表6	6	—	—	6	—	—	—	—
臨 海 実 験 所		138	3	130	—	—	—	—	—
臨 湖 実 験 所		16	—	16	—	—	—	—	—
牧 場 試 験 地		3	—	3	—	—	—	—	—
農 業 試 験 地		2	—	2	—	—	—	—	—
亜 熱 帯 植 物 試 験 地		33	—	33	—	—	—	—	—
		1	—	1	—	—	—	—	—

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
演習植物園	林園	27	—	22	—	—	—	—	—
薬草	園	3	—	3	—	—	—	—	—
畜病	院	2	—	2	—	—	—	—	—
家畜実習場所	場所	10	—	10	—	—	—	—	—
水産実験	場所	6	—	6	—	—	—	—	—
実地地震観測所	観測所	1	—	1	—	—	—	—	—
地磁気観測所	観測所	9	—	9	—	—	—	—	—
超高層大気光観測所	観測所	3	—	3	—	—	—	—	—
園芸実習所	園芸実習所	1	—	1	—	—	—	—	—
海洋生物実習所	海洋生物実習所	1	—	1	—	—	—	—	—
菅平生物実習所	菅平生物実習所	1	—	1	—	—	—	—	—
地殻変動観測所	地殻変動観測所	2	—	2	—	—	—	—	—
(能代大山)	(能代大山)	—	—	—	—	—	—	—	—
志賀自然教育研究室	志賀自然教育研究室	1	—	1	—	—	—	—	—
七飯養魚実習場	七飯養魚実習場	1	—	1	—	—	—	—	—
総合資料研究館	総合資料研究館	1	—	1	—	—	—	—	—
工学機器研究センター	工学機器研究センター	1	—	1	—	—	—	—	—
原子炉共同利用施設	原子炉共同利用施設	1	—	1	—	—	—	—	—
工作センター	工作センター	1	—	1	—	—	—	—	—
低温センター	低温センター	1	—	1	—	—	—	—	—
生物環境調節センター	生物環境調節センター	1	—	1	—	—	—	—	—
計算機センター	計算機センター	5	—	5	—	—	—	—	—
放射線育種共同利用施設	放射線育種共同利用施設	1	—	1	—	—	—	—	—
鉱業博物館	鉱業博物館	1	—	1	—	—	—	—	—
アメリカ研究資料センター	アメリカ研究資料センター	1	1	—	—	—	—	—	—
奈良研究室	奈良研究室	1	1	—	—	—	—	—	—
史料館	史料館	1	1	—	—	—	—	—	—
練習船	練習船	8	—	8	—	—	—	—	—
研究施設	5 条	158	18	89	43	—	—	—	—
学部附属	省令20条別表 6	115	15	59	41	—	—	—	—
研究所附属	省令20条別表 7	35	3	30	2	—	—	—	—
学校教育法（昭和22年法律第26号によるもの）									
大学学部専攻科	57条	172	68	104	—	—	—	—	—
同別科	57条	11	1	10	—	—	—	—	—
各種学校	33条1項	—	—	—	—	—	—	—	—
看護学校	文部・厚生省令指定規則（昭和26年1号）	22	—	—	(22)	—	—	—	22
助産婦学校	同上	18	—	—	(18)	—	—	—	18
保健婦学校	同上	1	—	—	(1)	—	—	—	1
診療放射線技師学校	文部・厚生省令同（昭和36年4号）	19	—	—	(19)	—	—	—	19
衛生検査技師学校	同（昭和33年3号）	16	—	—	(16)	—	—	—	16
歯科衛生師学校	同（昭和25年1号）	1	—	—	(1)	—	—	—	1
歯科技工師学校	厚生省令（昭和31年3号）	2	—	—	(2)	—	—	—	2
特別教育教員養成課程	—	76	—	—	—	76	—	—	—
肢体不自由児教育教員養成課程	—	2	—	—	—	2	—	—	—
養護学校教育教員養成課程	—	3	—	—	—	3	—	—	—
幼稚園教員養成課程	—	1	—	—	—	1	—	—	—
国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号によるもの）									
国立養護教諭養成所	3 条	9	—	—	—	9	—	—	—

E 資 料

1. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について

国大協総第20号

昭和44年 2月28日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 奥 田 東

標記の件に関しては、大学教育の正常化をはかるため、各国公私立大学団体において、毎年申し合わせを行なってきたことはご承知のとおりであります。当協会としては、昭和44年度大学卒業予定者についても、去る12月19日開催の第42回総会の際の趣旨により、この申し合わせを行なうこととし、去る1月28日別紙の通り就職推薦選考開始時期等について申し合わせを行ないましたので、ご了解下されたくこの旨ご連絡いたします。なお、申し合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学にあっては例年のとおり10月1日以降実施を厳守することになっておりますので、特にご留意の上ご協力下さるようお願いいたします。別途本件に関しては昭和44年2月8日付文大生第141号をもって文部省大学学術局長よりも各大学長あて通知される趣であります。各国立大学におかれては、大学教育本来の立場から学内教官その他関係者に対し申

し合わせの趣旨の徹底をはかり、その実施に関し実効をあげ得るよう一層のご協力のほどお願いいたします。

なお、この問題に関連して、国立九大学法・経学部長会議において別紙(2)写のような申し合わせをしておりますのでご参考までにお送りいたします。

追って、当協会より全国の各事業所団体の代表者に対して別紙の依頼状を送付し、協力方を要望いたしましたので貴学におかれても右の趣旨を十分ご了解の上何分のご配意を賜わりたく併せてご通知いたします。

別 紙

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和44年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、7月1日より前には一切行わないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和44年 1月28日

国立大学協会
 会長 奥 田 東
 公立大学協会
 会長 外 山 修
 日本私立大学連盟
 会長 永 沢 邦 夫
 日本私立大学協会
 会長 稗 方 弘 毅
 私立大学懇話会
 会長 高 垣 寅次郎
 国立短期大学協議会
 会長 松 村 定 雄
 全国公立短期大学協会
 会長 各 務 虎 雄
 日本私立短期大学協会
 会長 松 本 生 太

経済学部 長 大 内 力
 名古屋大学 法学部 長 北 沢 正 啓
 経済学部 長 城 島 国 弘
 京都大学 法学部 長 加 藤 新 平
 経済学部 長 堀 江 英 一
 大阪大学 法学部 長 覚 道 豊 治
 経済学部 長 木 下 和 夫
 神戸大学 法学部 長 山 田 幸 男
 経済学部 長 北 野 熊 喜 男
 経営学部 長 丹 波 康 太 郎
 九州大学 法学部 長 井 上 正 治
 経済学部 長 木 下 悦 二
 一橋大学 法学部 長 田 上 穰 治
 経済学部 長 小 島 清
 商学 部 長 地 田 知 平
 社会学部 長 西 順 蔵

別 紙 (2)

昭和44年 1 月 31 日

国立九大学法・経学部 長 会 議 申 し 合 わ せ
 われわれは、本日一橋大学において、会議を
 開き、就職問題に関し、次のように申し合わせ
 た。と

記

1. 就職事務の開始は 7 月 1 日以降とする。
2. 正式推薦は 10 月 1 日以降とする。

国立九大学法・経学部 長 会 議 は、学生との事
 前接触・事前選考などについて企業側が自主
 的に協定を作成し、それを企業相互の信義に
 従って有効に実施されるよう強く要望する。

北海道大学 法学部 長 山 畠 正 男
 経済学部 長 前 田 新 太 郎
 東北大学 法学部 長 世 良 晃 志 郎
 経済学部 長 鍋 島 達
 東京大学 法学部 長 平 野 竜 一

国大協総第20号 2

昭和44年 2 月 28 日

各事業所団体代表者殿

国立大学協会

会長 奥 田 東

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等
 について (依頼)

国立大学卒業者の就職につきましては、例年
 格別のご配慮をわずらわし、深く感謝申し上げ
 ます。

当協会におきましては、このたび昭和44年度
 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等
 について別紙(1)写のとおり、各国立大学長あて通
 知し、趣旨の達成のためさらに努力することにな
 りました。

改めて申し上げるまでもなく、最終学年に在
 学する学生にできるだけ勉学に専念させ十分な
 教育効果をあげた上で、その適性に応じた就職

先を選定せしめることが大学側のかねてからの
念願であります。このことは同時に求人側の要
請される人材確保にも応え得る途であることを
確信いたしておるのであります。近年就職事
情の激化に伴い、大方のご協力にもかかわら
ず、求人側の事前選考がきわめて早い時期に行
なわれ、学生もまた早い時期から求人側を訪問
する事例が毎年増加しており、教育上はもちろ
ん学生指導上まことに憂慮に堪えないところで
あります。貴連盟（協会）（会議所）におかれ
ては、以上の事情をとくにご了承下され、貴傘
下各事業所等において、大学側の苦慮するところ
を十分ご理解の上、何分のご協力を得られま
すよう、お取り計らいのほど何卒よろしくお願い
いたします。

追って、国立九大学法・経学部長会議におい
ては別紙(2)写のとおり申し合わせを行ないこれ
が有効に実施されるよう企業側に強く要望して
おりますので、右についても格別のご理解をい
ただきたく併せてお願いいたします。

2. 昭和45年度国立学校特別会 計新規概算要求について

昭和45年度国立学校特別会計新規概算要求に
あたっては、大学の現状および将来のあり方を
十分考慮のうえ基準的経費の充実、教育・研究
条件の整備等質的充実に重点をおくこととする。

新規事項については、教育・研究上または社
会的要請等からみて必要度がきわめて高いもの
に限定することとする。

なお、学部、学科、病院、研究所等で既定の
計画のあるものについては、慎重に検討のう

え、必要と認められるものを取り上げることと
する。

1 国立学校

1. 学科の新設改組

学科の新設、改組については、社会的要
請、学部の質的整備の観点から緊要のものに
限る。

2. 附属研究施設、実習施設、センター等の新 設整備

既設のものの整備に重点をおき、新設につ
いては、教育・研究体制整備の観点から緊
要のものに限る。

3. 教員養成学部の整備

教員養成の充実のため教員養成学部および
附属学校の整備をはかる。

4. 短期大学の新設整備

医療技術短期大学等の新設整備につい
ては、特に必要のあるものについて、必要な諸
条件を勘案のうえ取り上げる。

5. 情報科学等新分野に関する教育・研究の推 進情報科学その他教育・研究上特に推進を 必要とする新分野については、当該要請にそ う適切な内容のものについて考慮する。

6. 厚生補導の整備充実

学生に対する合宿研修・課外活動の整備充
実をはかるとともに、学生指導のための広報
活動を含め、学生指導上の新しい企画につい
ては、その可能性および効果を検討して、積
極的に取り上げる。

また、保健管理センターの新設につい
ては、当該大学の態勢を勘案して、その推進を
はかる。

7. 留学生教育の整備充実

留学生の教育指導体制については、大学の
実情に即して、その整備充実をはかる。

8. 大学附属図書館の整備充実

大学附属図書館については、近代化の方向にそって整備充実をはかる。

II 大学附属病院

1. 病院教官等の充実

大学附属病院の指導体制および診療体制を強化整備する等のため、病院教官（常勤および非常勤）の増員をはかるとともに、臨床研修の改善に努める。

2. 看護要員の充実

人事院判定の趣旨実現を目途に、年次計画をもって看護要員の整備充実をはかる。

III 大学附置研究所

1. 研究所の新設、改組については、学術研究の動向を勘案しつつ、総合的かつ長期的な観点から慎重に検討する。

2. 研究所の整備については、学術研究の動向を勘案しつつ、緊要なものにつき検討する。

IV 重要基礎研究の推進

がん、脳、地震予知・防災科学、宇宙科学、原子力、情報科学に関する研究など重要基礎研究については、総合的、計画的にその推進をはかる。

V 施設の整備

昭和45年度における国立学校の施設整備（各所新営的なものは除く）については、施設の長期計画の策定を一層促進して、これに基づき当該国立学校の施設の実態に即して整備をすすめるものとする。

また、学部、学科、病院、研究所等の新増設にともなう新規事業についての計画は、できるかぎり上記の計画中にあらかじめ予定しておくこととし、その具体的実施にあたっては、立地条件ならびに管理運営の態勢等を考慮のうえ、計画的な施設整備を行なう。

なお、事業はできるだけ重点的に実施することとし、このため国庫債務負担行為制度を活用する等、工事实施の合理化をはかるものとする。

3. 大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について

最近各地の大学に学生の要求や運動をめぐる紛争が相ついでおこっており、これに伴って大学の管理運営および教育の在り方について改善がさげばれ、すでに中央教育審議会においては、去る4月30日政府に対し答申が出され、他方大学側においても、東京大学の大学改革準備調査会が検討試案ともいふべき覚書をだされたほか、その他の大学においてもこの問題について検討されている向きがあるやに聞いております。

以上の諸情勢にかんがみ、当協会におきましては、去る5月9日大学運営協議会大学問題研究部会および理事会を開催し、これらの問題について協議した結果、中央教育審議会の答申については当協会会長談話（別途送付）を公表することとし、また、大学側の改革案等については、それぞれ事情を異にする各大学の意見を取りまとめ、当協会としての統一見解を得ることは困難と思われますので、この際当協会としては、東京大学その他大学側の案を各大学の参考資料として下記により斡旋配付し、各大学間の連絡強化をはかるべきであるということになりました。

これらのことにつきましては、いずれ6月開催の総会においてご報告して了承を得る予定ですが、この際貴学において他大学の参考

となる資料があればご供与くださるよう何分のご協力をお願いいたします。

記

- 1) 差当たり，東京大学大学改革準備調査会から今日までに公表された覚書1組（部）を参考資料として無償配付します。

なお，学内検討用として，さらに入用の向きは，印刷の関係上 月 日までに所要部数をお申込み下さい。この場合は，印刷費1組（部） 円および送料実費を負担願います。

- 2) なお，東京大学大学改革準備調査会におい

ては，今後も逐次覚書を作成される由でありますので，これについても予め所要部数のお申込みを願えれば，印刷の都度当協会よりお送りすることができ，何かと便利でありますから，できればこれについても所要部数をお申込み願います。（この場合の経費は，現在未定のため送付の際ご連絡します。）

- 3) 東京大学以外の大学で，大学改革案等を作成された向きは，できれば各大学配付用として80部を当協会にお送り願います。この場合，各大学の増加部数配付方法は，上記の東京大学の例に準じて取り扱うことにします。

F そ の 他

1. 学長・役員等の移動について

会報第43号報告以降、学長・役員等の異動は次の通りである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
帯広畜産大学	山極 三郎	大原 久友 (事務取扱)
宇都宮大学	大政 正隆	西山 太平 (事務取扱)
千葉大学	川喜田愛郎	湊 顕 (事務取扱)
東京大学	加藤 一郎 (事務取扱)	加藤 一郎
東京外国語大学	小川芳男	鐘ヶ江信光 (事務取扱)
東京工業大学	斯波 忠夫	加藤 六美 (事務取扱)
電気通信大学	松村 定雄	岡田 幸雄 (事務取扱)
横浜国立大学	中村 康治	水戸部正男 (事務取扱)
新潟大学	山内 峻呉	鈴木 保正 (事務取扱)
"	鈴木 保正 (事務取扱)	長崎 明 (事務取扱)
富山大学	横田嘉右衛門	三橋 監物 (事務取扱)
"	三橋 監物 (事務取扱)	竹内豊三郎 (事務取扱)
静岡大学	渡辺 寧	小野 勝次
名古屋大学	篠原 卯吉	芦田 淳 (事務取扱)

名古屋工業大学	佐藤知雄	城戸 久 (事務取扱)
大阪大学	岡田 実	山本 巖 (事務取扱)
大阪教育大学	小林 篤郎	芦田 弘 (事務取扱)
"	芦田 弘 (事務取扱)	高橋 陸男 (事務取扱)
"	高橋 陸男 (事務取扱)	中村 治 (事務取扱)
神戸商船大学	小田 義士	平 勇登 (事務取扱)
和歌山大学	斎藤利三郎	広橋 次郎
岡山大学	赤木 五郎	谷口 澄夫 (事務取扱)
広島大学	川村智治郎	三好 稔 (事務取扱)
"	三好 稔 (事務取扱)	飯島 宗一
山口大学	市川 禎治	田中 弘道 (事務取扱)
九州大学	水野 高明	原 俊之 (事務取扱)
"	原 俊之 (事務取扱)	間田 直幹 (事務取扱)
長崎大学	後藤 敏郎	栗原 道德 (事務取扱)
"	栗原 道德 (事務取扱)	中塚 正行
熊本大学	柳本 武	荒木 雄喜 (事務取扱)
"	荒木 雄喜 (事務取扱)	忽那 将愛 (事務取扱)

(2) 役員等の交替

役職名

副会長

(旧) 渡辺 寧 (静岡)

増田 四郎(一 橋)

(新) 本川 弘一(東 北)

和達 清夫(埼 玉)

理 事

(旧) 渡辺 寧(静 岡)

(新) 小野 勝次(静 岡)

(旧) 川村智治郎(広 島)

(新) 飯島 宗一(広 島)

(旧) 原 俣之(九 州)(事務取扱)

(新) 問田 直幹(九 州)(事務取扱)

(旧) 斯波 忠夫(東京工業)

(新) 加藤 六美(東京工業)(事務取扱)

(旧) 篠原 卯吉(名古屋)

(新) 芦田 淳(名古屋)(事務取扱)

監 事

(旧) 岡田 実(大 阪)

(新) 山本 巖(大 阪)(事務取扱)

第2常置委員会委員長

(旧) 小川 芳男(東京外国語)

(新) 秋月 康夫(群 馬)

第5常置委員会委員長

(旧) 篠原 卯吉(名古屋)

(新) 欠

第6常置委員会委員長

(旧) 斯波 忠夫(東京工業)

(新) 欠

医学教育に関する特別委員会委員長

(旧) 川喜田愛郎(千 葉)

(新) 欠

図書館特別委員会委員長

(旧) 川村智治郎(広 島)

(新) 波多野完治(お茶の水女子)

入試期特別委員会委員長

(旧) 渡辺 寧(静 岡)

(新) 本川 弘一(東 北)

(3) 委員の委嘱

1) 第3常置委員会専門委員(文化系サークル関係)

大場和夫(北海道), 佐藤次郎(東北),
佐藤博(茨城), 西野間幸雄(東京学芸)

2) 研究所特別委員会専門委員

鈴木弘(東京), 山田勇(一橋経済研)

3) 大学運営協議会

臨時委員 武田 隆夫(東京)

専門委員 滝川 春雄(大阪)

4) 第6常置委員会専門委員

福田 文夫(東京学芸), 稲野 信力(電気通信),
(給与関係)慶谷淑夫(東京工),

5) 図書館特別委員会専門委員

松田 智雄(東京)

2. 罹災大学に対する災害見舞について

- 1) 昭和44年5月13日午後6時45分頃, 静岡大学旧理学部化学実験室付近から出火, 10教室全焼。2) 同5月19日午後5時頃, 東北大学元教養部教室1棟全焼。
趣につきそれぞれ見舞の電報を送った。

3. 寄贈図書

第3回日韓ユネスコ学生交換計画報告書

日本ユネスコ協会連盟

大学一般教育の展望 近畿地区大学一般教

育研究会

Scholarly books in America(may through

July 1968)

運審付置大学問題小委員会報告
日本学術会議
東大七学部集会における確認書についての
法律的検討(法制局覚書) 文 部 省
七学部代表団との「確認書」について
東 京 大 学
「大学の歴史」Energy 20号(特集)
エッソスタンダード石油弘報部
東大紛争と大学問題(中間報告)自民党政調会
第24回日本ユネスコ運動全国大会
日本ユネスコ協会連盟
かくてストは解決した(慶応義塾大学の場合)
大学問題研究会(今日の問題社)
中・高一貫教育の研究と実践
広島大附属福山中・高校
教育改革試案 自民党文教制度調査会

学寮に関する研究資料(第1輯)(第2輯)

愛 媛 大
文部広報「学園における学生の地位について」
文 部 省
商経学叢 No. 38 近 畿 大
「学生参加」問題に関する資料 九 州 大
婦人の現状(昭和44年) 労 働 省
Universitas (Vol. 11 No. 1 68)
大学における学生の地位・参加問題について
(44. 4. 10) 日本私大連盟
黒い巨塔の中から
日大統計学科事件を訴える }
統計学科事件報告Ⅱ }
日大生産工学部統計学教室
大学病院における社会保険診療の経過について
全国国立大学病院財団法人協会
海後宗臣 寺崎昌男 大学教育 著 者

窓

事務局長と学風

私事を申して恐縮であるが、小生昭和33年小樽商大事務局長を拝命してから早いものでもう12年を経過した。その間五大学を転任して歩いた訳であるが、各大学それぞれの異なつた学風というものがあり、考えてみると中々興味深い比較論が成立つ。事務局長というポストの法制的地位は勿論厳として定まっている訳だが、各大学における相対的地位というものは皆まちまちであり、その取扱いに大学の学風が極めて明瞭にシンボライズされているように思われる。

旧制の高等専門学校が寄り集まって造られた新制大学においては、創立当時の新しい事務局長という制度の取扱いについては各々異なつた思惑というものがあったし、又初代の事務局長の個性がそこに反映したことも少なくなかつたと思われるのである。小生も経験したことだが、旧制高専における「事務官」というものの校内における地位も、多少事情を異にするとはいえ創設当時においては少々相似たものがあつたと思う。

新制大学がはじまつて20年。発足当時とは比較にならぬ立派な建築が各大学とも続々と出来上がりつつあるが、その中味を支えるものは人でありチームワークであらう。そのチームワークの一員である事務局長の地位が、その大学の学風の中でどのような立場を占めるか、局長個人の自覚と共にこれからの大きな課題であらう。

(岩手大学事務局長 田名部貞宣)